

射水市公共施設等 総合管理計画（素案）

平成 28 年 7 月
射水市

目 次

第 1 章	はじめに	1
1	公共施設等総合管理計画策定の経緯	1
(1)	背景と目的	1
(2)	計画の位置づけ	1
2	本計画の対象施設	3
3	計画期間	3
第 2 章	公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1	公共施設等の現況	4
(1)	検討対象施設の整理	4
(2)	公共施設（建物）の状況	7
(3)	インフラ資産の状況	9
2	類似自治体との比較	12
(1)	類似自治体との比較に当たって	12
(2)	比較結果	13
3	人口の現況と今後の見通し	14
(1)	人口の推移	14
(2)	年齢 3 区分別人口の推移	15
(3)	今後の人口の見通し	16
4	財政の状況と今後の見通し	18
(1)	歳入の推移	18
(2)	歳出の推移	19
(3)	実質公債費比率・将来負担比率の推移	20
(4)	今後の財政の見通し	21
5	公共施設等に係る更新費用の見通し	23
(1)	公共施設（建物）の更新費用の見通し	26
(2)	インフラ資産の更新費用の見通し	27
(3)	公共施設等の更新費用の見通し	30
6	公共施設等の更新に係る財政負担（普通会計ベース）	32
7	市民アンケート調査の結果	34
8	公共施設等維持管理上の課題	39

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方向性 . . . 41

1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	41
2 実現するための基本的な考え方	43
(1) 点検・診断等の取組	43
(2) 維持管理・修繕・更新等の取組	43
(3) 安全確保の取組	44
(4) 耐震化の取組	45
(5) 長寿命化の取組	45
(6) 統合や廃止の取組	47
(7) 持続可能な施設管理・運営の取組	47
(8) 将来的な施設建設抑制の取組	49
(9) ソフト事業の充実に向けた取組	49
3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の基本的な考え方	50
(1) 推進体制の構築	50
(2) 職員研修の実施	50
(3) 情報の一元管理	50
4 フォローアップの基本的な考え方	51

第4章 施設類型ごとの管理に関する方向性 52

1 市民文化系施設	56
2 社会教育系施設	61
3 スポーツ・レクリエーション系施設	65
4 産業系施設	69
5 学校教育系施設	71
6 子育て支援施設	74
7 保健福祉施設	78
8 医療施設	82
9 行政系施設	83
10 公営住宅	87
11 公園	89
12 供給処理施設	91
13 その他施設	93
14 病院施設（市民病院事業会計）	95
15 普通財産	96
16 インフラ資産	98

第5章 公共施設マネジメントに向けた目標設定	100
1 公共施設の目標	100
2 インフラ資産の目標	101
参考資料 今後の公共施設マネジメントに向けた取組事例 . .	102
用語解説	105

第1章 はじめに

1 公共施設等総合管理計画策定の経緯

(1) 背景と目的

射水市は、平成17年11月に1市3町1村が合併して誕生しました。本市が現在保有している公共施設の多くは、合併前の各自治体において高度経済成長期の人口増加に伴う時代の潮流や市民ニーズを背景としてそれぞれ整備されてきたものです。

今後、複数の同種目的施設を含めたこれらの多くの公共施設等が、老朽化により改修・更新時期を一斉に迎えることとなり、多額の維持更新費用が必要となることが予測されます。

その一方で、人口減少や超高齢社会の進行に伴い、税収の減少等が予想される厳しい財政状況の中では、現在の公共施設をそのまま維持更新していくことは、市政経営に大きな負担となり、ひいては真に必要な市民サービスに影響を及ぼすことが予想されます。

この公共施設の老朽化対策は、国においても国家的課題として捉え、公共施設の最適配置、最適利用の実現に向け、インフラ資産を含む公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう、すべての地方公共団体に対し要請を行っています。

とりわけ本市のように平成の大合併によって機能的に重複した公共施設を複数所有することとなった自治体には喫緊の課題であり、公共施設の統廃合については合併の最大のメリットであることから、これまでも射水市公共施設の統廃合方針を策定するなど、行財政改革の一環として積極的に進めてきているところです。

また、本年6月にとりまとめた射水市公共施設白書において、公共施設を取り巻く現状を整理する上で明らかとなった課題からも、将来にわたって健全な行財政運営を継続していくためには、さらに強力に進めていかなければならないことが見えてきました。

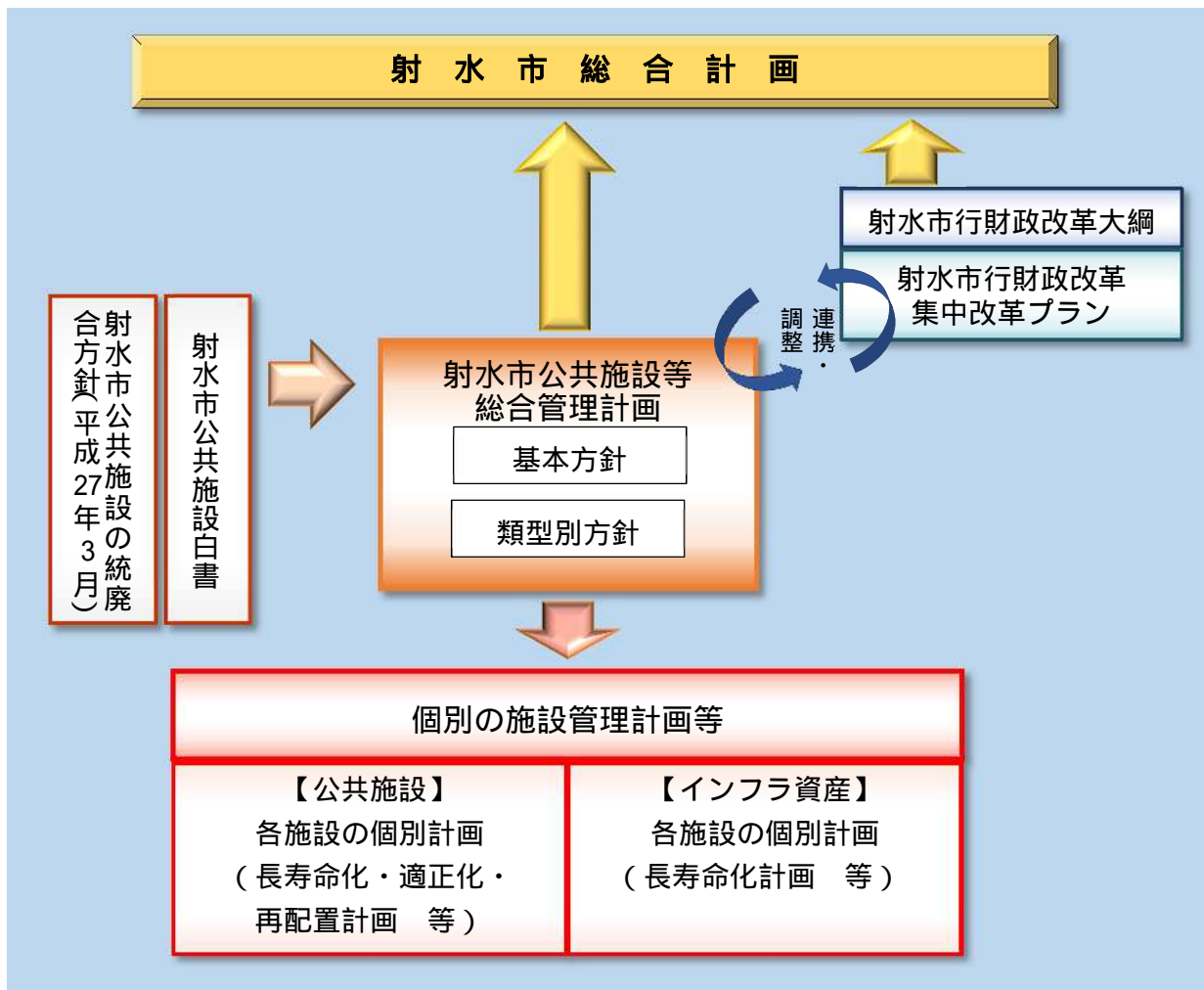
これらのことから、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで、子や孫の世代に適切に引き継いでいけるよう「射水市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置付け

この総合管理計画は、本市の最上位計画である「射水市総合計画」を行財政改革の観点から下支えする計画であり、「射水市行財政改革大綱」に基づく「射水市行財政改革集中改革プラン」と連携・調整を図りつつ、本市の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。

今後、策定する個別の施設管理計画等については、総合管理計画を踏まえ策定していくこととします。

【計画の位置付け】

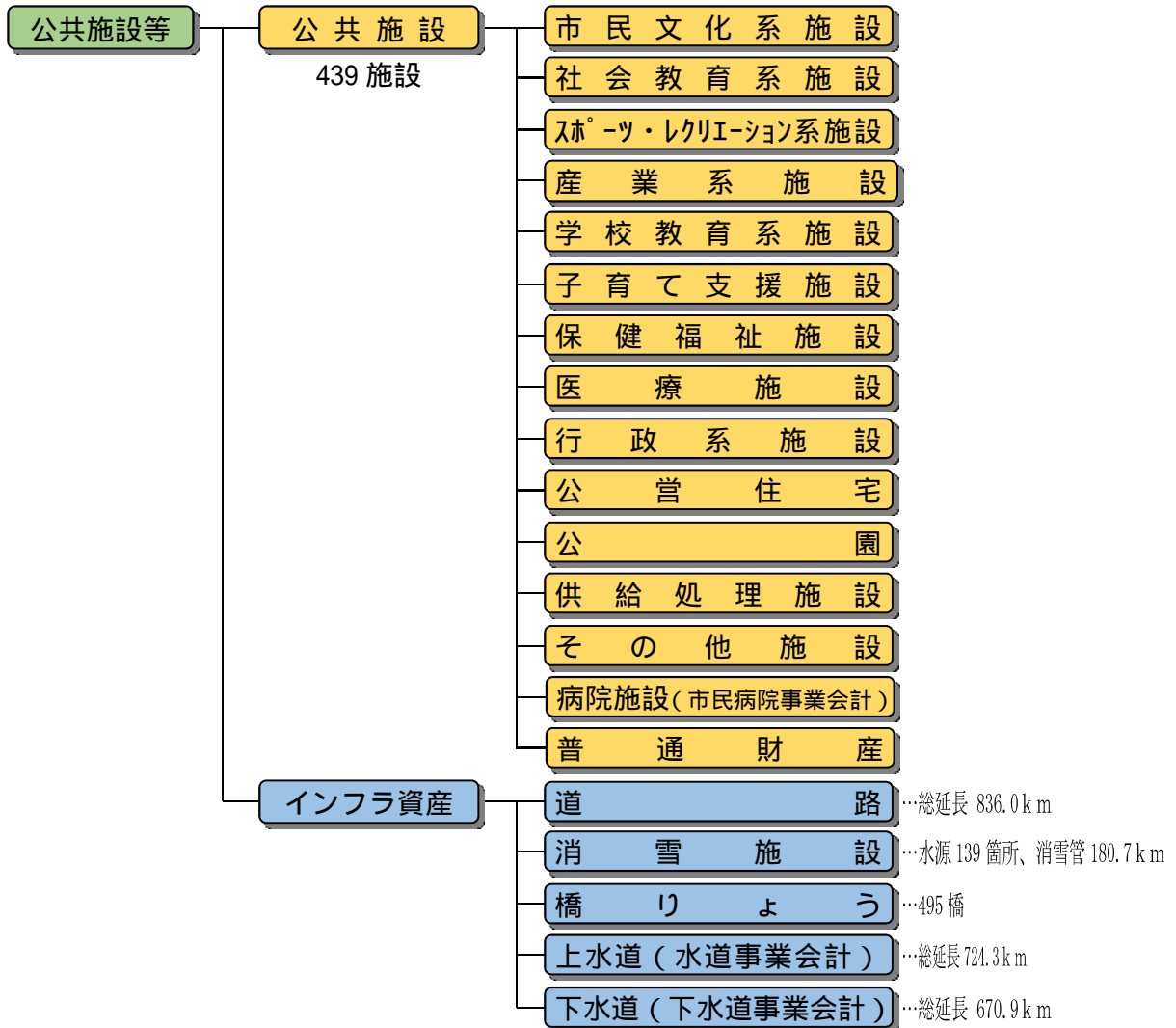


2 本計画の対象施設

本市が所有する公共施設は 439 施設（うち普通財産 24 施設）であり、インフラ資産は、道路が総延長約 836.0 km、橋りょうが 495 橋、上水道が総延長 724.3 km、下水道が総延長 670.9 km です。

本計画では、本市が所有する公共施設等を検討対象施設とし、以下の公共施設（建物）15 類型およびインフラ資産 5 類型を基本として整理します。

【検討対象施設・施設類型】



公共施設には、賃借物件を含む。

3 計画期間

公共施設等の計画的な管理・運営の推進においては、中長期的な視点が不可欠であり、本市では昭和 50 年から平成元年にかけて整備された公共施設等が多あることから、その更新や大規模改修が集中する期間を含む平成 66 年度までの 40 年間で計画期間と設定します。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況

(1) 検討対象施設の整理

検討対象施設の概要は、以下の表に示すとおりです。

平成27年4月1日現在

大分類	中分類	小分類	施設名	箇所	延床面積	
市民文化系	集会施設	コミュニティセンター	放生津、新湊、庄西、作道、片口、堀岡、海老江、七美、本江、塚原、三ヶ、戸破、橋下条、金山、大江、黒河、池多、太閤山、中太閤山、南太閤山、浅井、櫛田、水戸田、二口、大門、大島、下村	27	34	29,197.38 m ²
		公民館	中央公民館	1		
		生涯学習	小杉勤労青少年ホーム、働く婦人の家	2		
		その他集会	新湊ふれあい会館、大島エントランス広場、庄川水辺の交流館、下村交流センター	4		
	文化施設	ホール	新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館	3	3	19,165.41 m ²
社会教育系	図書館	図書館	中央図書館、新湊図書館、正力図書館、大島図書館、下村図書館	5	5	5,525.31 m ²
	博物館等	博物館等	新湊博物館、小杉展示館、竹内源造記念館、正力・小林記念館、陶房「匠の里」、大島絵本館、下村加茂遺跡展示室、下村民俗資料館	8	10	6,983.51 m ²
		埋蔵文化財等	埋蔵文化財整理室・考古資料展示室（旧大島図書館分館）	1		
		その他社会教育系施設	視聴覚ライブラリー	1		
スポーツ・レク系	スポーツ	主要体育館	新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館、下村体育館	6	45	37,410.10 m ²
		地区体育館	大島中央公園コミュニティ体育館、海老江体育館、七美体育館、本江体育館	4		
		主要グラウンド	サン・ビレッジ新湊、大島中央公園コミュニティ広場、歌の森運動公園多目的グラウンド、下村グラウンド	4		
		地区グラウンド	本江グラウンド、七美公園グラウンド、水戸田グラウンド、櫛田グラウンド、浅井グラウンド、太閤山グラウンド、大江グラウンド、防災広場、奈呉の江東公園グラウンド、奈呉の江西公園グラウンド、庄川左岸緑地多目的広場、大島北野河川公園多目的広場グラウンド	12		
		テニスコート	新湊テニスコート、下村テニスコート、歌の森運動公園テニスコート、堀岡緑地テニスコート	4		
		野球場	歌の森運動公園野球場、薬勝寺池南公園野球場、堀岡緑地野球場、庄川左岸緑地野球場	4		
		サッカー場	薬勝寺池南公園サッカー場	1		
		相撲場	グリーンパークだいもん相撲場、太閤山公園相撲場	2		
		弓道場	大島弓道場	1		
		プール	海竜スポーツランド	1		
		パークゴルフ場	パークゴルフ南郷、下村パークゴルフ場、中山公園パークゴルフ場、万葉パークゴルフ場	4		
		その他スポーツ	グリーンパークだいもん中央緑地広場、下村馬事公園	2		
	レク・観光	その他レク・観光	いみず観光情報館、大島北野河川公園ピクニック広場パーベキュー卓、庄川水辺の楽校、串田新遺跡公園	4	4	186.80 m ²

公共施設には、賃借物件を含んでいます。

平成27年4月1日現在

大分類	中分類	小分類	施設名	箇所	延床面積	
産業系	産業系	農村環境	新湊農村環境改善センター、大門農村環境改善センター、大島農村環境改善センター	3	11	5,968.61 m ²
		地域振興・休憩	川の駅新湊、道の駅新湊	2		
		浴場	大門コミュニティセンター	1		
		その他産業系	ふれあい農園、第1高齢者ふれあい健康農園、第2高齢者ふれあい健康農園、庄川左岸緑地分区分園、稲積リバーサイドパーク揚水施設	5		
学校教育系	学校	小学校	放生津、新湊、作道、片口、堀岡、東明、塚原、小杉、金山、歌の森、太閤山、中太閤山、大門、下村、大島	15	21	156,973.61 m ²
		中学校	新湊、新湊南部、射北、小杉、小杉南、大門	6		
	その他教育	学校給食センター、教育センター	2	2	2,668.53 m ²	
子育て支援	保育園・幼稚園	保育園	放生津、八幡、新湊、新湊西部、片口、塚原、金山、大江、千成、池多、大門きらら、大島南部、下村	13	16	14,025.48 m ²
		幼稚園	本江、七美、大門わかば	3		
	幼児・児童	児童館	堀岡、海老江、太閤山、大門、大島、下村	6	10	3,918.51 m ²
		放課後児童クラブ	とねりこ学級(片口小)、なでしこクラブ(堀岡小)、ピノキオ学級B(歌の森小)、ひばり学級(小杉小)	4		
保健福祉	高齢者福祉	ふれあいサロン	新湊中央ふれあいサロン、小杉中央ふれあいサロン、小杉南部ふれあいサロン、いきいきサロン大門、大島憩いのサロン	5	7	2,898.87 m ²
		その他高齢者福祉	足洗老人福祉センター、小杉ふれあいセンター	2		
	保健	保健センター	新湊、小杉、大門、大島、下村	5	5	3,545.92 m ²
	その他社会福祉	福祉会館等	堀岡福祉センター、小杉社会福祉会館、新湊交流会館	3	4	4,107.10 m ²
その他社会福祉	子どもの権利支援センター	1				
医療	医療	診療所	下村はぎ診療所	1	2	646.74 m ²
		その他医療	健康管理センター	1		
行政系	庁舎等	庁舎	小杉、新湊、大門、大島、下、布目庁舎別館、布目庁舎	7	7	29,135.61 m ²
	消防	消防署	射水消防署、新湊消防署、射水消防署大門出張所、新湊消防署東部出張所	4	30	10,724.30 m ²
		消防分団屯所	戸破、三ヶ、橋下条、金山、大江、黒河、池多、太閤山、中・南太閤山、大門、櫛田、浅井、水戸田、二口、大島、下、放生津、新湊、庄西、塚原、作道、片口、七美、堀岡、海老江、本江	26		
	その他行政系	その他行政系	コミュニティ防災センター、交通倉庫、加茂中部除雪車庫、堀岡大気汚染常時観測局、水雪対策センター、埋蔵文化財収蔵庫除雪機器格納庫	6	6	615.89 m ²
公営住宅	公営住宅	市営住宅	庄川本町、港町、八幡、庄西、殿村、本江、海王町、大門、中村、赤井、すすほ、戸破	12	16	35,994.95 m ²
		特定公共賃貸住宅	立町、赤井、すすほ	3		
		都市再生住宅	リアン放生津	1		
公園	公園	都市公園	市内147か所	147	147	815.21 m ²
供給処理	供給処理	ごみ処理	クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分所	3	5	17,601.99 m ²
		し尿処理	衛生センター	1		
		浴場	クリーンピア射水温浴施設	1		

公共施設には、賃借物件を含んでいます。

平成27年4月1日現在

大分類	中分類	小分類	施設名	箇所		延床面積
その他		駐車場・駐輪場	小杉駅前広場、小杉駅東、太閤山10丁目、太閤山5・6丁目、大門中町、越中大門駅前広場、大島、小杉駅前、小杉駅前西、小杉駅南、越中大門駅前	11	24	2,735.98 m ²
		斎場	斎場	1		
		墓苑	太閤山公園墓苑、南郷霊園、大島墓地	3		
		その他	サービスセンター、錦町バス待合所、二口バス待合所、越中大門駅多目的トイレ、八幡宮境内公衆便所、内川奈呉トイレ、新湊庁舎駅前トイレ、駅南広場公共トイレ、あゆの風センター307号室	9		
小計				414		390,845.81 m²
病院		射水市民病院		1	1	13,804.40 m ²
普通財産		旧中伏木小学校、旧新湊西部中学校、旧堀岡小学校体育館、立町地区再開発事務所、摺出寺コミュニティセンター、小杉コミュニティセンター、白石コミュニティ施設、加茂コミュニティ施設、下村三箇公民館、旧片口コミュニティセンター、旧堀岡保育園、旧水戸田保育園、旧小杉幼稚園、地域生活支援・交流ハウスふらっと、射水万葉苑デイサービスセンター、七美ことぶき苑デイサービスセンター、下村デイサービスセンター、新湊シルバーワークプラザ、小杉シルバーワークプラザ、埋蔵文化財収蔵庫、旧大江グラウンド、時の館、旧小杉邸、旧キャッシュディスプレイ施設	24	24		16,291.46 m ²
合計				439		420,941.67 m²

平成27年4月1日現在

施設分類	区分	施設数	延長
道路	-	-	836.0km
消雪施設	水源	139箇所	-
	消雪管	-	180.7km
橋りょう	-	495橋	-
上水道	上水道施設	5箇所	-
	上水道管	-	724.3km
下水道	下水道施設	24箇所	-
	下水道管	-	670.9km

公共施設には、賃借物件を含んでいます。

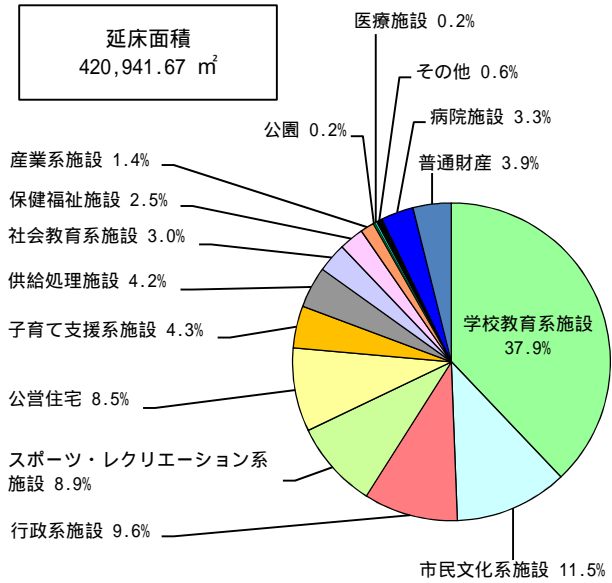
普通財産は、施設数と面積計算のみに利用し、将来の更新費用の試算には使用しません。

(2) 公共施設(建物)の状況

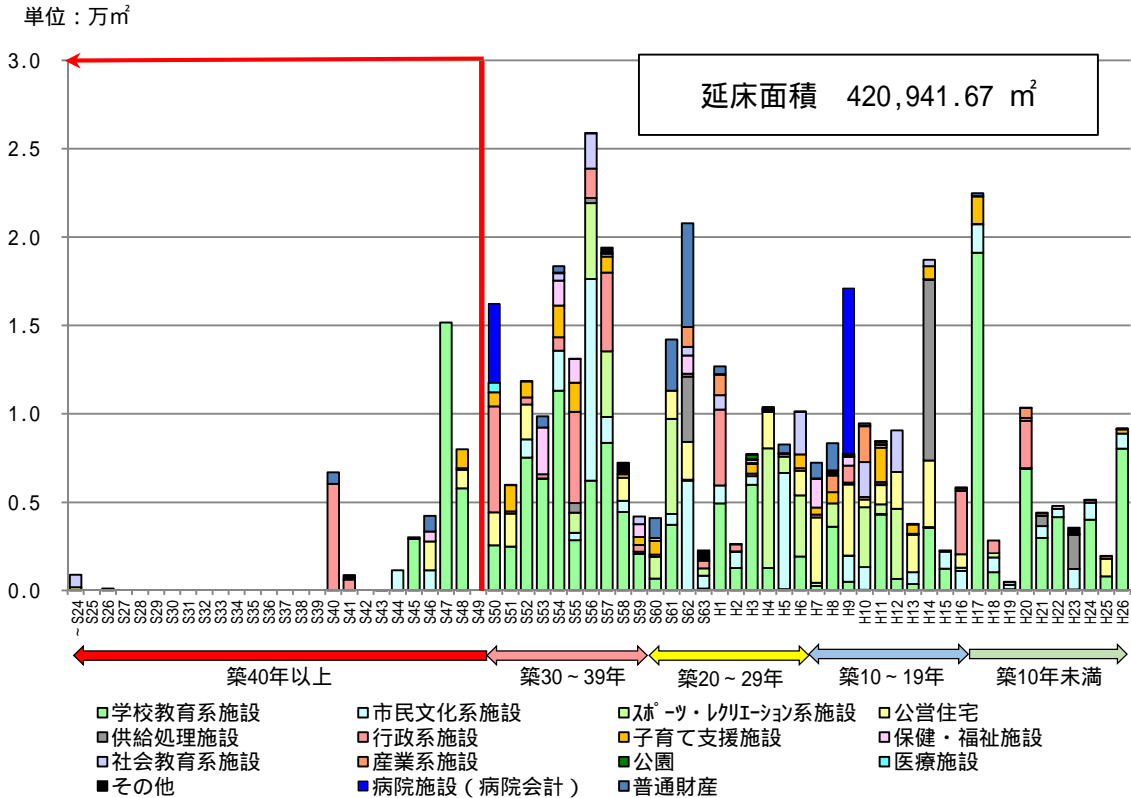
本市が管理する公共施設の建物延床面積は、平成27年4月1日現在において、約42.1万㎡であり、その内訳は、学校教育系施設が全体の約4割、市民文化系、行政系、スポーツ・レクリエーション系施設及び公営住宅がそれぞれ約1割を占め、多くなっています。

また、建築後40年を経過した公共施設が全体の約1割あります。さらに、今後10年間で築40年を超える施設は、全体の約4割に増加することから、早急に適切な管理を行う必要があります。

【公共施設の延床面積の内訳】

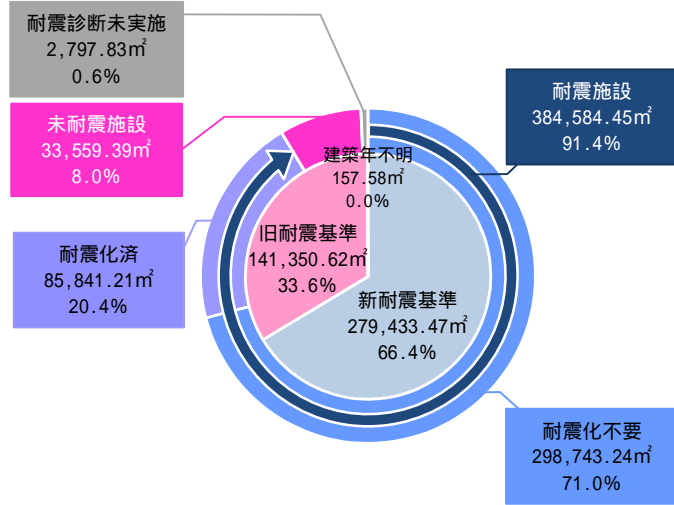


【公共施設(建物)の年度別整備延床面積】

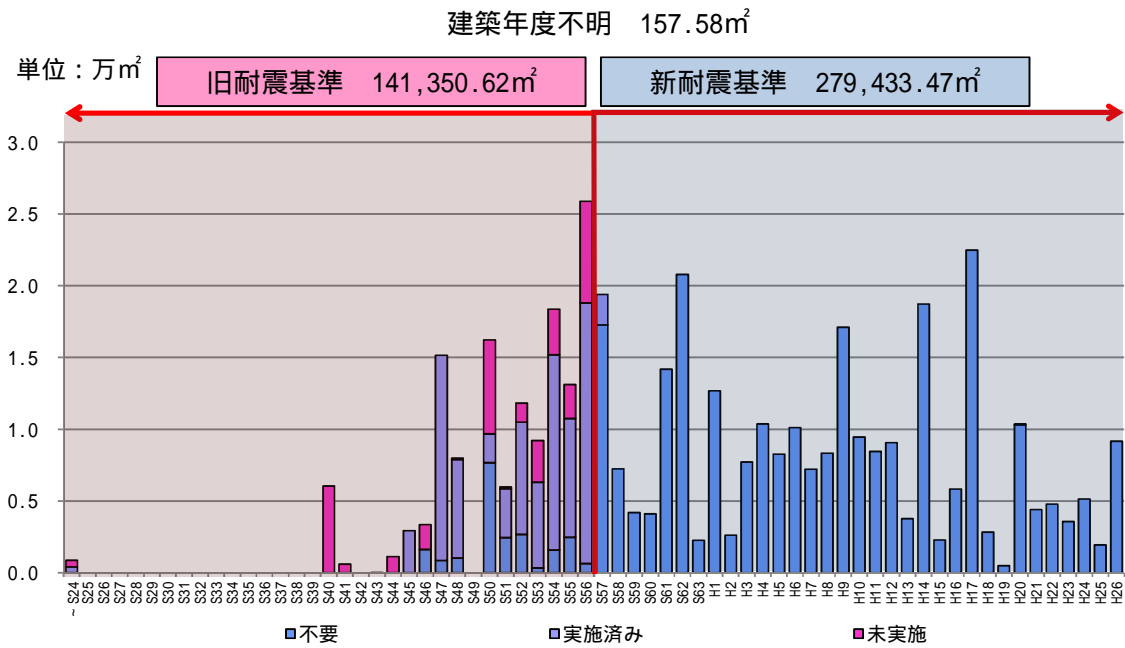


また、昭和 56 年 6 月に現行の耐震基準が導入されましたが、全体延床面積に対し、昭和 56 年以前に建築された建物は約 3 割、昭和 57 年以降は約 7 割と、新耐震基準を満たす建物が比較的多く、また、旧耐震基準の建物であっても耐震化を進めてきていることから、未耐震施設は 1 割弱となっています。

【公共施設の耐震別延床面積の内訳】



【公共施設（建物）の耐震化の状況】



(3) インフラ資産の状況

1) 道路の整備状況

平成 27 年度において、本市が管理する市道延長は約 836.0 km (面積：約 5.5 k m²) です。

区分	延長	面積
一般道路	823.2km	5.47 k m ²
自転車歩行者道	12.8km	0.05 k m ²
合計	836.0km	5.52 k m ²

2) 消雪施設の整備状況

本市が管理する消雪施設は約 180.7 km であり、水源は 139 箇所あります。

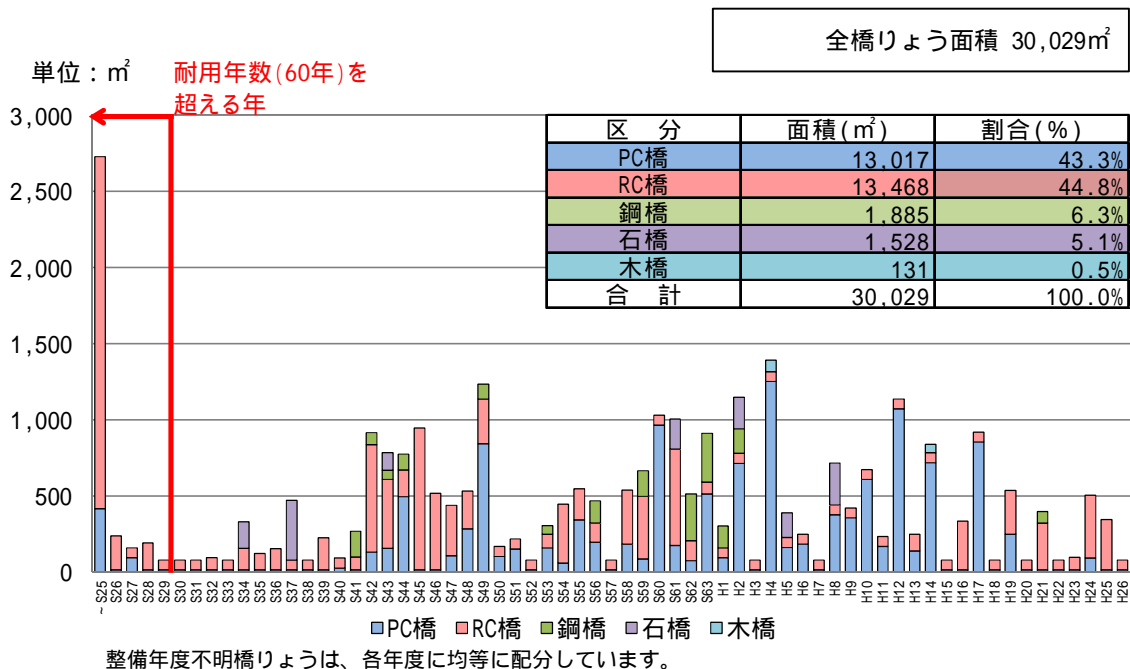
水源種別	箇所数
地下水源	69
河川水源	58
工業用水水源	6
下水処理水水源	6
合計	139

3) 橋りょうの整備状況

本市が管理する橋りょうは、495 本、橋りょう面積が約 3.0 万 m² であり、種別では、面積比率で RC (鉄筋コンクリート) 橋が 44.8%、PC (プレストレスト・コンクリート) 橋が 43.3%、鋼橋が 6.3% となっています。

整備年度別では、一般的な橋の耐用年数 (60 年) を超えるものが 31 本あり、今後耐用年数を迎える橋りょうが増加します。

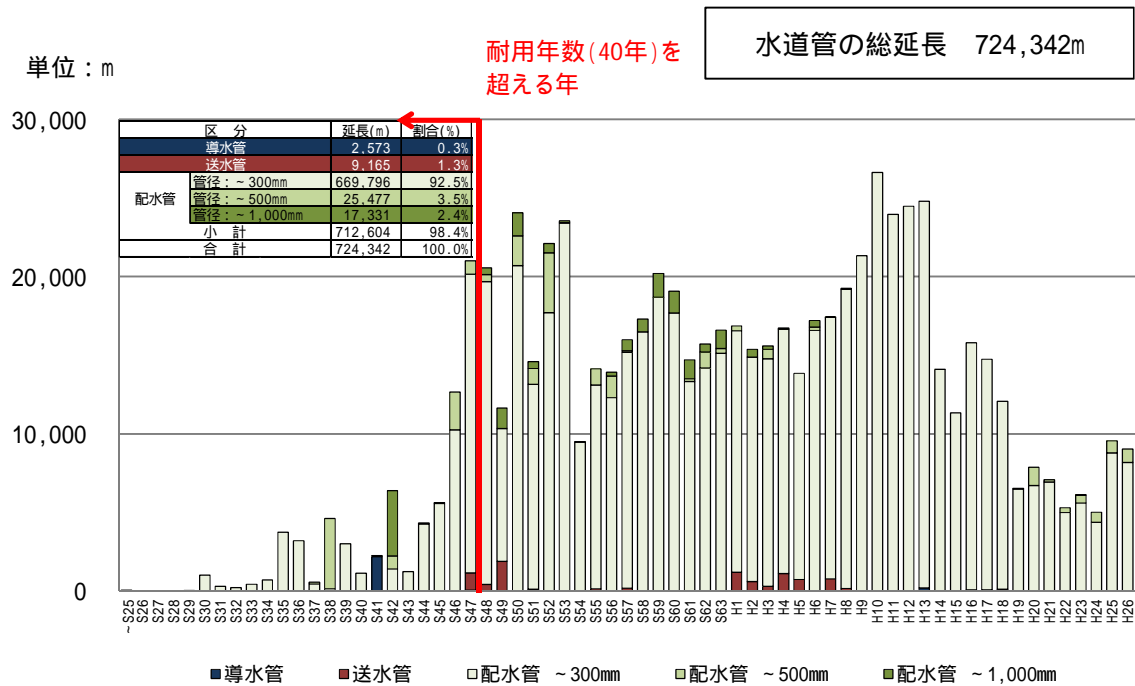
【橋りょう構造別年度別整備面積】



4) 上水道の整備状況

本市が管理する水道管は、総延長 724.3 km であり、大半が家庭へ水を供給する配水管です。上水道の普及率は 98.9% (H26 年度末) と高いものの、耐震管の整備率は 46.7%にとどまっています。整備年度別では、耐用年数(40年)を超えるものが、全体の 14.5% となっていますが、今後継続的に修繕・更新時期を迎える水道管が増え続けることが明らかとなっています。

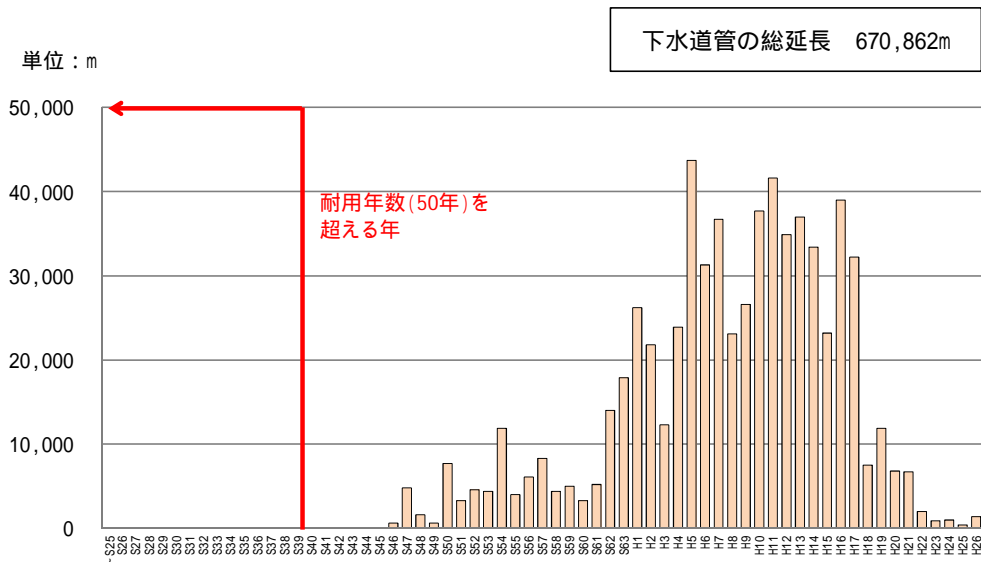
【水道管径別年度別整備延長】



5) 下水道の整備状況

本市が管理する下水道管は、総延長約 670.9 km です。整備年度別に見ると、現在は耐用年数（50 年）を超えるものはなく、整備後 40 年を超えるものも全体の 1.1% と、当面は修繕・更新費用の発生が少ないものの、約 20 年後からは一斉に更新時期を迎えることになります。

【下水道管年度別整備延長】



2 類似自治体との比較

(1) 類似自治体との比較に当たって

公共施設の保有総量については、人口規模及び市域面積が大きく影響すると考えられますが、実際には各自治体の自然概況や立地環境等に様々な違いがあり、自治体面積には林野面積や湖沼面積を含めていること、またそのために正確な人口密度の把握ができないことなどから、より詳細な比較とするため、可住地面積と可住地面積に対する人口密度を基に算出しました。

具体的には、全国の自治体のうち政令指定都市、中核市、特例市を除く 668 市を抽出し、「自治体面積に占める可住地面積割合と一人当たり公共施設延床面積の関係」と「可住地面積における人口密度と一人当たり公共施設延床面積の関係」を調査したものです。

なお、算出に当たっては、以下の資料を参照しています。

【参照資料】

公共施設延床面積は、「公共施設状況調経年比較表(平成 25 年度、総務省)」より

人口は、「平成 26 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数(市町村別)(平成 26 年 1 月 1 日現在、総務省)」より

自治体面積は、「全国都道府県市区町村別面積調(平成 26 年度、国土交通省国土地理院)」より

可住地面積は、「統計でみる市区町村のすがた(平成 25 年、総務省)」より

上記資料における本市の数値は以下のとおりです。

【射水市】	
公共施設延床面積	380,599 m ²
住民基本台帳人口	94,981 人
自治体面積	109.43 km ²
可住地面積	97.42 km ²
自治体面積に対する可住地面積割合	89.02%
可住地面積に対する人口密度(km ² 当たり)	974.96 人

上記の公共施設延床面積 380,599 m²は、「公共施設状況調査」作成要領に基づき報告している数字

本市と類似する自治体を抽出するための具体的な条件は、以下のとおりです。

【類似自治体の抽出条件】

可住地面積が 80 ~ 120 km²の自治体

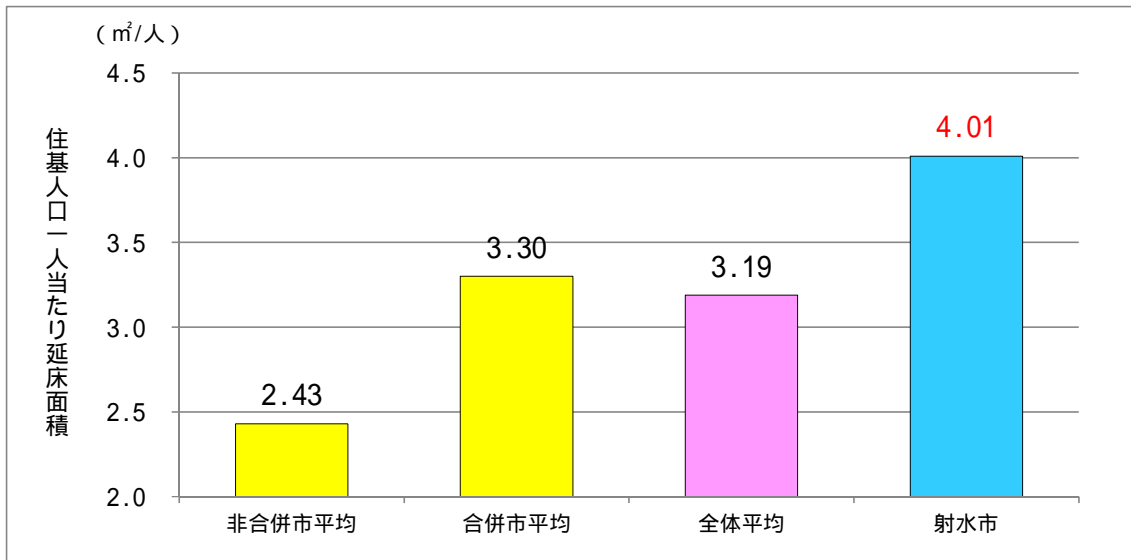
自治体面積に対する可住地面積の割合が 75 ~ 95%の自治体

可住地面積に対する人口密度が 500 ~ 1,200 人の自治体

以上 3 項目のすべてに該当する自治体

(2) 比較結果

その結果、本市を含む8団体において、一人当たりの公共施設延床面積の全体平均は3.19㎡であり、非合併市である茂原市では2.43㎡、合併市平均では3.30㎡と本市の4.01㎡を大きく下回っています。



【類似自治体】

自治体名	県名	国勢調査人口(人) H22.10.1	住民基本台帳(人) H26.1.1	自治体面積(km²) H26.10.1	可住地面積(km²) H25年度	自治体面積に対する可住地面積の割合(%)	可住地面積に対する人口密度(km²当たり)	財政力指数 H26	公共施設延床面積(行政財産) H25年度 (㎡)	住基人口一人当たり延床面積 H25年度 (㎡)	備考(平成の大合併)						
											合併日	区分	構成				
									市 町 村								
1 茂原市	千葉県	93,015	92,478	99.92	83.14	83.21%	1,112.32人	0.83	224,281	2.43							
非合併市平均		93,015	92,478	99.92	83.14	83.21%	1,112.32人	0.83	224,281	2.43							
2 那珂市	茨城県	54,240	55,957	97.82	82.32	84.15%	679.75人	0.64	163,691	2.93	H17.01.21	編入	2		2		
3 坂東市	茨城県	56,114	56,931	123.03	110.80	90.06%	513.82人	0.64	175,011	3.07	H17.03.22	新設	2	1	1		
4 旭市	千葉県	69,058	68,534	130.45	116.61	89.39%	587.72人	0.50	219,184	3.20	H17.07.01	新設	4	1	3		
5 印西市	千葉県	88,176	93,342	123.79	96.87	78.25%	963.58人	0.96	298,845	3.20	H22.03.23	編入	3	1		2	
6 燕市	新潟県	81,876	82,640	110.96	104.10	93.82%	793.85人	0.68	334,336	4.05	H18.03.20	新設	3	1	2		
7 袋井市	静岡県	84,846	86,949	108.33	86.26	79.63%	1,007.99人	0.86	227,411	2.62	H17.04.01	新設	2	1	1		
8 射水市	富山県	93,588	94,981	109.43	97.42	89.02%	974.96人	0.66	380,599	4.01	H17.11.01	新設	5	1	3	1	
合併市平均		75,414	77,048	114.83	99.20	86.33%	788.81人	0.71	257,011	3.30							
全体平均		77,614	78,977	112.97	97.19	85.94%	829.25人	0.72	252,920	3.19							

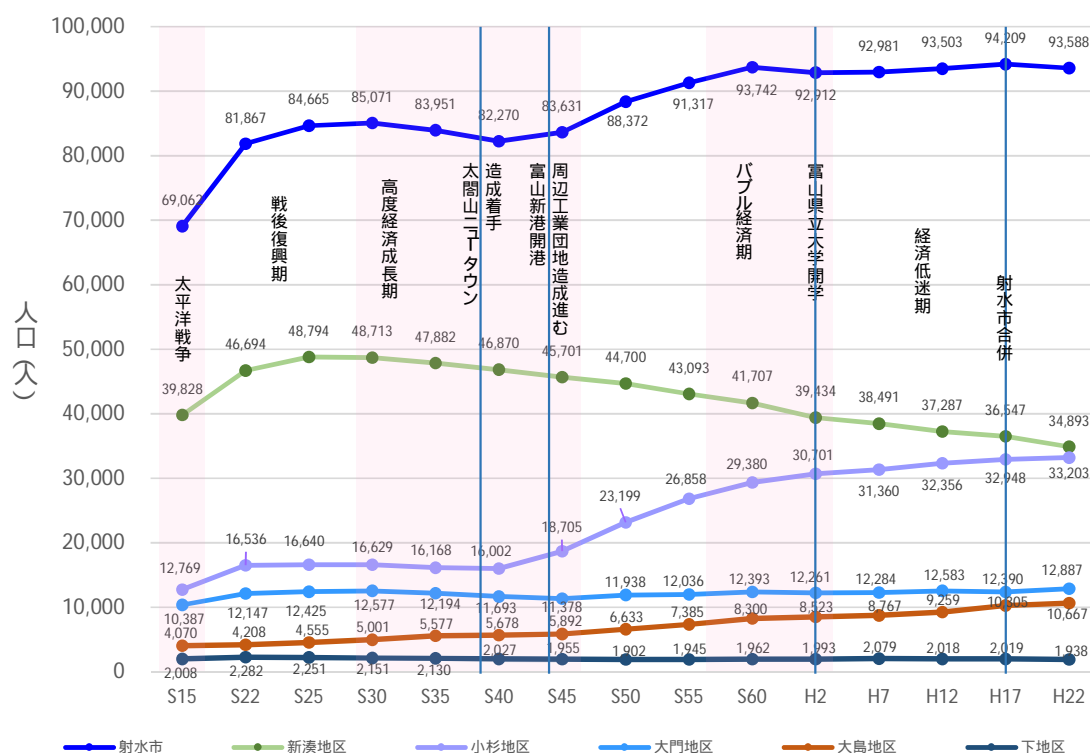
3 人口の現況と今後の見通し

(1) 人口の推移

射水市の人口は、昭和40年頃から太閤山ニュータウンや富山新港の建設等が進められ、宅地開発や産業立地とともに人口は大きく伸びていますが、平成17年の約94,200人をピークに、近年は減少傾向にあります。

地区別人口では、新湊地区は昭和25年をピークに減少、小杉地区や大島地区は宅地開発に伴い増加しており、大門地区、下地区は横ばいで推移しています。

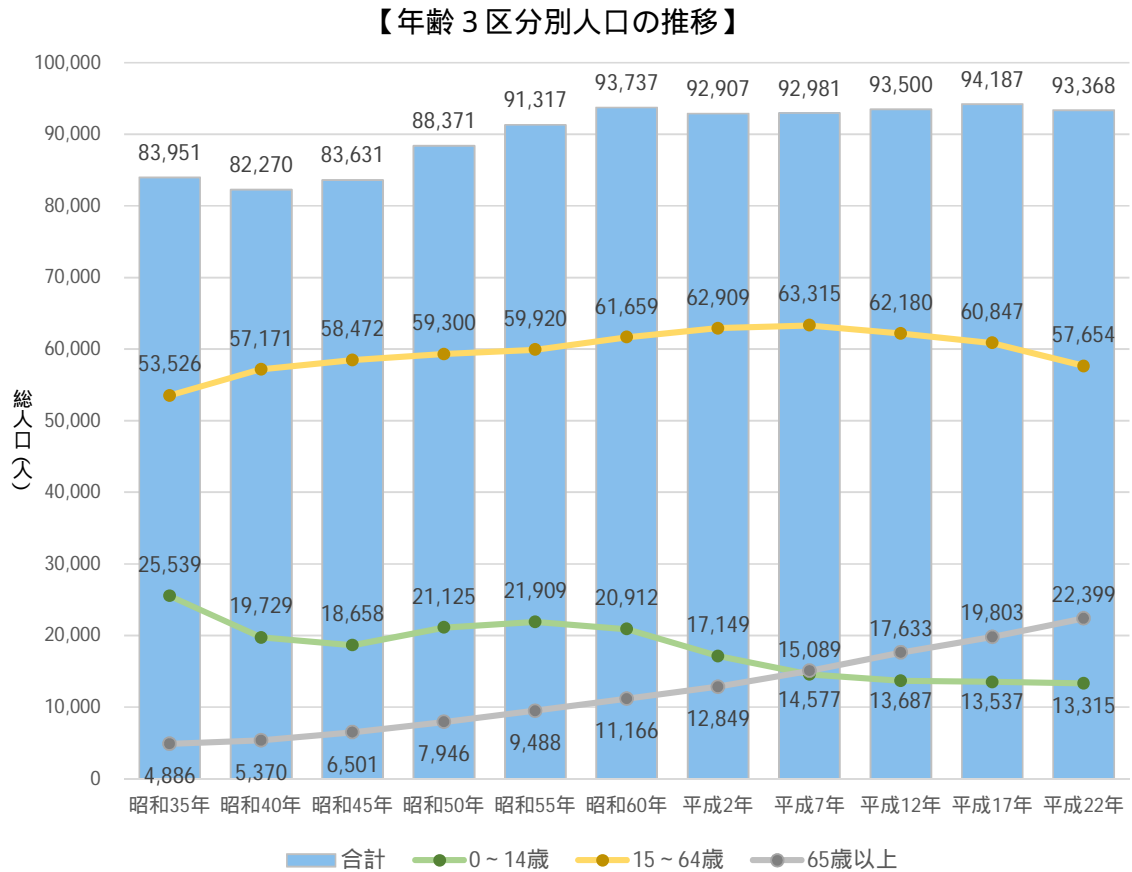
【人口の推移】



出典：射水市人口ビジョン

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移では、昭和35年以降、増加していた生産年齢人口は平成7年をピークに減少に転じています。また、年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向を辿り平成7年を境に、年少人口と老年人口が逆転し、少子高齢化の傾向が強まっています。



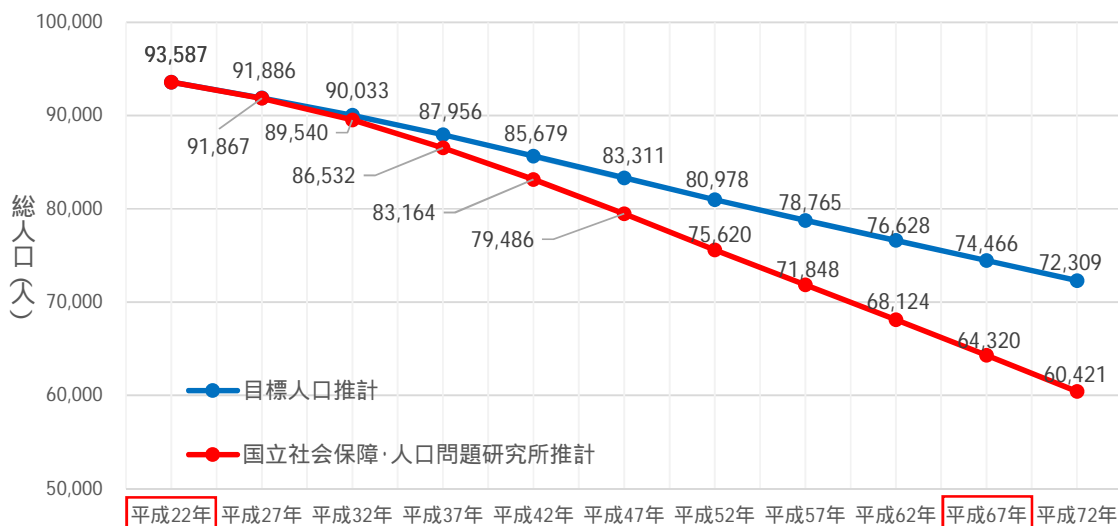
出典：射水市人口ビジョン

(3) 今後の人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、総合管理計画の目標年度である平成 67 年の射水市の将来人口は 64,320 人と推計していますが、射水市人口ビジョンにおける目標人口推計では、安心して子どもを出産できる環境が整うことにより、合計特殊出生率が市民希望出生率まで高まるとともに、雇用確保・定住促進等により転出が抑制され、U I J ターンが増えて純移動がトータルでゼロになることを想定し、平成 67 年の将来人口を 74,466 人と設定しています。

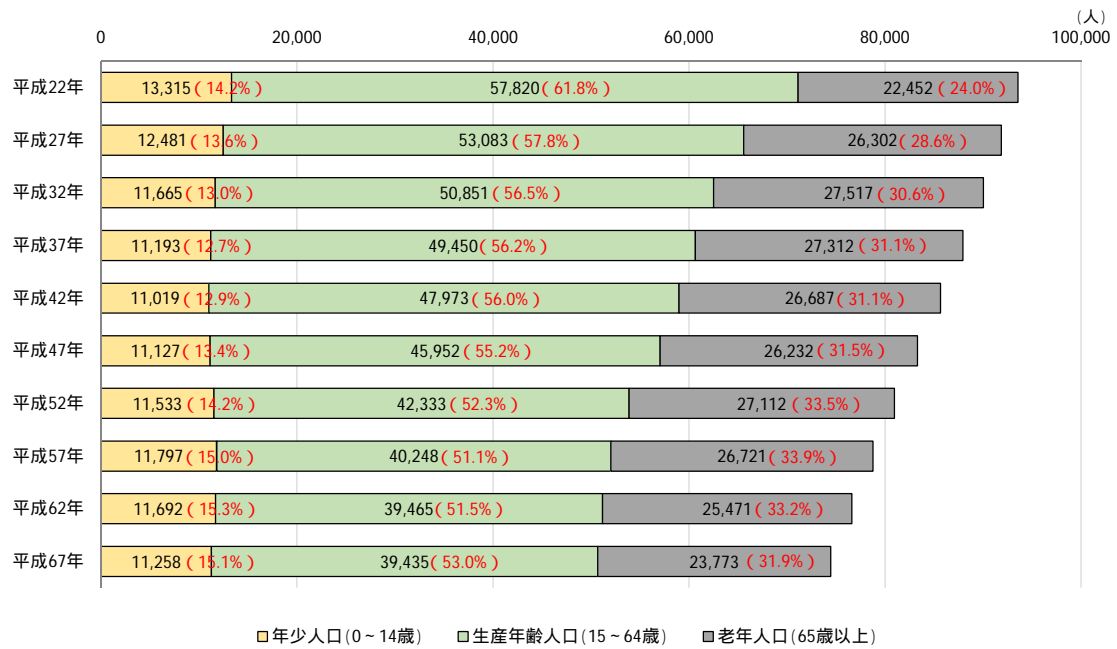
いずれにしても、これまでに経験したことの無いスピードで人口が減少していくことが予想され、生産年齢人口が大きく減少するのに対し、老年人口の増加によって高齢化が進行していくなど、人口構造比率そのものが大きく変化していくことが想定されています。

【射水市の将来人口推計】



出典：射水市人口ビジョン

【射水市の将来年齢区分別人口推計】



出典：射水市人口ビジョン

4 財政の状況と今後の見通し

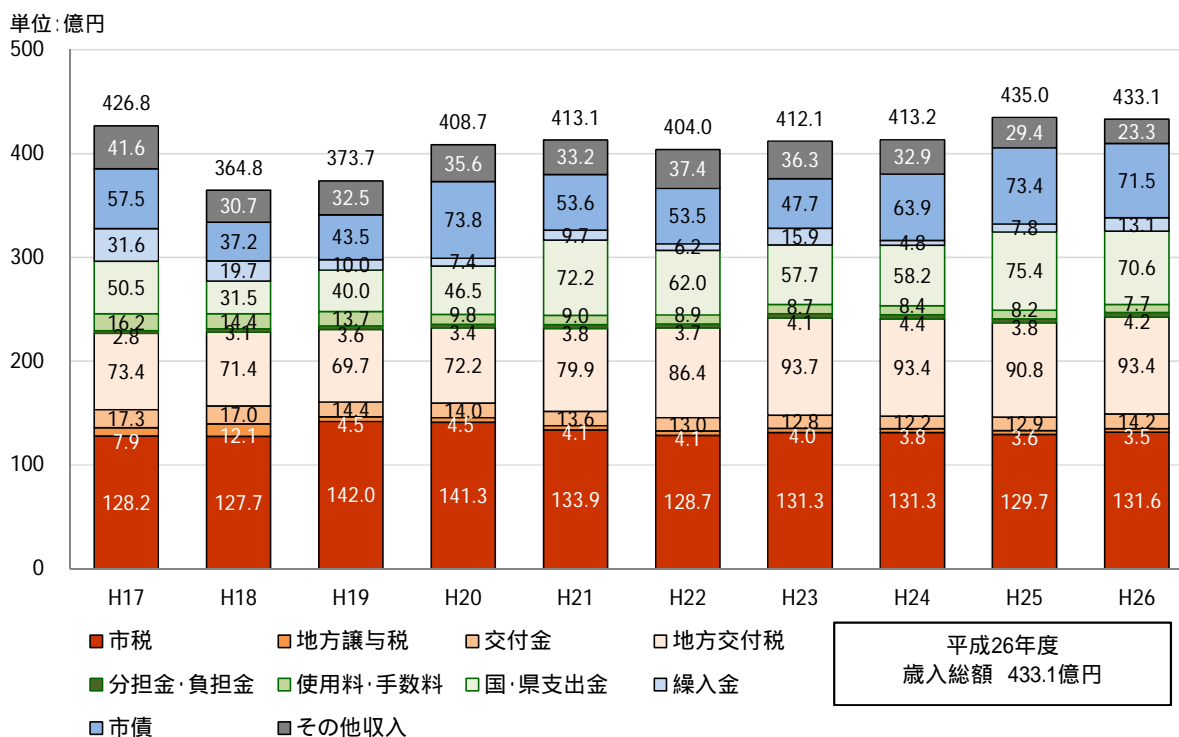
(1) 歳入の推移

平成 17 年度以降における射水市の歳入（普通会計）の推移は、地方交付税、市債の増加などに伴って増加傾向を示しています。

これは、地方交付税のうち、普通交付税において、合併した旧 5 市町村単位で算定した合計額が交付（合併算定替）されていること、また、市債においては合併特例事業債を活用して公共施設等の整備を積極的に行ってきたことによるものです。

しかし、歳入の根幹である市税は、景気の悪化により平成 19 年度と比較して約 10 億円の減少が続いています。

【歳入決算額の推移（普通会計決算）】



表示単位未満を四捨五入で記載しているため、各項目の数値と合計値とが一致しない場合があります。

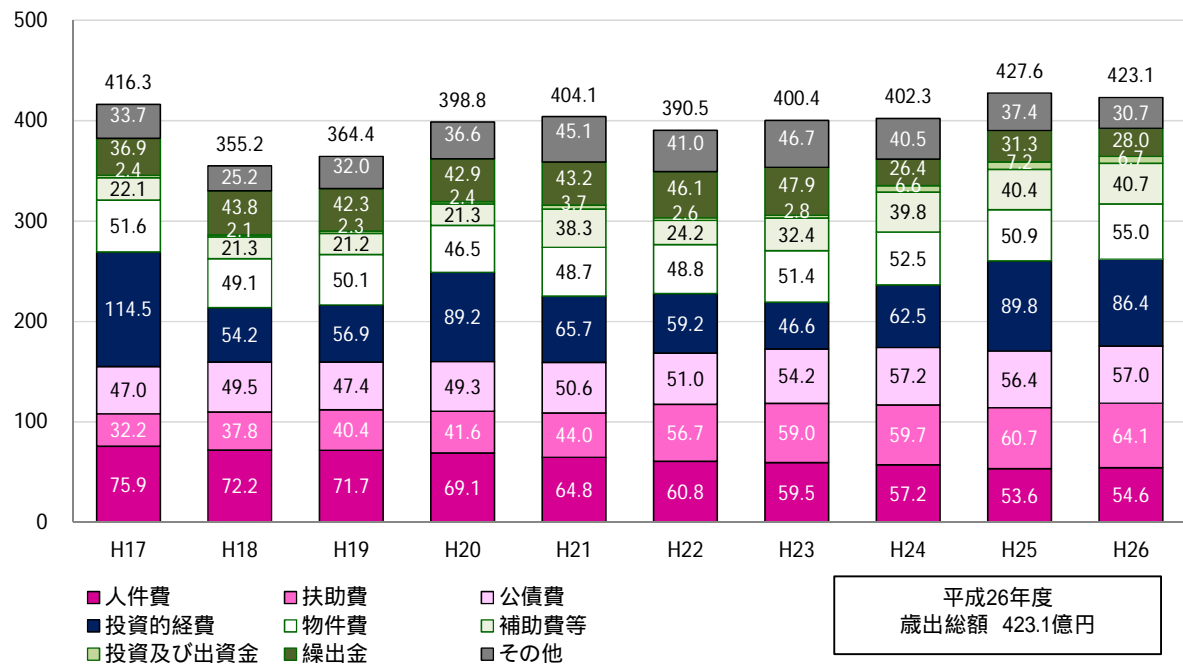
(2) 歳出の推移

平成17年度以降における射水市の歳出（普通会計）の推移は、職員数の削減により人件費の抑制に努めてきたものの、児童・高齢者・障がい者等に対する医療給付費、介護給付費など福祉施策の根幹を成す扶助費が年々増加しています。

また、合併特例事業債を活用しながら、重要度の高い公共施設の耐震化や大規模改修をはじめ、インフラ等の整備を積極的に進めてきたため、投資的経費が大きな割合を占めています。

【歳出決算額の推移（普通会計決算）】

単位：億円



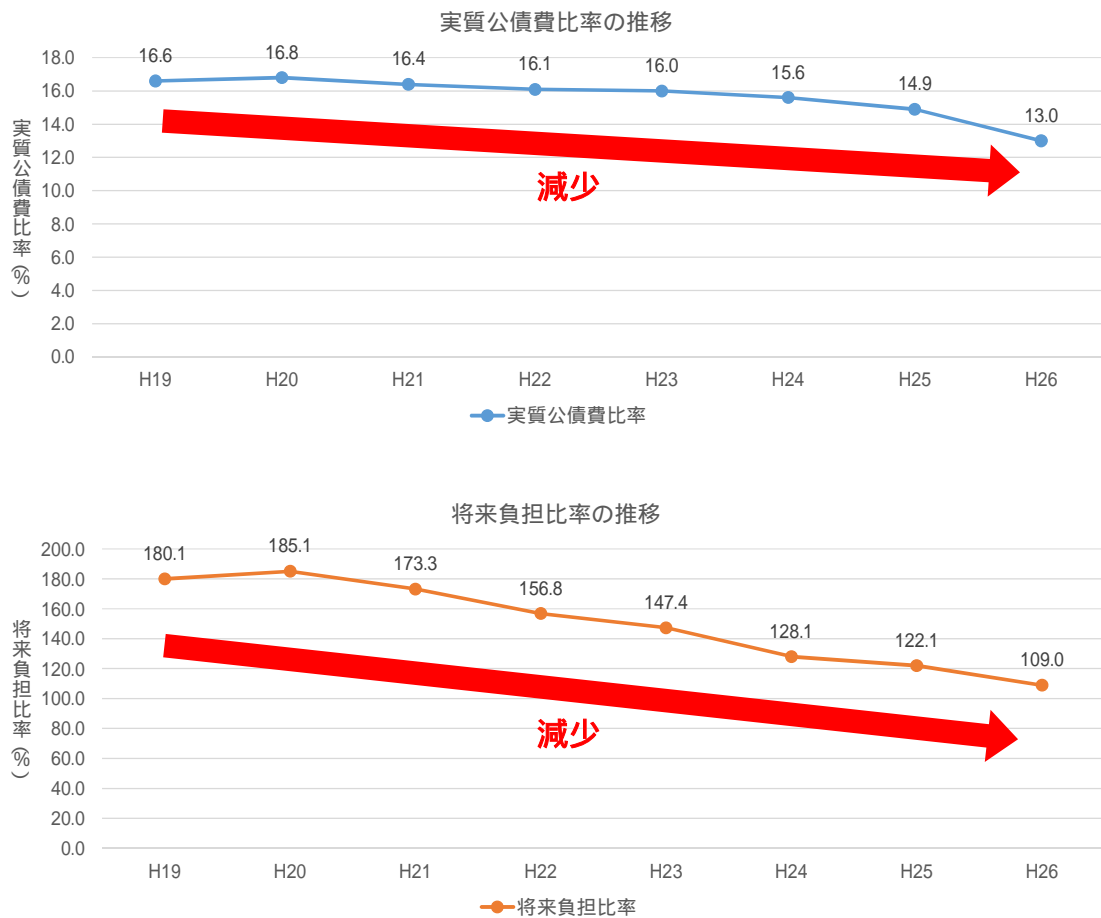
表示単位未満を四捨五入で記載しているため、各項目の数値と合計値とが一致しない場合があります。

(3) 実質公債費比率・将来負担比率の推移

射水市では、財政の健全化のため、合併特例事業債等の有利な市債を最大限に活用することなどにより、実質的な負担は着実に減少しています。

しかし、合併特例事業債の発行期限後においても、これまでのように公共施設の更新に市債を充て、現在の公共施設をそのまま保有し整備していくことは、再び実質公債費比率、将来負担比率を上昇させ、将来の健全財政の維持に大きな影響を及ぼすことになります。

【実質公債費比率・将来負担比率の推移】



実質公債費比率とは、地方公共団体の財政規模に対する公債費割合であり、比率が18%を超えると市債発行に対して許可が必要となり、25%を超えると市債発行が一部制限される。

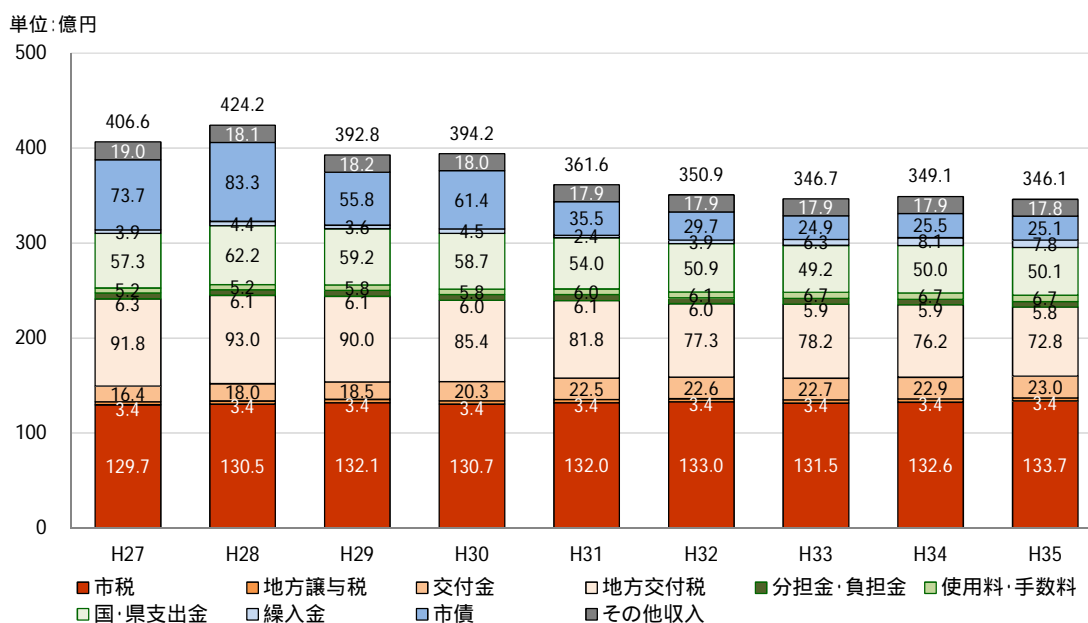
将来負担比率とは、財政規模の額に対する、将来負担しなければならない実質的な負債総額の比率をいう。

(4) 今後の財政の見通し

射水市中長期財政計画によれば、平成 27 年度の当初予算額をもとに財政見通しの推計を行った結果、射水市の歳入については、合併算定替により交付されていた普通交付税が平成 28 年度から平成 32 年度まで段階的に縮減され、平成 33 年度からは射水市の本来の規模で算定した交付税額（一本算定）となること、また市債においても平成 32 年度をもって合併特例事業債の発行期間が終了することなどに伴い、財政は厳しい状況が続くことから、公共施設等の維持管理、更新に係る費用の確保が難しくなることを見込まれます。

一方、歳出は、人件費の抑制に取り組んでいきますが、少子高齢化の進行に伴い、扶助費などの増加が見込まれることから、歳入規模に見合った財政としていくためにも投資的経費の圧縮は避けられない状況となっています。

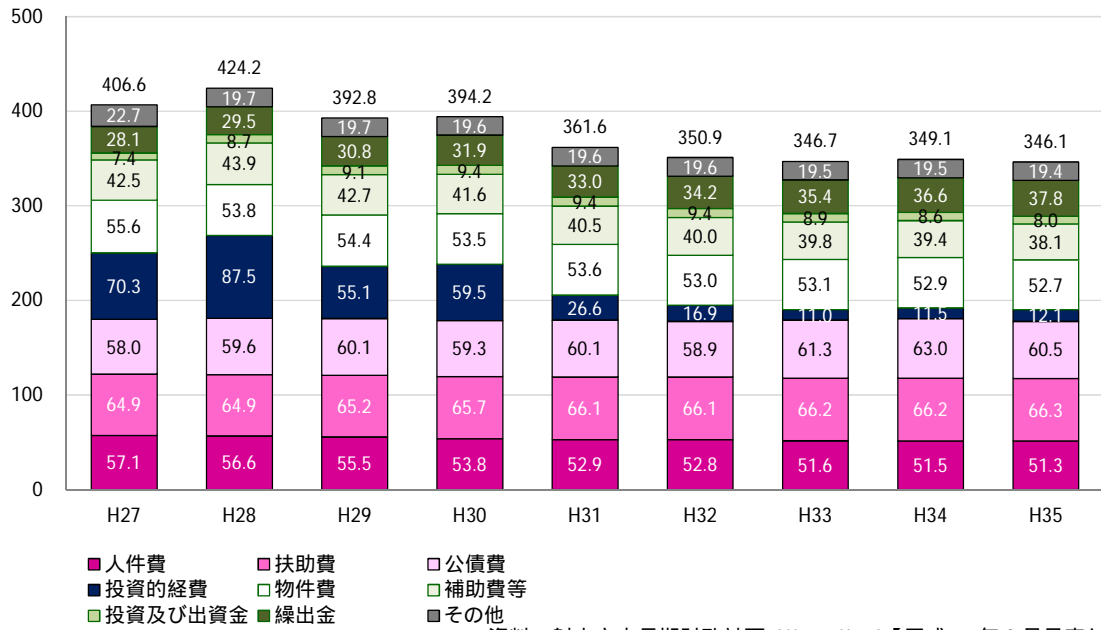
【歳入の見通し（普通会計）】



資料：射水市中長期財政計画（H26～H35）【平成 27 年 9 月見直し】

【歳出の見通し（普通会計）】

単位：億円



資料：射水市中長期財政計画（H26～H35）【平成27年9月見直し】

5 公共施設等に係る更新費用の見通し

公共施設等の今後の更新に見込まれる費用及びその費用が本市の財政運営に及ぼす影響を把握するため、今後40年間の公共施設等における将来の更新費用を推計しました。

前提条件・推計方法については、一般財団法人地域総合整備財団が作成した公共施設等更新費用試算ソフトを使用し、下表の前提条件・推計方法に基づき、今後40年間の公共施設等における将来の更新費用を推計しました。

なお、単価は、先行して試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績や総務省が設定した数値を使用しています。

【更新費用の推計の前提条件・推計方法】

項目	前提条件および推計方法															
公共施設	<p>建替え・大規模改修について、更新年数経過後に現在と同規模・同構造で更新するものと仮定し、延床面積の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。また、建築物の更新年数は、施設整備後、大規模改修を30年（修繕期間2年）、建替えを60年（建替え期間3年）としています。</p> <p>（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による。）</p> <p>3-1「検討対象施設の整理」に示した439施設のうち、廃止や移管が決まっている施設、建物（いわゆるハコモノ）がない施設、賃貸借物件及び普通財産を除いた全ての施設に、平成28年度竣工予定の新庁舎を加えた更新費用を推計しています。</p> <table border="1" data-bbox="466 1335 1337 1742"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>大規模改修時単価</th> <th>建替え時単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民文化系、社会教育系、産業系、行政系施設、医療施設</td> <td>25万円/m²</td> <td>40万円/m²</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉系施設、供給処理施設、その他</td> <td>20万円/m²</td> <td>36万円/m²</td> </tr> <tr> <td>学校教育系、子育て支援施設</td> <td>17万円/m²</td> <td>33万円/m²</td> </tr> <tr> <td>公営住宅</td> <td>17万円/m²</td> <td>28万円/m²</td> </tr> </tbody> </table>	種別	大規模改修時単価	建替え時単価	市民文化系、社会教育系、産業系、行政系施設、医療施設	25万円/m ²	40万円/m ²	スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉系施設、供給処理施設、その他	20万円/m ²	36万円/m ²	学校教育系、子育て支援施設	17万円/m ²	33万円/m ²	公営住宅	17万円/m ²	28万円/m ²
種別	大規模改修時単価	建替え時単価														
市民文化系、社会教育系、産業系、行政系施設、医療施設	25万円/m ²	40万円/m ²														
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉系施設、供給処理施設、その他	20万円/m ²	36万円/m ²														
学校教育系、子育て支援施設	17万円/m ²	33万円/m ²														
公営住宅	17万円/m ²	28万円/m ²														

【更新費用の推計の前提条件・推計方法】

項 目	前提条件および推計方法														
道路	<p>年度別の整備実績を示すことが難しいことから、道路の総面積の舗装耐用年数を 15 年として、年平均舗装更新量を算出し、これに以下の舗装単価を乗じることにより更新費用を推計しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般道路</td> <td align="right">4,700 円 / m²</td> </tr> <tr> <td>自転車歩行者道</td> <td align="right">2,700 円 / m²</td> </tr> </tbody> </table>	種別	更新単価	一般道路	4,700 円 / m ²	自転車歩行者道	2,700 円 / m ²								
種別	更新単価														
一般道路	4,700 円 / m ²														
自転車歩行者道	2,700 円 / m ²														
消雪施設	<p>《消雪管》 更新年数を整備後 30 年とし、年度別延長に対して以下の更新単価を乗じることによって、今後 40 年間の更新費用を算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">管種</th> <th style="text-align: center;">更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全管</td> <td align="right">5 万円 / m</td> </tr> </tbody> </table> <p>《水源》 更新年数を整備後 30 年とし、水源種類別の更新単価を乗じることによって今後 40 年間の更新費用を算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水源種類</th> <th style="text-align: center;">更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水水源</td> <td align="right">500 万円 / 箇所</td> </tr> <tr> <td>河川水水源</td> <td align="right">1,000 万円 / 箇所</td> </tr> <tr> <td>工業用水水源</td> <td align="right">1,000 万円 / 箇所</td> </tr> <tr> <td>下水処理水水源</td> <td align="right">1,000 万円 / 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">実績に基づき更新単価を設定</p>	管種	更新単価	全管	5 万円 / m	水源種類	更新単価	地下水水源	500 万円 / 箇所	河川水水源	1,000 万円 / 箇所	工業用水水源	1,000 万円 / 箇所	下水処理水水源	1,000 万円 / 箇所
管種	更新単価														
全管	5 万円 / m														
水源種類	更新単価														
地下水水源	500 万円 / 箇所														
河川水水源	1,000 万円 / 箇所														
工業用水水源	1,000 万円 / 箇所														
下水処理水水源	1,000 万円 / 箇所														
橋りょう	<p>更新年数を整備後 60 年とし、構造別年度別面積に対して更新単価を乗じることによって、今後 40 年間の更新費用を算出しています。また、架橋年度不明分については種別ごとに 60 年で割り、年平均更新量を算出し、これに以下の構造別更新単価を乗じ、各年度に加算しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構造</th> <th style="text-align: center;">更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PC 橋・RC 橋・石橋・木橋</td> <td align="right">42.5 万円 / m²</td> </tr> <tr> <td>鋼橋</td> <td align="right">50 万円 / m²</td> </tr> </tbody> </table>	構造	更新単価	PC 橋・RC 橋・石橋・木橋	42.5 万円 / m ²	鋼橋	50 万円 / m ²								
構造	更新単価														
PC 橋・RC 橋・石橋・木橋	42.5 万円 / m ²														
鋼橋	50 万円 / m ²														

【更新費用の推計の前提条件・推計方法】

項目	前提条件および推計方法																																							
上水道	<p>更新年数を整備後 40 年とし、年度別延長に対して以下の管径別更新単価を乗じることによって、今後 40 年間の更新費用を算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="467 479 1337 1048"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>管径</th> <th>更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">導水管及び送水管</td> <td>～ 300 mm未満</td> <td>10 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>300～500 mm未満</td> <td>11.4 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>500～1,000 mm未満</td> <td>16.1 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>1,000～1,500 mm未満</td> <td>34.5 万円 / m</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">配水管</td> <td>～ 150 mm以下</td> <td>9.7 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 200 mm以下</td> <td>10 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 250 mm以下</td> <td>10.3 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 300 mm以下</td> <td>10.6 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 350 mm以下</td> <td>11.1 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 400 mm以下</td> <td>11.6 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 450 mm以下</td> <td>12.1 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 550 mm以下</td> <td>12.8 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 600 mm以下</td> <td>14.2 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 700 mm以下</td> <td>15.8 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 800 mm以下</td> <td>17.8 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 900 mm以下</td> <td>19.9 万円 / m</td> </tr> <tr> <td>～ 1,000 mm以下</td> <td>22.4 万円 / m</td> </tr> </tbody> </table>	種類	管径	更新単価	導水管及び送水管	～ 300 mm未満	10 万円 / m	300～500 mm未満	11.4 万円 / m	500～1,000 mm未満	16.1 万円 / m	1,000～1,500 mm未満	34.5 万円 / m	配水管	～ 150 mm以下	9.7 万円 / m	～ 200 mm以下	10 万円 / m	～ 250 mm以下	10.3 万円 / m	～ 300 mm以下	10.6 万円 / m	～ 350 mm以下	11.1 万円 / m	～ 400 mm以下	11.6 万円 / m	～ 450 mm以下	12.1 万円 / m	～ 550 mm以下	12.8 万円 / m	～ 600 mm以下	14.2 万円 / m	～ 700 mm以下	15.8 万円 / m	～ 800 mm以下	17.8 万円 / m	～ 900 mm以下	19.9 万円 / m	～ 1,000 mm以下	22.4 万円 / m
種類	管径	更新単価																																						
導水管及び送水管	～ 300 mm未満	10 万円 / m																																						
	300～500 mm未満	11.4 万円 / m																																						
	500～1,000 mm未満	16.1 万円 / m																																						
	1,000～1,500 mm未満	34.5 万円 / m																																						
配水管	～ 150 mm以下	9.7 万円 / m																																						
	～ 200 mm以下	10 万円 / m																																						
	～ 250 mm以下	10.3 万円 / m																																						
	～ 300 mm以下	10.6 万円 / m																																						
	～ 350 mm以下	11.1 万円 / m																																						
	～ 400 mm以下	11.6 万円 / m																																						
	～ 450 mm以下	12.1 万円 / m																																						
	～ 550 mm以下	12.8 万円 / m																																						
	～ 600 mm以下	14.2 万円 / m																																						
	～ 700 mm以下	15.8 万円 / m																																						
	～ 800 mm以下	17.8 万円 / m																																						
	～ 900 mm以下	19.9 万円 / m																																						
	～ 1,000 mm以下	22.4 万円 / m																																						
下水道	<p>更新年数を整備後 50 年とし、年度別延長に対して更新単価を乗じることによって、今後 40 年間の更新費用を算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="467 1211 1337 1301"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>更新単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全管</td> <td>12.4 万円 / m</td> </tr> </tbody> </table>	管種	更新単価	全管	12.4 万円 / m																																			
管種	更新単価																																							
全管	12.4 万円 / m																																							

(1) 公共施設（建物）の更新費用の見通し

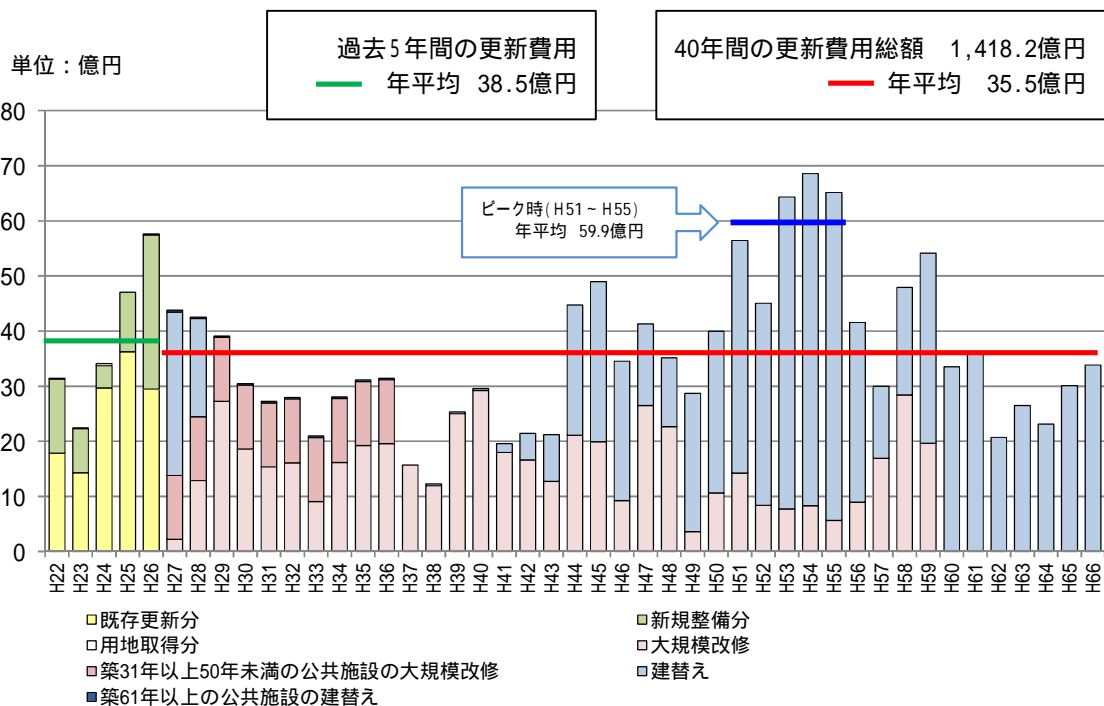
公共施設の今後40年間の更新費用の総額は1,418.2億円、年平均にして35.5億円であり、平成22年度から平成26年度までの5年間の更新費用が年平均38.5億円であったことから、これまでと同程度の財政負担が必要となることが予想されます。

この直近の5年間は、小学校の耐震補強及び大規模改修、中学校の大規模改修や新築工事をはじめ、コミュニティセンターの大規模改修、新築工事などの重要度の高い施設を、財源的に有利な合併特例事業債を活用しながら積極的かつ計画的に整備してきた時期となります。

しかし、合併特例事業債は平成32年度をもって発行可能期間が終了となり平成33年度からは本来の市債を活用することとなるため、その借金返済には市の財源の根幹である多くの市税を充てなければなりません。将来の人口減少による税収の伸び悩み、少子高齢化に伴う扶助費の増加等を考慮すると、大幅な財源不足が予測されます。

さらには、更新のピークを迎える平成54年度を含めた、平成51年度から平成55年度までの5年間の更新費用は年平均59.9億円となり、平成22年度から平成26年度までの5年間の約1.6倍であることから、このままでは、将来に大きな負担を強いることとなります。

【公共施設の更新費用の推計】



築31年以上の公共施設の大規模改修又は建替えの費用は、平成27年度から36年度までの10年間に平準化して推計しています。

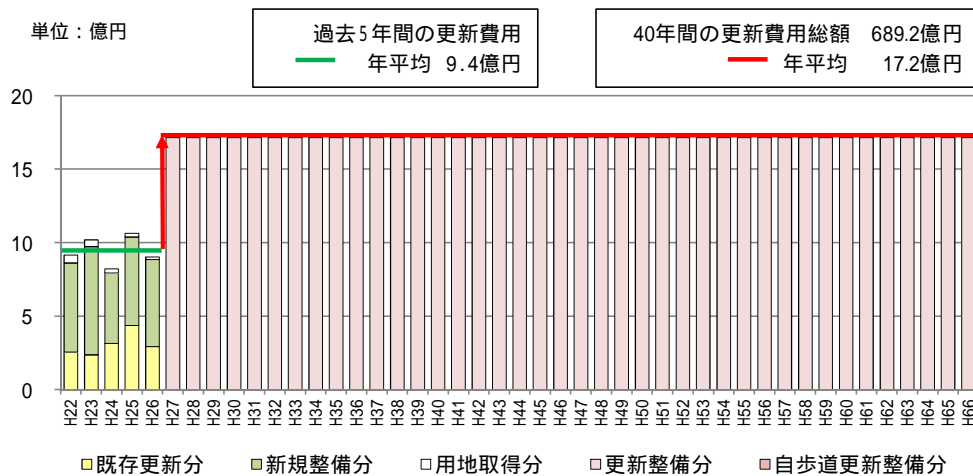
(2) インフラ資産の更新費用の見通し

1) 道路の更新費用

道路の今後40年間の更新費用の総額は689.2億円であり、年平均17.2億円です。

平成22年度から平成26年度までの5年間の更新費用が年平均9.4億円であったことから、これまでより1年当たり7.8億円の財政負担の増加が予想されます。

【道路の更新費用の推計】

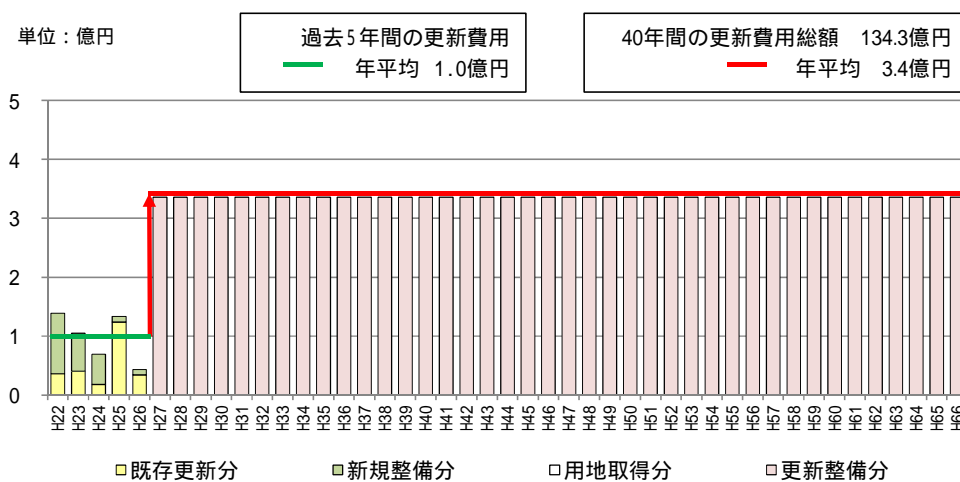


2) 消雪施設の更新費用

消雪施設の今後40年間の更新費用の総額は134.3億円であり、年平均3.4億円です。

平成22年度から平成26年度までの5年間の更新費用が年平均1.0億円であったことから、これまでより1年当たり2.4億円の財政負担の増加が予想されます。

【消雪施設の更新費用の推計】

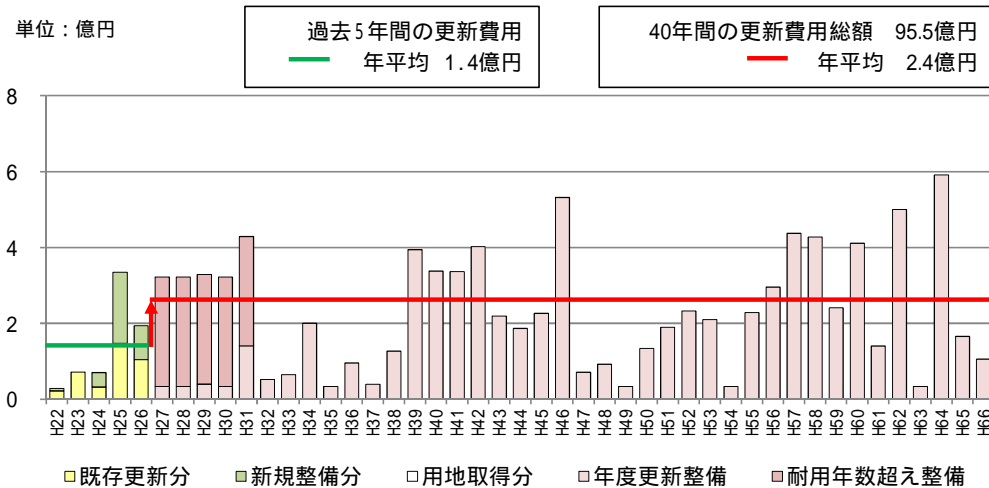


3) 橋りょうの更新費用

橋りょうの今後40年間の更新費用の総額は、95.5億円であり、年平均2.4億円です。

平成22年度から平成26年度までの5年間の更新費用が年平均1.4億円であったことから、これまでより1.0億円の財政負担の増加が予想されます。

【橋りょうの更新費用の推計】



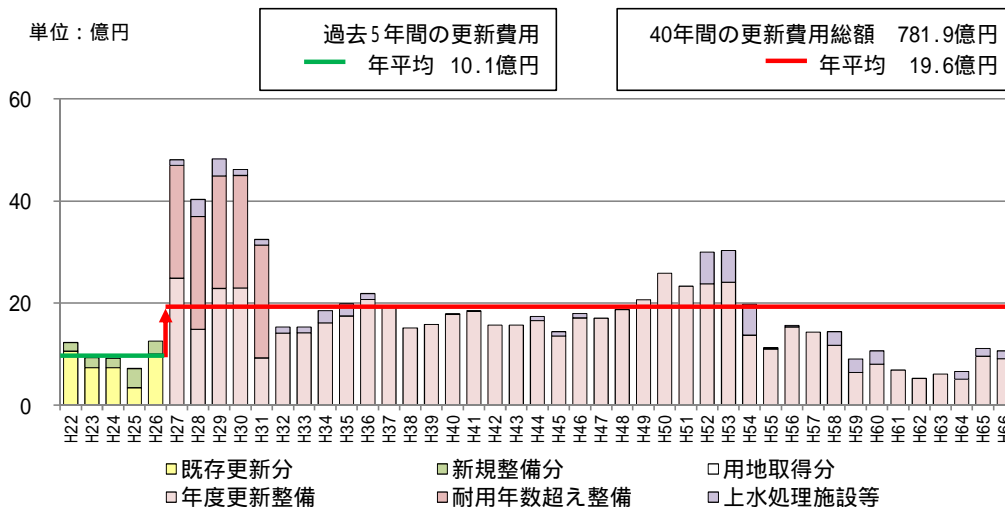
耐用年数を経過している橋りょうの更新費用は、平成27年度から平成31年度までの5年間に平準化して推計しています。
架橋年度が不明の橋りょうの更新費用は、40年間に平準化して推計しています。

4) 上水道の更新費用

上水道の今後40年間の更新費用の総額は781.9億円であり、年平均19.6億円です。

平成22年度から平成26年度までの5年間の更新費用が年平均10.1億円であったことから、これまでより9.5億円の財政負担の増加が予想されます。

【上水道の更新費用の推計】

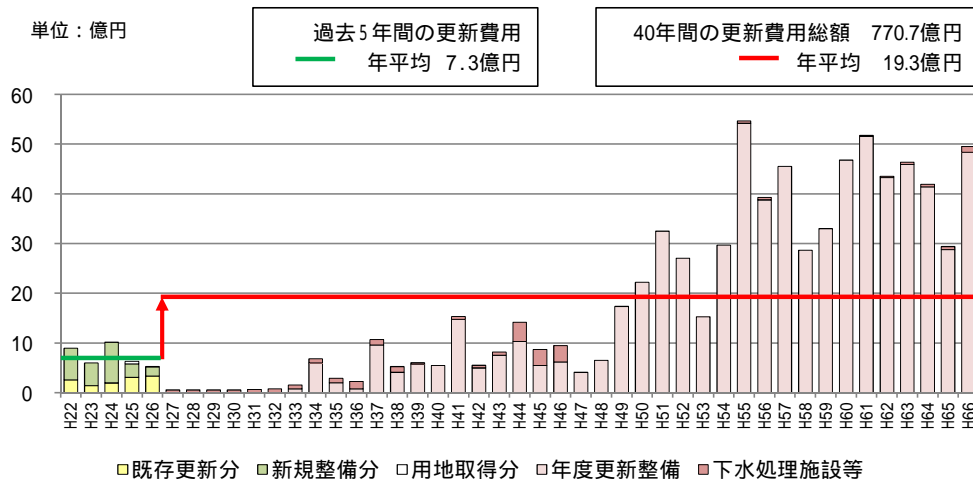


耐用年数を経過している施設の更新費用は、平成27年度から平成31年度までの5年間に平準化して推計しています。

5) 下水道の更新費用

下水道の今後40年間の更新費用の総額は、770.7億円であり、年平均19.3億円です。平成22年度から平成26年度までの5年間の更新費用が年平均7.3億円であったことから、これまでより12.0億円の財政負担の増加が予想されます。

【下水道の更新費用の推計】

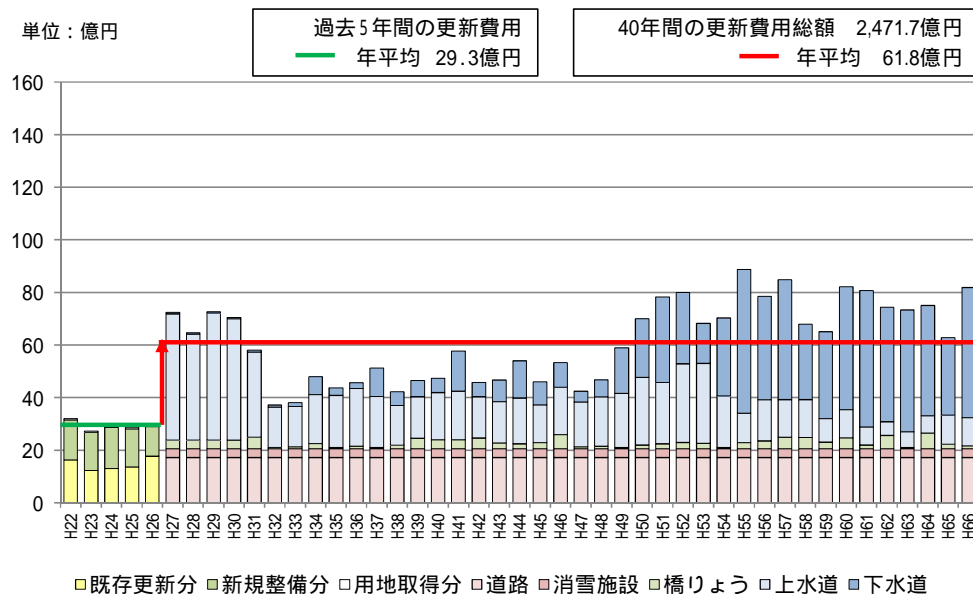


6) インフラ資産の更新費用

1)～5)を合計した今後40年間のインフラ資産の更新費用の総額は、2,471.7億円であり、年平均61.8億円です。平成22年度から平成26年度までの5年間のインフラ資産の更新費用が年平均29.3億円であったことから、これまでより32.5億円の財政負担の増加が予想されます。

道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラ資産については、日常生活を営む上で最低限必要な施設であることから総量を減らすことはできませんが、施設の長寿命化などによる効果的、効率的な維持管理、長期的な視点に基づく更新費用の平準化などによる対策が求められます。

【インフラ資産の更新費用の推計】

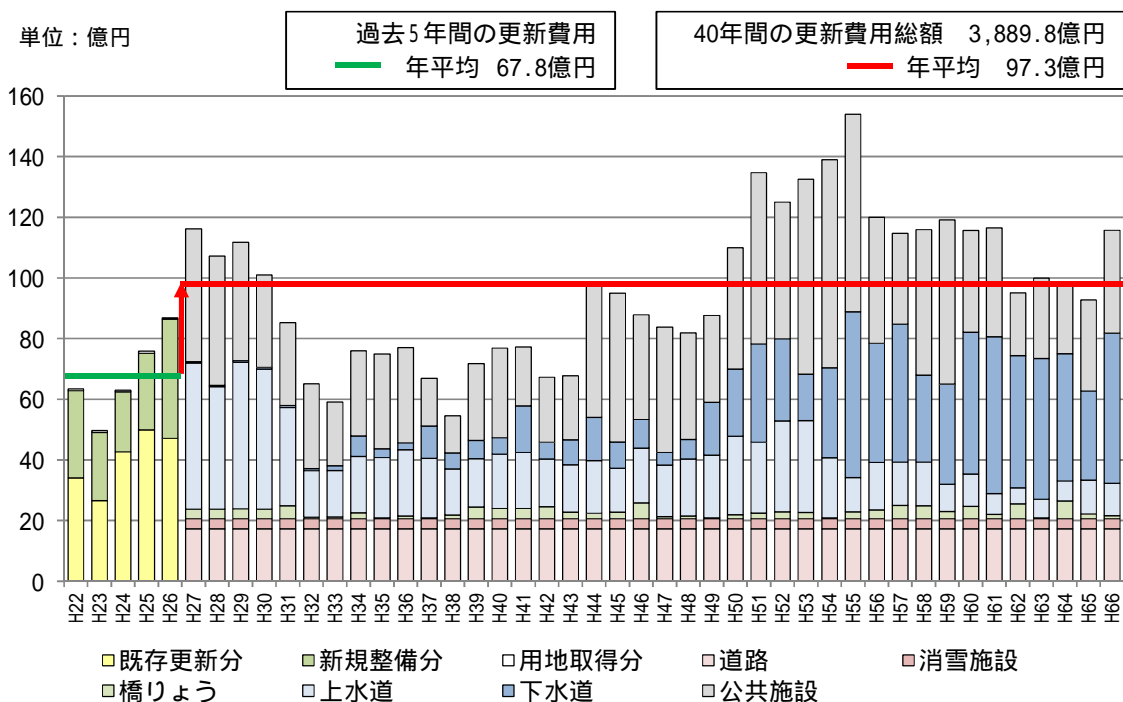


(3) 公共施設等の更新費用の見通し

公共施設とインフラ資産の将来の更新費用の合計は、3,889.8億円と推計され、年平均で97.3億円が必要となる見込みですが、平成22年度から平成26年度までの5年間の更新費用が年平均67.8億円であったことから、これまでより29.5億円の財政負担の増加が予想されます。

なお、インフラ資産に含まれる上水道、下水道及び市民病院施設については、それぞれの企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、市民病院事業会計）において計画的な更新を行っていくこととなります。

【公共施設等（全インフラ資産を含む）の更新費用の推計】



公共施設とインフラ資産の将来の更新費用について、普通会計ベースとなる公共施設と道路、消雪、橋りょうのインフラ資産の更新費用は年平均で57.4億円であり、平成22年度から平成26年度までの5年間の年平均更新費用が50.4億円であることから、今後は、年間あたりの負担額が7.0億円増加し、これまでと比較し、約14%更新費用が増加すると推計されます。

道路、橋りょうなどのインフラ資産は、日常生活を営む上で最低限必要な施設であると同時に、常に安全で安心して通行できる状態を維持しなければなりません。

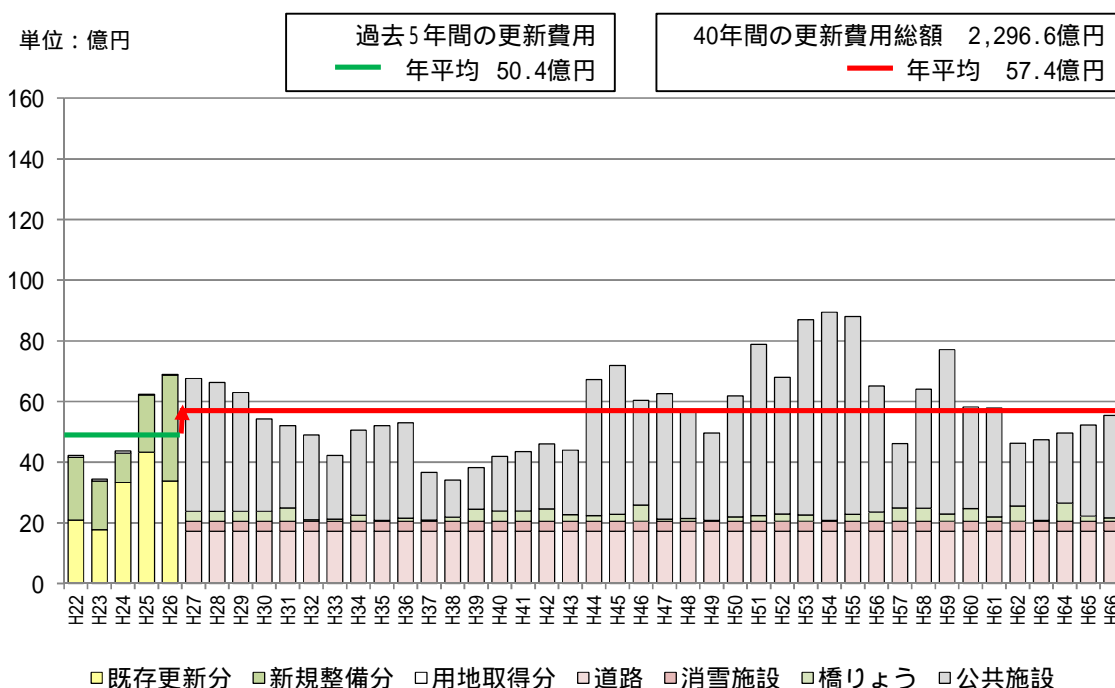
本市においては、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、適正管理に努めていますが、万一、老朽化による修繕、更新が行われなくなることがあれば、市民の生命に直結する大事故を招くことにつながります。

また、道路、橋りょうは、公共施設のように廃止、統合、集約というわけにはいかず、現在有している総量を減らすことは困難ですが、予防保全による長寿命化を

はじめ、道路の重要性、交通量等の状況に応じた耐用年数、整備水準の見直し、破損箇所、劣化状況に応じた事後保全、観察保全等を組み合わせることで、効果的、効率的な維持管理を行い、更新費用の抑制を図っていく必要があります。

いずれにしても、今まで以上に道路、橋りょうの更新費用が必要となることが見込まれることから、人口減少・人口構造の変化を見据えた公共施設、いわゆる八コモノの適正管理を進めなければ、本市の健全な行財政運営の持続可能性はありません。

【普通会計の公共施設等（病院及び上下水道施設を除く）の更新費用の推計】



6 公共施設等の更新に係る財政負担（普通会計ベース）

先にも述べましたが、直近の過去5年間は、合併特例事業債を充てて、重要度の高い施設の大規模改修・建替えやインフラ整備を積極的に進めてきた、いわば特別な時期であるといえます。

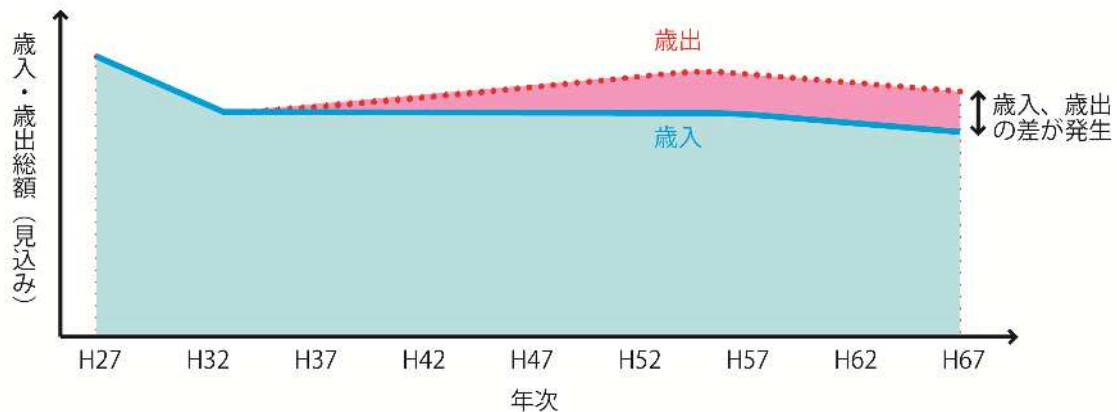
そのため、過去5年間の更新費用の年平均50.4億円（P.31）を、今後40年間維持していくことは、財政の見通しに示しているとおり明らかに困難です。

また、今後40年間の歳入歳出額を予測することは非常に困難ですが、現在保有している公共施設等の更新費用に充当可能な財源の見込額を算出するため、中長期財政計画に示している最終年度である平成35年度の推計額を基に、便宜的にかつ比較的簡易な方法で試算しました。

本試算は将来の財政運営の指針を示すものではありませんが、この結果、平成37年度以降、歳出総額が歳入総額を上回る状態が続くことが見込まれます。

また、今後40年間で建替え・改修に必要な費用は年平均57.4億円（P.31）であるとの見通しに対して、これら費用に充当可能な財源は、約37億円と見込まれ、全体の65%の経費しか確保できないという結果が見えてきました。

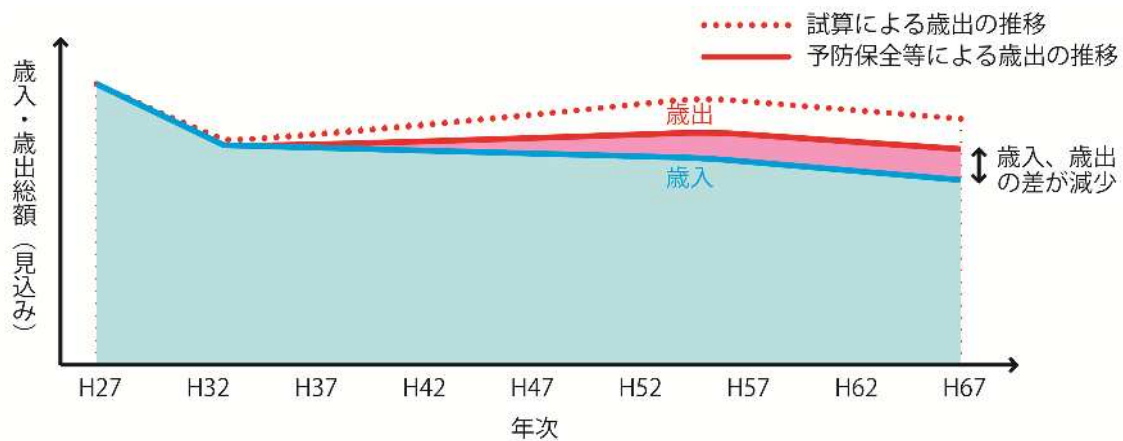
【試算に基づく財政予測イメージ】



この財源不足を解消するためには、公共施設及びインフラ資産を予防保全等により長寿命化を図ることによって更新費用の抑制に取り組む必要があります。

公共施設 （建物）	整備後30年で大規模改修、60年で建替えとしていた前提条件を、予防保全により35年で大規模改修、70年で建替えとする。
インフラ資産 （道路・消雪施設・橋りょう）	破損個所、劣化状況に応じて「予防保全」「事後保全」、「観察保全」を組み合わせる計画的な更新に努める。

【予防保全等による長寿命化に取り組んだ場合の財政予測イメージ】



この予防保全等による取組によって、今後40年間で建替え・改修に必要な費用の年平均57.4億円は約42億円にまで抑制する効果があると考えられますが、それでもなお、充当可能と見込まれる財源約37億円と比較すると、約5億円の財源不足額を解消することはできません。

しかも、インフラ資産は市民生活及び地域経済活動に直結しており、廃止などは現実的でないため、この財源不足額は公共施設の総量を何らかの方法で圧縮することで解消していかざるを得ません。

7 市民アンケート調査の結果

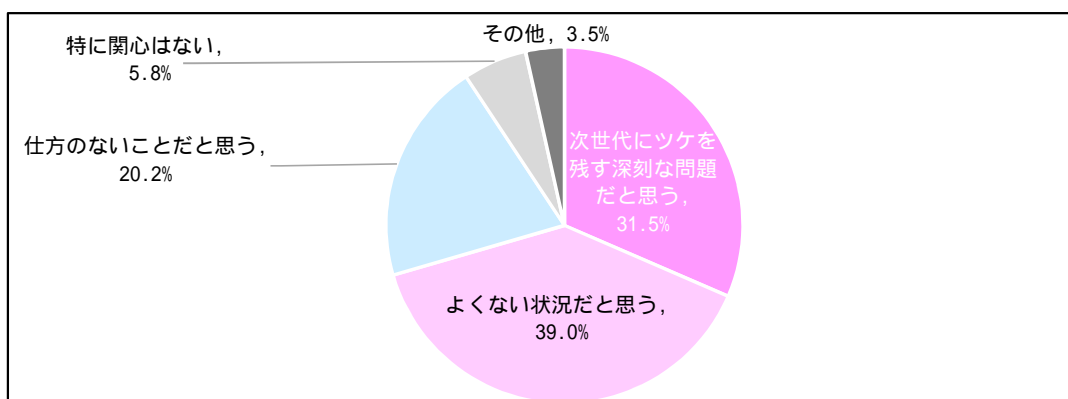
本計画の課題検討に先立って、平成 27 年 11 月に公共施設に関する市民アンケート調査を実施し、その結果を参考としています。アンケート調査結果から総合管理計画の方針に大きく関わっている内容を抜粋して、以下に掲載します。

なお、調査は、居住地域と年齢（階層分布）に応じて、住民基本台帳から 18 歳以上の男女個人 3,000 人を無作為抽出し、往復郵送調査を行いました。

その結果、1,493 人の方から回答をいただき、回収率は 49.8% でした。

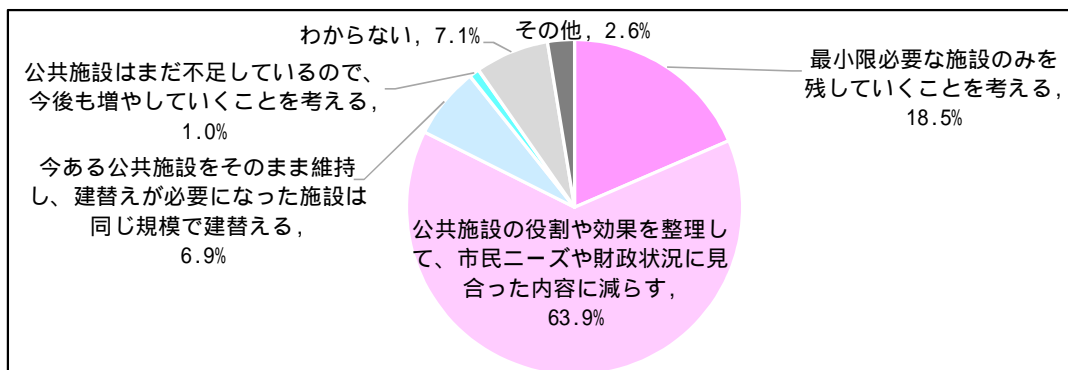
詳しくは、「射水市の公共施設に関する市民アンケート調査結果について（射水市ホームページに掲載）」をご確認ください。

Q 近い将来、老朽化した公共施設の建替えする時期を迎え、現状のまま施設を維持していくと多額の費用が必要になることについてどう思いますか。



将来の公共施設の維持管理・更新に多額の費用が必要となることについては、「次世代にツケを残す深刻な問題だと思う（31.5%）」「よくない状況だと思う（39.0%）」と7割以上の方が、公共施設の老朽化・維持費用の問題に危機感を抱いていることが推測されます。

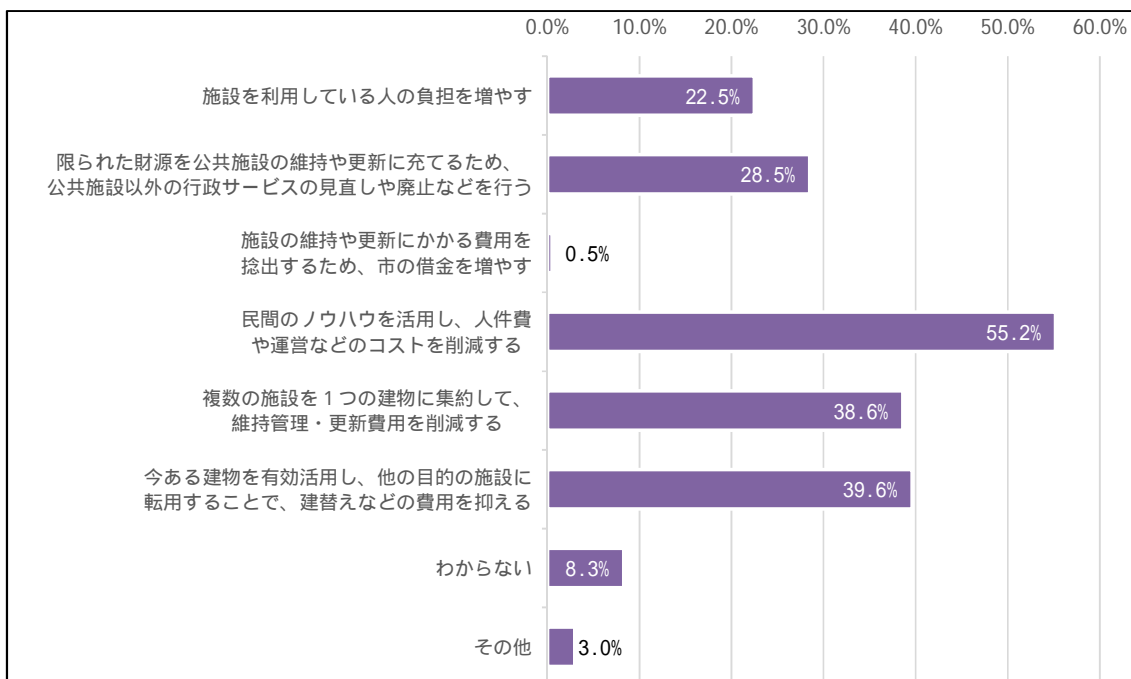
Q 今後の公共施設の整備や管理運営を、どのように進めていくべきだと思いますか。



今後の公共施設の整備や管理運営の進め方については、「公共施設の役割や効果を整理して、市民ニーズや財政状況に見合った内容に減らす」（63.9%）が6割を

超え、「最小限必要な施設のみを残していくことを考える」(18.5%)と合わせると8割以上の方が、削減はやむを得ないと考えていることが推測できます。

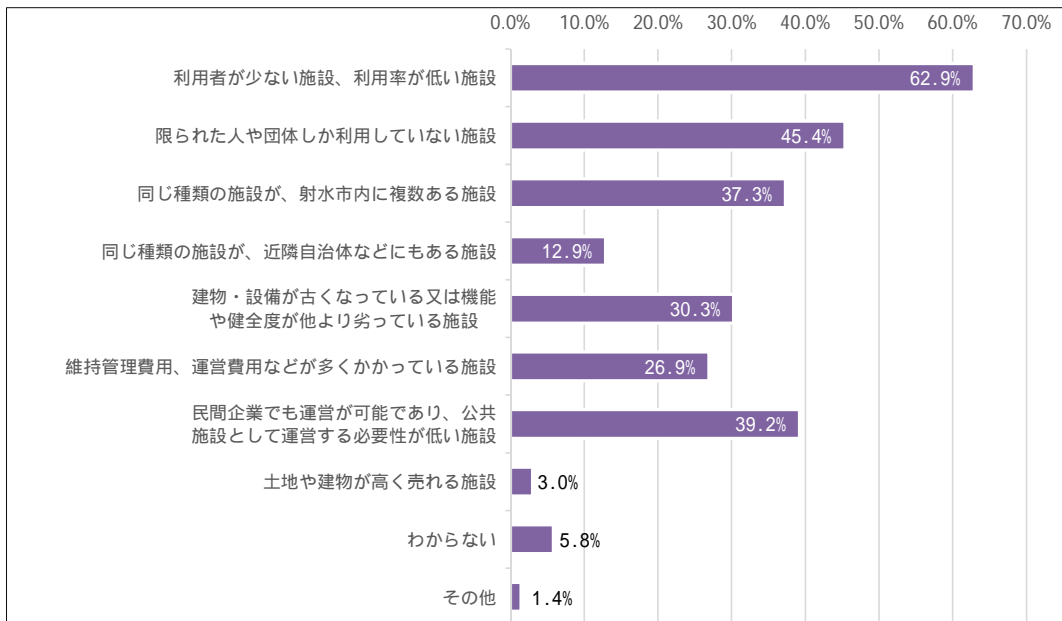
Q 今後は、存続する施設においても、施設の維持管理になるべく費用をかけないようにする取組や、建物の長寿命化を図っていきますが、更なるコストの削減や財源確保に向けた取組も必要になってきます。このことについて、どのように進めていくべきだと考えますか。(複数選択：あてはまる項目すべて)



今後の公共施設の維持に係るコスト削減・財源確保については、「民間のノウハウを活用し、人件費や運営などのコストを削減する」(55.2%)が最も多く、次いで「今ある建物を有効活用し、他の目的の施設に転用することで、建替えなどの費用を抑える」(39.6%)、「複数の施設を1つの建物に集約して、維持管理・更新費用を削減する」(38.6%)と続いています。

民間活力の導入、集約、転用などの手法を活用したコスト削減を求める意見が多い一方、公共施設以外の行政サービスの見直し・廃止や施設利用者の負担を増やすことによって財源を確保していくことも求められています。

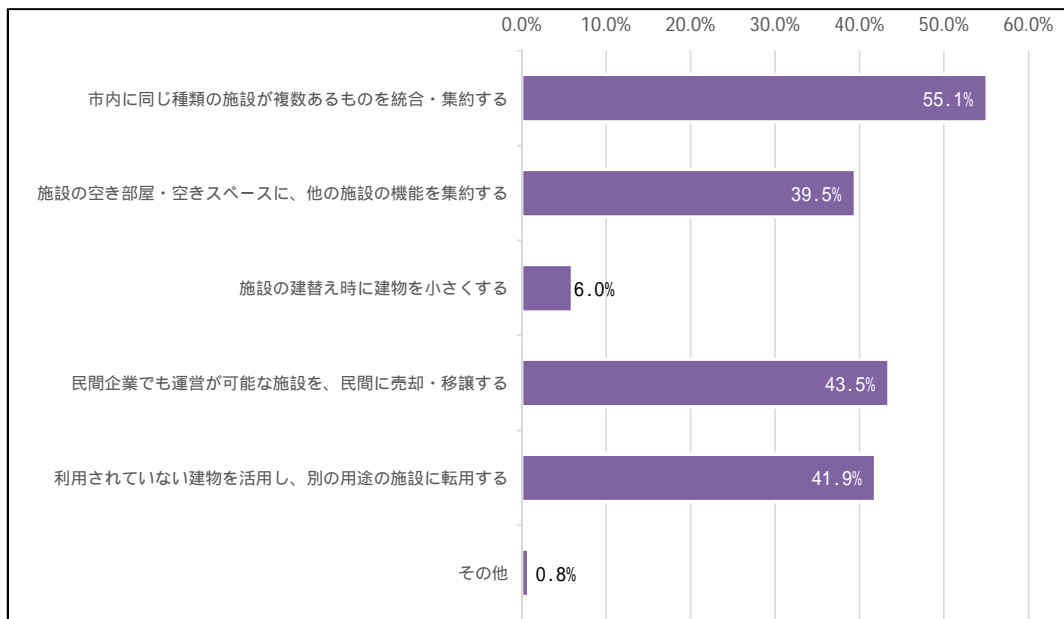
Q 公共施設を減らさなければならない場合、どのような施設から削減するべきだと考えますか。(複数選択：3つまで)



公共施設の削減方法については、「利用者が少ない施設、利用率が低い施設」(62.9%)、「限られた人や団体しか利用していない施設」(45.4%)、「民間企業でも運営が可能であり、公共施設として運営する必要性が低い施設」(39.2%)、「同じ種類の施設が射水市内に複数ある施設」(37.3%)と続きます。

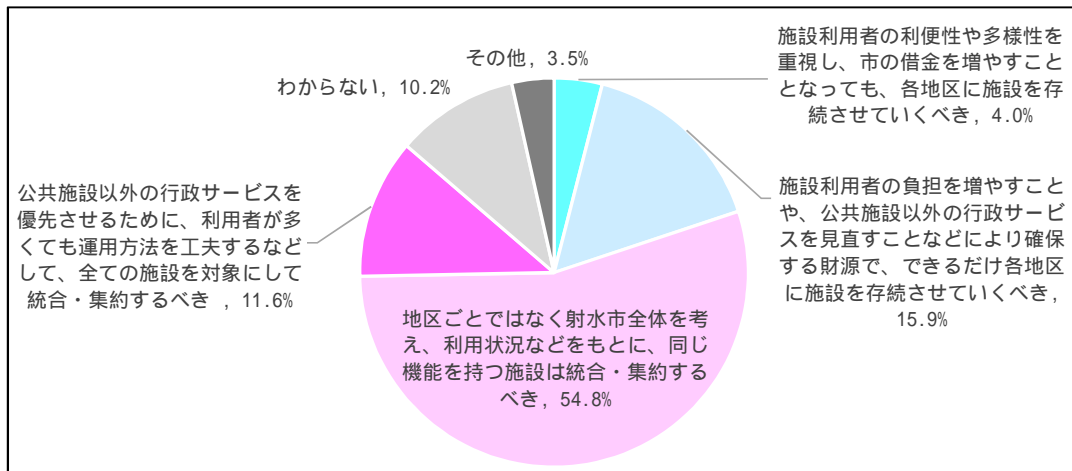
利用頻度が少ない施設、利用者が限定的な施設の削減を優先として考えられているほか、施設運営に関する民間活力の導入などが求められています。

Q 公共施設を減らさなければならない場合、廃止する以外では、どのような方法で減らすべきだと思いますか。(複数選択：2つまで)



公共施設の廃止以外の削減方法については、「市内に同じ種類の施設が複数あるものを統合・集約する」(55.1%)と最も多く、次いで「民間企業でも運営が可能な施設を、民間に売却・移譲する」(43.5%)、「利用されていない建物を活用し、別の用途の施設に転用する」(41.9%)、「施設の空き部屋・空きスペースに、他の施設の機能を集約する」(39.5%)と続き、“施設の統合・集約”、“民間への売却・移譲”、“転用”、“機能集約”など様々な手法の検討が求められています。

Q 市町村合併後も、各地区で同じ機能を持つ施設がありますが、今後、各地区の施設はどのようにすべきだと考えますか。



市町村合併後も、各地区で同じ機能を持つ施設については、「地区ごとではなく射水市全体を考え、利用状況などをもとに、同じ機能を持つ施設は統合・集約すべき」(54.8%)と最も多く、次いで「施設利用者の負担を増やすことや、公共施設以外の行政サービスを見直すことなどにより確保する財源で、できるだけ各地区に施設を存続させていくべき」(15.9%)、「公共施設以外の行政サービスを優先させるために、利用者が多くても運用方法を工夫するなどして、全ての施設を対象にして統合・集約すべき」(11.6%)と続きます。

各地区の施設を存続(できる限り存続を含む)すべきと考える回答が約2割であるのに対し、統合・集約(同一機能を有する施設の統合・集約を含む)すべきと考える回答は6割以上となっています。

8 公共施設等維持管理上の課題

第2章にまとめた公共施設等の現況及び将来の見通しから見えてきた課題を以下の4つに整理します。

【課題1】 人口減少社会等を背景とした財政状況の変化に応じた公共施設の適正管理

射水市人口ビジョンでは、今後、本市の人口が減少していくとともに、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少を予測しており、それらを背景とした社会保障関係経費の増加、市税の減収等から、より厳しい財政状況となることが予想されます。

また、平成32年度には合併特例事業債の発行期限を迎え、普通交付税についても平成33年度からは本来の射水市の規模の交付税額（一本算定）となります。

このことから、真に必要とされる施設のあり方を検討し、計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行うとともに、受益と負担の適正化にも努めながら公共施設を適正に管理していくことが必要です。

【課題2】 合併後の規模に応じた公共施設の保有総量への圧縮

本市では、市町村合併後も同種目的施設を複数維持しているため、類似自治体から見て公共施設の保有量は過大となっています。

課題1でも述べたように、人口減少などを背景とした変化に応じ、公共施設を適正に管理していくことが必要であり、そのためには、今後の維持管理費及び更新費用が後年度の大きな財政負担とならないよう、早急に本市の財政規模に見合った公共施設の保有総量に圧縮していかなければなりません。

【課題3】 地域バランスに配慮した公共施設（建物）の統廃合と利便性の維持

本市は、射水平野を中心としたコンパクトなエリアに、旧5市町村が合併して誕生しています。各地区相互のアクセス性は比較的良好な環境にありながら、市町村合併後も同種目的施設が各地区に存在していることがコストの過大につながっています。

そのため、公共施設（建物）については、市民の利便性が低下しないよう地域バランスにも配慮しつつ、地区人口や施設の利用状況、維持管理コスト等を踏まえた統廃合などを計画的に進めていくことが必要です。

【課題4】 公共施設（建物）・インフラ資産の安全性や快適性の確保

本市の公共施設（建物）については、老朽化が懸念される施設が少なくありません。また、インフラ資産については、橋りょうをはじめ、今後、耐用年数を超えるものが増加していきます。

そのため、市民が安全かつ快適に公共施設（建物）・インフラ資産を利用できるよう更新していくとともに、耐震化・長寿命化などを推進することが必要です。

課題解決に向けた最も重要な視点

これらの課題を総合的に解決していく上で最も重要なことは、今後の本市の人口の見通しや財政状況など、公共施設を取り巻く状況を市民の皆さんと共通認識をもって取り組むことです。

行政だけで考えるのではなく、市民の皆さんとともに、知恵を出し合い、子や孫の世代に安全で安心な公共施設等を引き継いでいけるよう取り組んでいきたいと考えています。

市民アンケート結果からも、これからの公共施設のあり方を見直していくべきであると、市民の皆さんに一定のご理解をいただいていると考えており、その進め方についても、本市がこれまで取り組んできた公共施設の統廃合方針の考え方とほぼ合致していることも分かりました。

公共施設については、単なる廃止ではなく、総量を抑制しつつも真に必要な施設を適正な受益と負担のもとで「賢く使う」こととし、またインフラ資産についても維持管理・更新費用を抑制する「工夫」を凝らしながら長寿命化を図るなどとした考え方のもと、これからの公共施設等に必要である総合的かつ計画的な管理の方向性を第3章に示します。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方向性

1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

人口減少、少子高齢化に伴う市民ニーズの変化や、厳しさを増す財政状況に対応するため、真に必要とされる公共施設・インフラ資産のあり方を見極め、将来を担う次世代に過度の負担を強いることがないように本市の規模に見合った適切な状態で引き継いでいくことを目指さなくてはなりません。

そのためにも、真に必要な市民サービスを見極めたうえで、将来の人口減少等の課題を見据えた適正な公共施設(建物)の規模とするため、総量の削減を進めていく必要があります。

また、公共施設等の維持管理・運営の効率化や計画的な修繕・更新等によってコストを縮減するとともに、存続施設等については長寿命化を図っていくことが重要となります。

併せて、公共施設(建物)の総量抑制にあたっては、公共施設ありきの考え方から脱却し、「ソフト事業の充実」への転換を図るという視点をもって市民満足度の向上を推進していく必要があります。

これらを実現するために必要となる取組を着実に推進・実行し、公共施設等の更新費用の平準化、公共施設(建物)の最適な配置につなげることで、健全で持続可能な行財政基盤の堅持に努めていきます。

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

基本目標	次世代に過度の負担を強いることのない、将来を見据えた本市の規模に見合った適正な公共施設等の維持
	【公共施設マネジメントの構築】

方針	真に行政が担うべき市民サービスを見極めたうえで、将来の人口減少等を見据えた公共施設の適正規模とするため、総量の削減を推進します。
	維持管理・運営の効率化や計画的な修繕・更新等によるコストの縮減を推進するとともに、真に必要な施設の長寿命化を図ります。
	公共施設ありきの考え方から脱却し、「施設重視」から「ソフト事業の充実」への転換を図り、市民満足度及び利用率の向上を推進します。

【実現するための基本的な考え方】

取組	(1) 点検・診断等の取組
	(2) 維持管理・修繕・更新等の取組
	(3) 安全確保の取組
	(4) 耐震化の取組
	(5) 長寿命化の取組
	(6) 統合や廃止の取組
	(7) 持続可能な施設管理・運営の取組
	(8) 将来的な施設建設抑制の取組
	(9) ソフト事業の充実に向けた取組



更新費用の平準化・施設の最適な配置

2 実現するための基本的な考え方

(1) 点検・診断等の取組

- ・施設の老朽化等に伴う事故発生の未然防止や修繕・更新等の必要性を予見するため、点検、診断を適切に実施します。
- ・日常点検の点検・診断における基本的な事項については、統一的な基準を設け、効率的に実施します。
- ・点検・診断の実施履歴及び劣化・損傷の程度等の結果をデータベースに集積・蓄積し、予防保全的な視野を持って施設の総合的管理に生かします。

公共施設

- ・公共施設等の日常的な点検については、各担当者が理解できるようポイントを明記した点検マニュアルを作成し、ノウハウを共有します。
- ・公共施設ごとに劣化・損傷の程度を評価し施設の課題と対応の優先度を判断する材料とします。

インフラ資産

- ・インフラ資産については、国や県などが定めた点検診断等に係る各種技術指針等を遵守します。
- ・データベースに蓄積した点検診断等の結果については、劣化・損傷の拡大防止に活用し、安全管理の徹底と維持管理費用等のコスト縮減を図ります。
- ・インフラ資産の点検、診断にあたっては、民間ノウハウを活用しながら、その技術の向上に努めていきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の取組

- ・適切な維持管理に努めるとともに、施設の重要度や劣化状況から優先度を決め、計画的かつ効率的な改修・更新を推進します。
- ・維持管理・修繕・更新費用を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減するため、全庁横断的な包括管理委託の導入を検討します。また、公共施設等の維持管理の担い手としての市民等との協働を推進します。
- ・公共施設等の安全管理やコスト管理等に有効活用するため、修繕・更新等の実施履歴をデータベースに集積・蓄積し、一元的に管理します。

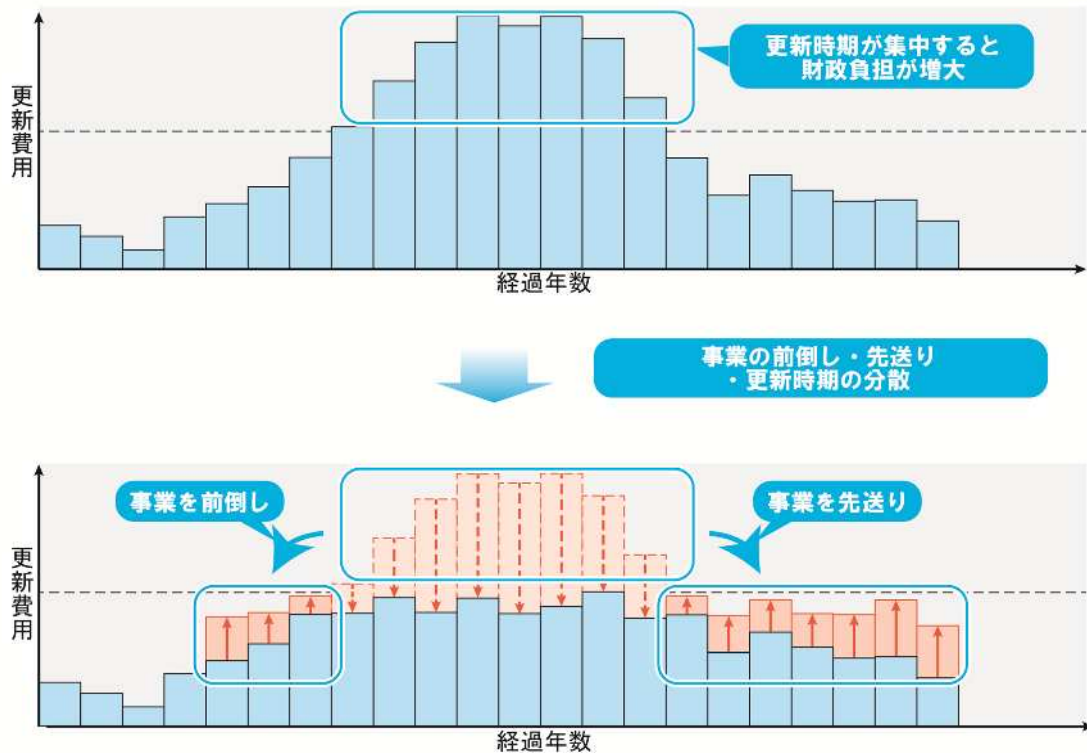
公共施設

- ・公共施設は、施設の重要度やニーズ及び老朽度を十分に把握、分析した上で、統廃合も含めた計画的な更新を推進していきます。
- ・複数の施設での共通委託、あるいは一つの施設に係る維持管理業務全般を一括で委託する包括管理委託の導入を検討します。

インフラ資産

- ・ライフラインとして市民生活に直接影響するものであることから、生活に支障のないように適切な維持管理と修繕に努めます。
- ・併せて、維持管理・更新費用の削減に努めることを基本として取り組みます。

【更新費用の平準化イメージ】



(3) 安全確保の取組

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、速やかに利用を一時停止するなどの措置を取った上で、早期に修繕、改修などの安全対策を講じることを原則とします。
- ・ただし、老朽度や利用状況等を踏まえた総合的な判断に基づき、改修を行わず供用廃止を検討する場合があります。
- ・供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、民間売却又は除却による適切な処分に努め、市民の安全を確保します。

公共施設

- ・外壁のひび割れ・剥落など利用者の身に危険が及ぶ可能性が見られた場合には、速やかに危険区域への立ち入りを制限し、早期に必要な措置を講じます。

インフラ資産

- ・インフラ資産の機能に著しい異常が認められた場合には、速やかに供用を制限したうえで、緊急復旧対応を行います。

(4) 耐震化の取組

- ・本市では、「射水市耐震改修促進計画」に基づき、小中学校をはじめとする公共施設の耐震改修を積極的に進めてきました。特に、災害時における拠点施設、物資輸送や市民を安全に避難させる施設として重要な機能を有している施設については、災害発生時にはこうした機能を十分に発揮できるよう耐震化を推進していきます。引き続き、優先度の高い施設から順次耐震化を進めます。

公共施設

- ・市指定緊急避難場所や市指定避難所など、防災上重要となる施設を優先して順次耐震化を行っていきます。

インフラ資産

- ・インフラ資産は、市民生活に直結しているため、これら施設の災害による被害を最小限に抑えるため、耐震化を着実に推進していきます。

(5) 長寿命化の取組

- ・存続するものとして本市が継続的に所有していく施設については、定期的な点検・診断から損傷を予見し、利用者の安全を確保するため、こまめに補修を行う「予防保全型」による計画的な維持管理・修繕・更新に努め、施設の長寿命化を進めていきます。

- ・インフラ資産である橋りょうについては、既に策定されている「射水市橋梁長寿命化修繕計画」を、また上下水道については、それぞれ「射水市水道ビジョン」及び「射水市下水道ビジョン」に基づく長寿命化対策を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて随時見直しを行いつつ、計画的な施設の保全に取り組んでいくものとします。

- ・公共施設等の修繕・更新時には、高耐久性部材を使用するなどの工夫や新技術の積極的な採用を検討し、施設のライフサイクルコストの縮減を図ります。

公共施設

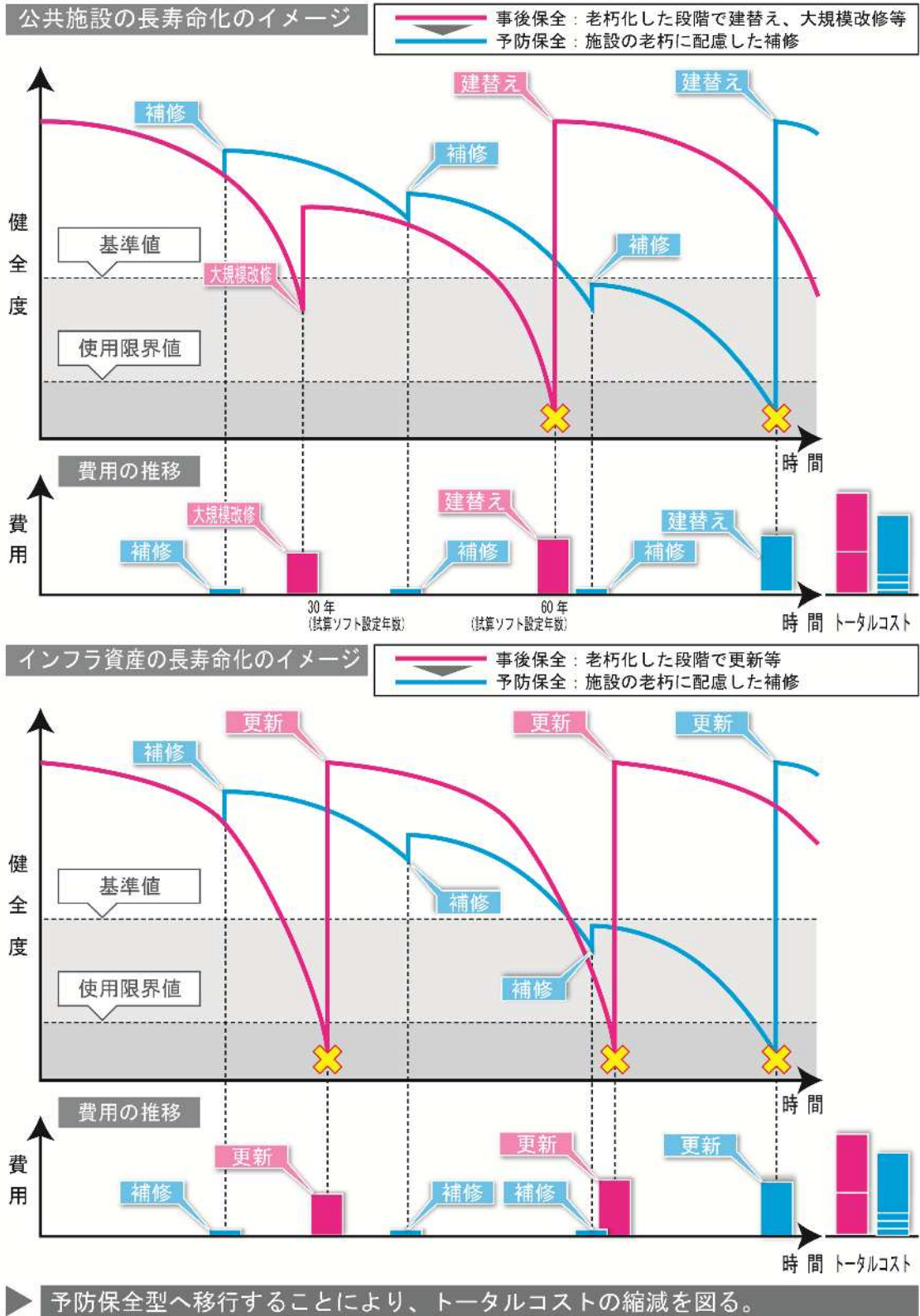
- ・今後とも本市が保有し続ける施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

インフラ資産

- ・インフラ資産は、施設の長寿命化による財政負担の縮減効果が大きく見込めることから、既存ストックを最適に維持管理していくために個別の長寿命化計画や本計画によって、計画的に施設の保全に努めていきます。

- ・インフラ資産は、損傷する前からこまめに修繕を行う予防保全型の維持管理を行います。

【長寿命化のイメージ】



(6) 統合や廃止の取組

- ・必要性や重要性等の視点から、総量の圧縮に向けて、重要性が低い施設、機能重複が見られる公共施設等に関しては、計画的に統合、廃止を推進することとします。

公共施設

- ・社会情勢の変化に伴い、設置の意義が薄れている施設や利用率の低い施設、さらには一定の利用数はあっても利用者に極端な偏りがみられる施設は廃止(施設の除却)するとともに、民間サービスで代替可能な施設は、民間への譲渡を進めていくこととします。
- ・利用状況にかかわらず、同種目的施設が複数ある場合は統廃合の検討対象とするとともに、検討にあたっては県及び近隣市の公共施設の設置状況等を念頭に、広域的利用の観点を踏まえつつ幅広く検討していきます。
- ・廃止決定した施設の跡地は、原則、売却又は賃貸することとして財源の確保に努めます。

インフラ資産

- ・インフラ資産についても、統合などにより不要となった施設については、適切に除却していくこととします。

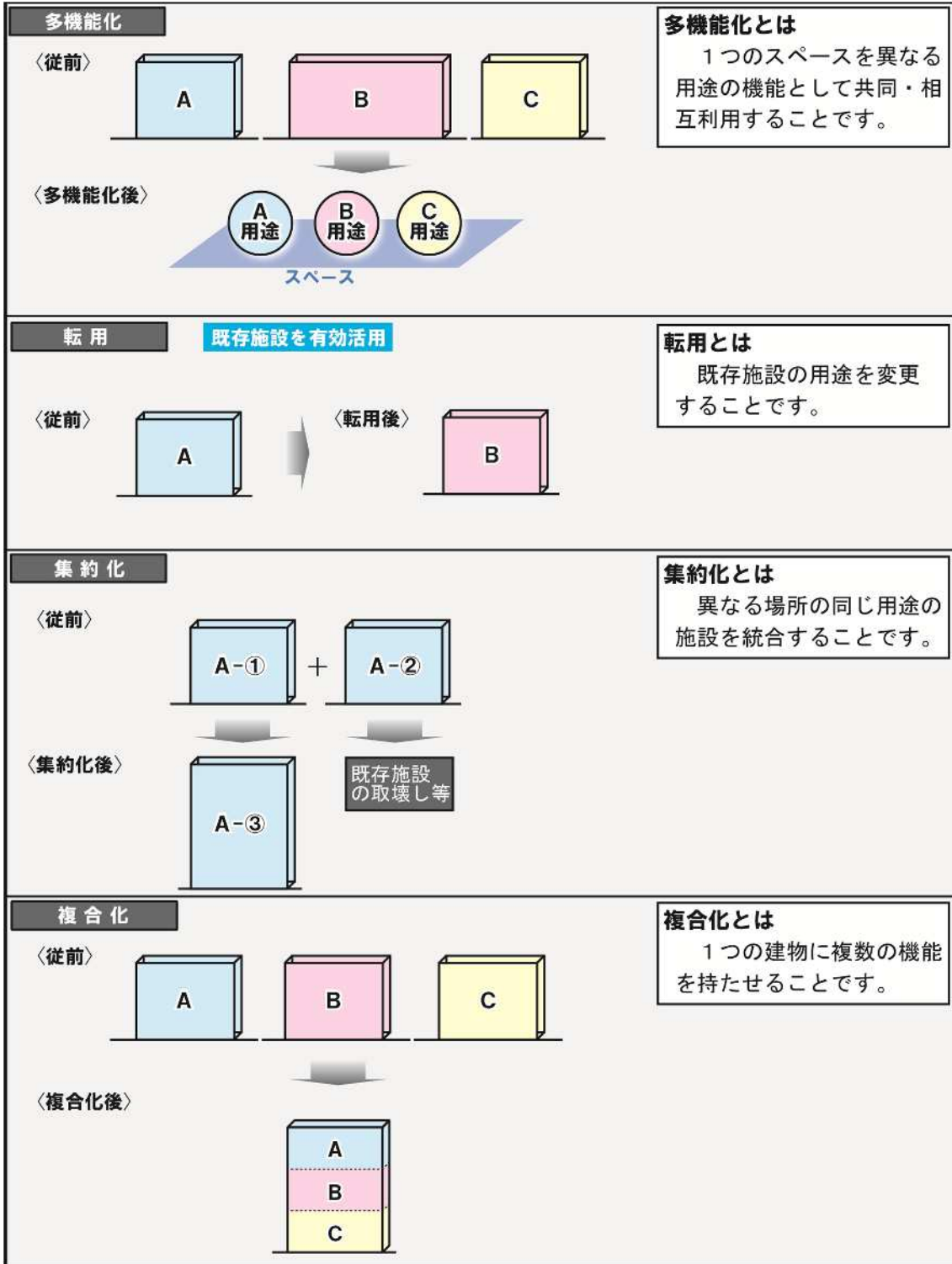
(7) 持続可能な施設管理・運営の取組

- ・将来の更新費用抑制に向けて、公共施設(建物)の統廃合、機能転用を推進していきます。
- ・また、市民サービスの低下を招くことなく、機能の維持、サービスの向上に努めるため、民間活力の活用をはじめ、公共交通機関を活用したアクセスの充実や情報通信技術の活用を検討します。

公共施設

- ・公共施設(建物)の更新時期や市民ニーズの変化を把握しながら、施設の多機能化、転用、集約化、複合化のほか、これらを組み合わせるなど様々な手法を検討し取り組んでいきます。
- ・施設の大規模改修又は建替え等の更新時には、新たな用地を求めないことを原則とすることはもとより、機能を維持しながら施設面積の大幅な圧縮を検討します。
- ・市民が利用したい、利用しやすいサービスの提供に努めるため、指定管理者制度への更なる移行やPPP・PFI手法など、民間の資金やノウハウの導入を検討します。
- ・存続するものとして本市が継続的に所有していく施設については、財政負担の軽減を図るため、施設の稼働率を把握し、利用時間、使用料などを見直し、受益と負担の適正化を図ります。
- ・また、太陽光発電等による再生可能エネルギーや省エネ対策など環境への配慮に努めるとともに、車いす用エレベータやスロープ、多目的トイレ等、ユニバーサルデザインに配慮した施設の充実に努めます。

【多機能化、転用、集約化、複合化イメージ】



(8) 将来的な施設建設抑制の取組

- ・現在、所有する公共施設の保有総量の圧縮だけに止めず、施設ありきの考え方を改め、今後のまちづくり政策に重要な施設に限って建設することを基本とし、将来的な施設建設の抑制を図るものとします。
- ・今後のまちづくり政策に重要な施設として、新規の公共施設を建設する場合には、原則として新たな用地を求めず、極力既存の市有地の活用に努めるとともに、特別の事情がない限り、新規施設面積が集約化、複合化前の面積を下回ることを条件とします。また、指定管理者制度、PPP・PFI手法の導入など、民間活力の導入を検討していきます。

公共施設

- ・公共施設に関しては、新規整備を行う場合には、施設の必要性や重要性等を十分に検討するとともに、民間活力の活用を検討していきます。

インフラ資産

- ・インフラ資産の新規整備に関しては、重要度と費用対効果を十分に検討します。

(9) ソフト事業の充実に向けた取組

公共施設

- ・「射水市総合計画」はもとより、「射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「(仮称)『とやま呉西圏域』都市圏ビジョン」など、将来のまちづくり計画を実現するためにも、「施設ありき」の考え方から脱却し、ソフト事業の充実に転換を図ります。
- ・公共施設の保有総量の圧縮に努めつつ、ソフト事業への転換を図ることで、急激に進展する少子高齢化・人口減少社会に柔軟かつ効果的に対応し、市民満足度の向上に努めます。

3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の基本的な考え方

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を着実に推進していくために必要となる取組体制、職員研修及び情報の一元管理については、以下の考え方をもって進めます。

(1) 推進体制の構築

本計画の推進については、人事課が調整役となり、公共施設等を所管する部局間の調整を行い、全体的な視点に基づく意思決定ができる横断的な組織体制を確立していきます。

また、本計画に基づく公共施設等の管理には、財政運営、市有財産の管理などとの関わりが深いことから、財政課、管財契約課との調整を密に行うものとします。

このほか、外部の有識者や専門家、市民を構成員とする委員会を設置するなど、幅広く意見を聴取できる体制の構築を検討します。

(2) 職員研修の実施

職員一人ひとりが、中長期的な経営視点を持って、公共施設等を継続的かつ適切に管理していくため、意識を高める職員研修を実施するとともに、施設の適切な点検診断や維持管理の手法などに関する技術研修などを実施します。

(3) 情報の一元管理

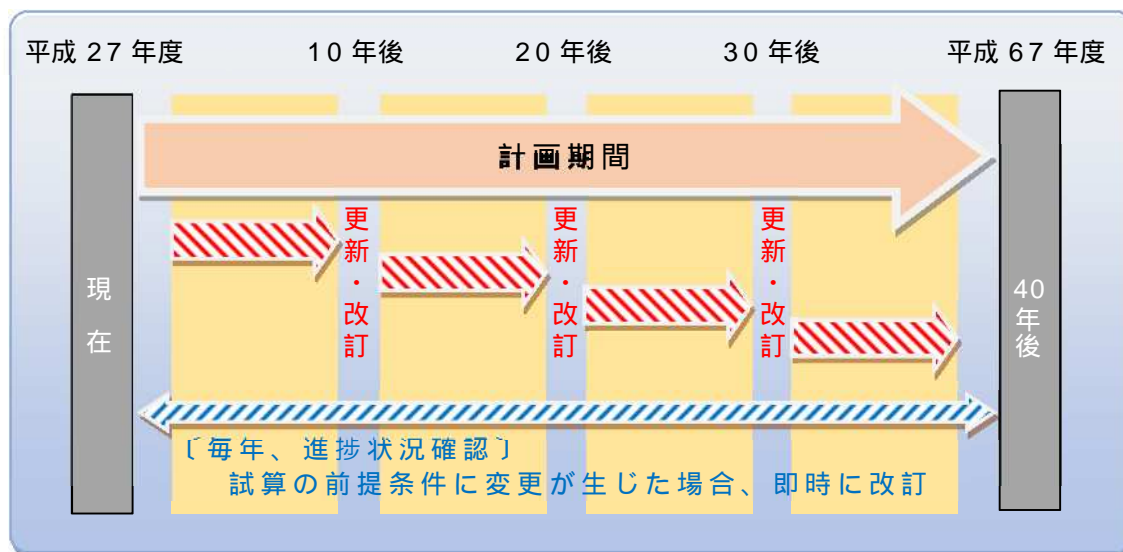
保有している全公共施設及びそれらの利用環境について、経営戦略的視点を持って総合的かつ統括的に管理運営するため、施設の面積、建築年、維持管理費、利用状況などの基礎的な情報は、資産台帳にデータを統合・一元管理するとともに、データベースの構築に努めます。

今後は、固定資産台帳と連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、精緻な資産データの把握及び管理に努めていきます。

4 フォローアップの基本的な考え方

計画期間の40年間で10年ごとに区切る中間期を設け、定期的な更新・改訂作業を行うこととします。各年度単位においても進捗状況をチェックし、歳入減少や国の制度改正など、試算の前提条件に変更が生じた場合には、即時に改訂作業を実施します。

【フォローアップの基本的な考え方】



第4章 施設類型ごとの管理に関する方向性

公共施設（建物）は、多様な市民ニーズに応え様々な行政サービスを提供しています。

施設類型ごとの管理に関する方向性を見定めるためには、サービスの性質に着目し、真に行政として提供すべきサービスを整理することが必要と考えられます。

具体的には、サービスの市場性（公共的サービス 市場的サービス）と必需性（必需的サービス 選択的サービス）の2つの視点から区分を行います。

併せて、施設が想定している利用エリア（利用圏域）から、施設類型ごとの適正な施設数を整理します。

本章では、まず、施設類型ごとに、上記の「性質別」、「利用圏域別」の2つの視点からの区分を組み合わせて整理し、市民ニーズに対応した「将来のあるべき姿」を見定めるための参考としています。

その上で、第3章に示した総合的かつ計画的な管理の方向性に基づき、対象とする公共施設（建物）、インフラ資産の施設分類ごとに、その特性を踏まえて施設の管理に関する個別の基本的な考え方を定め、本市の規模に見合った最適な保有量とすることを目指します。

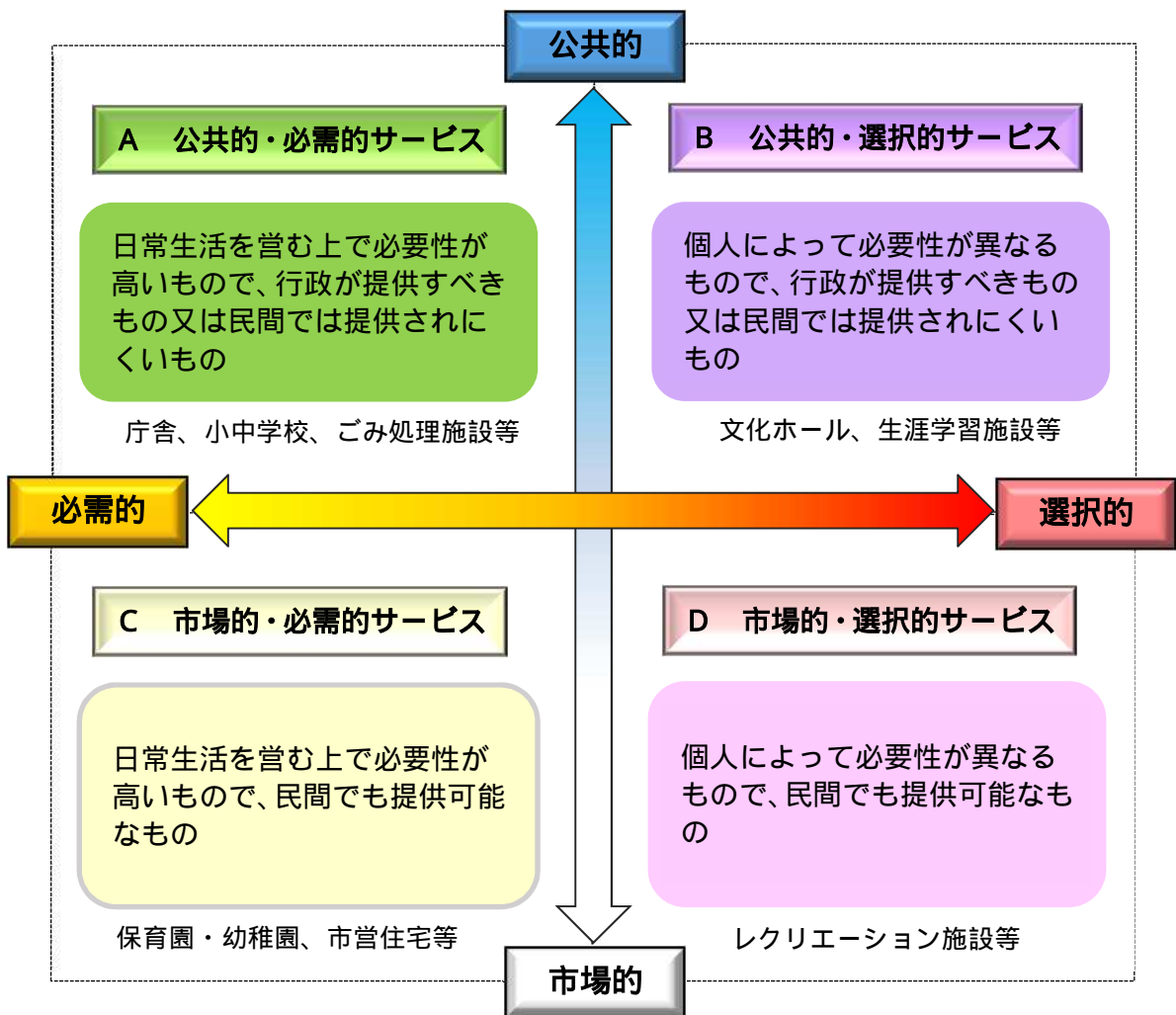
性質別分類（4分類）

【サービスの市場性】

- ・ 公共的サービス (A,B) ... 行政が提供すべきもの又は民間では提供されにくいもの
- ・ 市場的サービス (C,D) ... 民間でも同種・類似のサービスが提供されているもの（あるいは、サービスの提供が期待できるもの）

【サービスの必需性】

- ・ 必需的サービス (A,C) ... 多くの市民にとって日常生活において必要なもので、基礎的な生活水準を確保するためのもの
法令等に基づき行うもの
- ・ 選択的サービス (B,D) ... 個人によって必要性が異なるため、サービスを必要とする特定の者に受益をもたらすもの
余暇のためなど、日常生活に必要な水準以上の内容を提供するもの



利用圏域別分類(3分類)

- ・ 広域 ... 市全体あるいは市域を越えた広域での利用を基本単位とし、各用途における業務・活動拠点の中心として位置付けられるもの
- ・ 校区 ... 概ね小学校又は中学校区での利用を基本とし、各用途における業務活動拠点の中心として位置付けられるもの
- ・ 狭域 ... 概ね地域振興会又は単位自治会単位での利用を基本とし、地域活動の拠点及び住民同士の交流や憩いの場として位置付けられるもの

利用圏域区分	圏域のイメージ	あるべき施設数
広域	隣接市を含む広域 市域 旧市町村単位	市内に1つ～2つ (必要に応じて、広域連携を検討する。)
校区	中学校区 小学校区	概ね中学校区ごとに1つ
狭域	地域振興会単位 単位自治会単位	概ね地域振興会単位に1つ

施設類型ごとの利用区分・圏域区分

施設類型	中分類	小分類	サービスの市場性		サービスの必要性		利用区分	圏域区分
			公共的サービス	市場的サービス	必需的サービス	選択的サービス		
市民文化系	集会施設	コミュニティセンター					A	狭域
		公民館					B	広域
		生涯学習					B	広域
		その他集会					B	広域
	文化施設	ホール					B	広域
社会教育系	図書館	図書館					A	広域
	博物館等	博物館等					B	広域
スポ・レク系	スポーツ	主要体育館					B	広域
		地区体育館					B	狭域
		主要グラウンド					B	広域
		地区グラウンド					B	狭域
		テニスコート					B	広域
		野球場					B	広域
		サッカー場					B	広域
		相撲場					B	広域
		弓道場					B	広域
		プール					D	広域
		パークゴルフ場					D	広域
		その他スポーツ施設					B	広域
	レク・観光	その他レク・観光					D	広域
産業系	産業系	農村環境					D	広域
		地域振興・休憩					D	広域
		浴場					D	広域
		その他産業系					D	広域
学校教育系	学校	小学校					A	校区
		中学校					A	校区
	その他教育	その他教育					A	広域
子育て支援系	保育園・幼稚園	保育園・幼稚園					C	校区
	幼児・児童	児童館・放課後児童クラブ					B	校区
保健福祉	高齢者福祉	ふれあいサロン					B	校区
		その他高齢者福祉					D	広域
	保健	保健センター					A	広域
	その他社会福祉	福祉会館等					A	広域
その他社会福祉						B	広域	
医療	医療	診療所・その他医療					B	広域
行政系	庁舎等	庁舎					A	広域
	消防	消防署					A	広域
		消防分団屯所					A	狭域
	その他行政系	その他行政系					A	
公営住宅	公営住宅	市営住宅					C	校区
		特定公共賃貸住宅					D	広域
		都市再生住宅					C	広域
公園	公園	都市公園				A	狭域	
供給処理	供給処理	ゴミ処理、し尿処理、浴場					A	広域
その他	その他	斎場					A	広域
		駐車場・駐輪場					D	
		墓苑					D	広域
		その他						
病院	病院	病院					B	広域

利用区分 A・B・C・D は、52 ページの性質別分類（4 分類）に該当すると考えられる区分を示しています。

1 市民文化系施設

(1) 施設の概要

市民文化系施設は、集会施設と文化施設からなります。

本市の集会施設は地域振興会ごとにあるコミュニティセンター27施設が分散して立地しているほか、中央公民館1施設、生涯学習施設2施設、その他集会施設4施設の計34施設あります。また、文化施設は3施設あり、新湊地区、小杉地区、大門地区にそれぞれ1施設ずつ立地しています。

平成27年4月1日現在

施設分類	施設数	No.	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積(m ²)	代表建物構造
コミュニティセンター(27施設)									24,898.98	
集会施設	34施設	1	放生津コミュニティセンター	市有	指定管理	H09	18	不要	1,393.14	RC
		2	新湊コミュニティセンター	市有	指定管理	H05	22	不要	863.79	RC
		3	庄西コミュニティセンター	市有	市直営	H24	3	不要	957.01	S
		4	作道コミュニティセンター	市有	市直営	S52	38	未	594.45	RC
		5	片ロコミュニティセンター	市有	市直営	H26	1	不要	845.93	S
		6	堀岡コミュニティセンター	市有	市直営	S46	44	未	1,143.97	RC
		7	海老江コミュニティセンター	市有	指定管理	H13	14	不要	652.54	RC
		8	七美コミュニティセンター	市有	指定管理	S54	36	未	493.41	RC
		9	本江コミュニティセンター	市有	指定管理	S52	38	未	436.51	RC
		10	塚原コミュニティセンター	市有	指定管理	H21	6	不要	671.49	S
		11	三ヶコミュニティセンター	市有	指定管理	S61	29	不要	757.30	RC
		12	戸破コミュニティセンター	市有	指定管理	S63	27	不要	740.03	RC
		13	橋下条コミュニティセンター	市有	指定管理	H15	12	不要	984.01	W
		14	金山コミュニティセンター	市有	指定管理	S62	28	不要	637.94	RC
		15	大江コミュニティセンター	市有	指定管理	H17	10	不要	1,057.04	W
		16	黒河コミュニティセンター	市有	指定管理	H16	11	不要	1,099.98	SRC
		17	池多コミュニティセンター	市有	指定管理	S57	33	不要	778.13	SRC
		18	太閤山コミュニティセンター	市有	市直営	H23	4	不要	1,048.35	S
		19	中太閤山コミュニティセンター	市有	指定管理	S57	33	不要	739.15	RC
		20	南太閤山コミュニティセンター	市有	指定管理	H02	25	不要	941.50	RC
		21	浅井コミュニティセンター	市有	指定管理	H18	9	不要	1,837.65	S
		22	楠田コミュニティセンター	市有	指定管理	H17	10	不要	1,786.60	S
		23	水戸田コミュニティセンター	市有	市直営	S54 (H25改修)	36 (2)	済	970.07	SRC
		24	二ロコミュニティセンター	市有	指定管理	S55 (H22改修)	35 (5)	済	796.09	RC
		25	大門コミュニティセンター	市有	市直営	S62	28	不要	72.00	SRC
		26	大島コミュニティセンター	市有	指定管理	S44	46	未	1,139.35	RC
		27	下村コミュニティセンター	市有	指定管理	S56	34	未	1,461.55	RC
公民館(1施設)									2,088.96	
		28	中央公民館	市有	指定管理	S56 (H20改修)	34 (7)	済	2,088.96	SRC
生涯学習施設(2施設)									1,443.66	
		29	小杉勤労青少年ホーム	市有	指定管理	S54	36	未	797.00	RC
		30	働く婦人の家	市有	指定管理	S58	32	不要	646.66	RC
その他集会施設(4施設)									765.78	
		31	新湊ふれあい会館	市有	市直営	H03	24	不要	516.54	S
		32	大島エントランス広場	市有	市直営	—	—	—	—	—
		33	庄川水辺の交流館	市有	市民協働	H19	8	不要	236.00	S
		34	下村交流センター	市有	市直営	H14	13	不要	13.24	W
小計									29,197.38	
文化施設	3施設	1	新湊中央文化会館	市有	指定管理	S56 (H20改修)	34 (7)	済	7,868.95	SRC
		2	小杉文化ホール	市有	指定管理	H05	22	不要	5,714.32	RC
		3	大門総合会館	市有	指定管理	S62	28	不要	5,582.14	SRC
小計									19,165.41	
合計									48,362.79	

構造凡例 S: 鉄骨造, RC: 鉄筋コンクリート造, SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート造, W: 木造

小杉勤労青少年ホーム、働く婦人の家は平成27年度で廃止
 平成28年度から働く婦人の家を「生涯学習センター」へ転用
 新湊ふれあい会館は地域移管のため平成27年度末で廃止し、普通財産へ変更

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 集会施設

施設の現状

集会施設

コミュニティセンター

建物状況

- ・現在、計画的にコミュニティセンターの改築、大規模改修を進めていますが、全 27 施設中、大規模改修済みのものを除く 8 施設が築 30 年以上と老朽化しており、その内 6 施設で耐震安全性が確保されていない状況です。

利用・運営状況

- ・コミュニティセンターは、市民が主体的なまちづくりを行うための拠点施設であり、地域の特色に応じた主体的な管理運営が必要であることから、原則、各地区の地域振興会が指定管理者として運営しています。

コスト状況

- ・各コミュニティセンターには、地域振興活動に必要な会議室、多目的室、調理実習室、児童室等を設けることとして、標準規模に地域事情を考慮して整備しています。
- ・利用者一人当たりコストを比較した場合、地域人口の規模にもよりますが、0.25 千円～1.72 千円と約 1.5 千円もの差が生じていることから、比較的用户数の少ない施設においては、利用者数の増加に向けて、地域のニーズを施設運営に反映させていく必要があります。

公民館

建物状況

- ・昭和 56 年度に建設した新湊中央文化会館の施設内施設として設置されていますが、平成 20 年度に大規模改修を行っており、現在 7 年が経過しています。

利用・運営状況

- ・指定管理者制度を導入し、民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行うとともに、運営経費の削減に努めています。
- ・平成 26 年度の年間開館日数 347 日に対し、年間利用者は 18,557 人であり、1 日平均利用者が 55 人程度と、充実した施設内容に対して利用者が少ないと思われます。また、利用目的は地域やサークル活動等の団体活動がほとんどであり、利用者の固定化が推定されます。

コスト状況

- ・平成 26 年度実績では、全体利用件数の 68.6%が減免扱いとなっており、受益と負担の適正化を検討する必要があります。

基本的な考え方

集会施設	
将来のあるべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターは、従来の機能に加え、子育て支援・高齢者福祉等のサービス提供の場としても利用され、市民の利便性が高まり、地域のまちづくりの核として重層的に活用されています。 ・生涯学習施設は、機能統合・複合化され、効果的に市民の学びの場を提供しています。 	
個別の基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターは、市民が主体的なまちづくりを行うための総合的な拠点施設として、利用度を高めながら、存続します。 ・「中央公民館」は、大規模改修後、指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営に努めていますが、今後も受益と負担の適正化を検討していきます。 ・生涯学習施設は、平成 27 年度末で「働く婦人の家」と「小杉勤労青少年ホーム」を廃止し、平成 28 年度から「働く婦人の家」の建物を新たに「生涯学習センター」とし、当面、市民の生涯学習活動に資する施設として活用していきます。また、施設の老朽化を踏まえ、周辺施設への複合化・多機能化による活動の場を検討していきます。 ・その他施設のうち、「新湊ふれあい会館」は、平成 27 年度末で廃止し、地域へ移管しています。「庄川水辺の交流館」は、平成 27 年度から市民協働事業として地域振興会に管理を移管しています。 ・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。 ・未耐震施設については、引き続き耐震化を推進します。 	

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
集会施設	29,197 m ²	4,000 m ² (14%程度)

2) 文化施設 施設の現状

文化施設

建物状況

- ・新湊中央文化会館は、平成 20 年に大規模改修を行い、現在 7 年が経過しています。その他の施設は築 20 年以上が経過していますが、耐震安全性は確保されています。
- ・新湊中央文化会館は、射水市中央公民館と新湊図書館が併設されている複合施設です。
- ・大門総合会館は、金融機関が区分所有しているほか、大門コミュニティセンター、正力図書館、正力・小林記念館が併設されている複合施設となっています。
- ・小杉文化ホールは、単館施設ですが、研修室、練習室を備えています。
- ・上記のほか、射水市大島絵本館にホール（200 席）を有しています。

利用・運営状況

- ・3 施設ともに研修室、会議室の利用率は高いものの、ホールの利用率は 13.5% から 59.5% となっており、年間開館日の半分近くが全く利用されていないため、明らかに供給力が過大な状況です。

コスト状況

- ・3 施設すべてに指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを生かして効率的な施設管理に努めていますが、運営に必要である事業の委託料を含めた指定管理料としており、多額になっています。
- ・全ての施設が 5,000 m²以上と大型施設であるため、ほぼ同額で減価償却費が大きく、建替え・更新コストは多額になります。またホールは、音響設備や照明設備を有していることから、維持管理コストが多額となっています。

基本的な考え方

文化施設	
将来のあるべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・ホール施設は、本市に見合った規模となるよう集約・統廃合され、効率的な管理運営が行われているとともに、市民が芸術文化に親しむ場として維持されています。 	
個別の基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な 1 市 1 館の基本的考え方に立脚した目標年次までの集約化に向け、市民ニーズに見合ったホールや研修室の規模となるよう、広域的利活用の推進など、段階を踏んだ各種条件整備に努めます。 ・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。 	

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
文化施設	19,165 m ²	3,800 m ² (20%程度)

2 社会教育系施設

(1) 施設の概要

社会教育系施設は、図書館と博物館等からなります。

平成 26 年度においては、本市の図書館は 5 施設あり、各地区に 1 施設立地しています。また、博物館等は 10 施設あり、新湊地区に 1 施設、小杉地区に 3 施設、大島地区に 2 施設、下地区に 2 施設、大門地区に 2 施設立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数		施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積 (㎡)	代表建築物構造
図書館	5施設	1	中央図書館	市有	市直営	H12	15	不要	2,346.38	SRC
		2	新湊図書館	市有	市直営	S56 (H20改修)	34 (7)	済	2,003.00	SRC
		3	正力図書館	市有	市直営	S62	28	不要	373.00	SRC
		4	大島図書館	市有	市直営	S59	31	不要	436.93	RC
		5	下村図書館	市有	市直営	H14	13	不要	366.00	W
			小計						5,525.31	
博物館等	10施設	1	新湊博物館	市有	市直営	H10	17	不要	1,993.60	RC
		2	小杉展示館	市有	指定管理	M44	104	未	286.60	W
		3	竹内源造記念館	市有	市直営	S09 (25改修)	81 (2)	済	413.13	W
		4	正力・小林記念館	市有	指定管理	S62	28	不要	122.00	SRC
		5	陶房「匠の里」	市有	指定管理	H01	26	不要	1,189.79	W
		6	大島絵本館	市有	指定管理	H06	21	不要	2,405.75	RC
		7	下村加茂遺跡展示室	市有	市直営	H11	16	不要	38.57	S
		8	下村民俗資料館	市有	市直営	S63	27	不要	113.40	W
		9	埋蔵文化財整理室・考古資料展示室	市有	市直営	S54	36	未	420.67	RC
		10	視聴覚ライブラリー	市有	市直営	H12	15	不要	-	SRC
			小計						6,983.51	
			合計						12,508.82	

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

大島図書館は、平成 27 年 12 月末で廃止
視聴覚ライブラリーは、平成 27 年度末で廃止

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 図書館

施設の現状

図書館
<p>建物状況</p> <ul style="list-style-type: none">・新湊図書館は、新湊中央文化会館の施設内施設であり、平成 20 年度に大規模改修を行っており、現在 7 年が経過しています。・廃止した大島図書館を除くその他の 3 施設については、築 30 年以上経過している施設はありませんが、正力図書館（大門総合会館内）は 28 年が経過しています。 <p>利用・運営状況</p> <ul style="list-style-type: none">・全体的にすべての図書館での延べ利用人数（図書貸出人数）はほぼ横ばいとなっています。・実利用人数は、すべての図書館で延べ利用人数（図書貸出人数）のほぼ 1 割（約 1 万 3,000 人）となっています。 <p>コスト状況</p> <ul style="list-style-type: none">・事業運営費を含むフルコストは年間 1 億 6,700 万円であり年間利用者 13 万 2,000 人で割り返した場合、利用者一人当たり約 1,300 円のコストであることがわかります。・人口減少も踏まえながら効率的な運営を図ることが今後の課題です。

基本的な考え方

図書館
<p>将来のあるべき姿</p> <ul style="list-style-type: none">・人口減少に伴う一定の利用者減少傾向の中にあっても、1 本館 1 分館体制とすることで、専門図書を含めた蔵書の充実とレファレンスサービスが強化されています。また、運用形態の工夫により、読書会や読み聞かせ会などの企画等が行われ、幅広い年代において満足度の高い図書館として利用されています。
<p>個別の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none">・将来的な 1 本館 1 分館体制を基本とし、休館日の変更や開館時間の延長など、利用者の利便性に配慮した運営について検討します。また、指定管理者制度の導入についても検討します。・そうした体制下にあっても、全市民が図書サービスを受けられるように移動図書館等のサービスや自動貸出、電子書籍の導入など IT（情報技術）を活用することによって施設のみに頼らないサービスの更なる充実を図ります。・存続館は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。・貴重な書物等を所有している施設である観点から、特に施設の管理水準の維持に努めます。

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
図書館	5,525 m ²	550 m ² (10%程度)

2) 博物館等
施設の現状

博物館等
<p>建物状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物である小杉展示館は 104 年、竹内源造記念館は 81 年を経過しており、ともに国登録有形文化財であることから、今後も適切な保存を維持していく必要があります。 ・陶房「匠の里」、大島絵本館、正力・小林記念館、下村民俗資料館、埋蔵文化財整理室・考古資料展示室は、築 20 年以上を経過しています。 <p>利用・運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新湊博物館は、平成 26 年度の年間利用人数が 6,375 人であり、年間開館日数の 291 日で割り返すと、1 日当たりの利用人数は 21.9 人程度となっています。 ・正力・小林記念館は、大門総合会館の 1 階部分にあり、平成 26 年度の年間利用人数は 788 人となっています。年間開館日数の 347 日で割り返すと、1 日当たりの利用人数は 2.3 人程度となっています。 <p>コスト状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度の新湊博物館のフルコストは 1 億 115 万円、陶房「匠の里」で 1,092 万円、大島絵本館で 9,842 万円となっています。利用者 1 人当たりのコストに換算した場合、新湊博物館で 15.87 千円、陶房「匠の里」で 0.81 千円、大島絵本館で 2.53 千円と、コストに相当の格差があり、集客力に対するコストが課題です。

基本的な考え方

博物館等	
将来のあるべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示施設は集約統合され、展示内容が一層充実し、市内外から多くの人々が訪れています。 ・ 歴史的建造物は、地域団体による管理運営が行われ、歴史と文化が薫るまちづくりの拠点となっています。 	
個別の基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示施設については、できる限り 1 施設に集約し、建造物そのものが歴史的・文化的価値を有する場合は、その保全に努めるとともに、その建物にふさわしい機能を持たせます。 ・ 「視聴覚ライブラリー」については、平成 27 年度末で廃止しています。 ・ 存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。 ・ 博物館等は、貴重な歴史資料等を収蔵している施設である観点から、特に施設の管理水準の維持に努めます。 	

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
博物館等	6,983 m ²	450 m ² (6%程度)

3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要

スポーツ・レクリエーション系施設は、スポーツ施設とレクリエーション・観光施設からなります。

本市のスポーツ施設は45施設あり、市町村合併前の各地区に分散して立地しています。また、レクリエーション・観光施設は4施設あり、新湊地区に2施設、大島地区に1施設、大門地区に1施設立地しています。

平成27年4月1日現在

施設分類	施設数	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積(m ²)	代表建築物構造
スポーツ施設	45施設	1 新湊総合体育館	市有	指定管理	S61	29	不要	8,853.62	SRC
		2 小杉総合体育センター	市有	指定管理	H04	23	不要	6,762.00	SRC
		3 小杉体育館	市有	指定管理	S56	34	未	4,294.63	SRC
		4 大門総合体育館	市有	指定管理	S57	33	不要	3,213.87	SRC
		5 大島体育館	市有	指定管理	H12	15	不要	3,967.00	RC
		6 下村体育館	市有	指定管理	S60	30	不要	1,225.00	RC
		7 大島中央公園コミュニティ体育館	市有	市民協働	S63	27	不要	403.83	W
		8 海老江体育館	市有	市直営	S55	35	未	549.45	S
		9 七美体育館	市有	市直営	S57	33	不要	499.67	S
		10 本江体育館	市有	市直営	S55	35	未	495.76	S
		11 サン・ビレッジ新湊	市有	指定管理	H08	19	不要	299.75	RC
		12 大島中央公園コミュニティ広場	市有	市直営	H04	23	不要	148.02	RC
		13 歌の森運動公園多目的グラウンド	市有	市直営	-	-	-	-	-
		14 下村グラウンド	市有	指定管理	-	-	-	-	-
		15 本江グラウンド	市有	市民協働	-	-	-	-	-
		16 七美公園グラウンド	市有	市民協働	H02	25	不要	43.00	RC
		17 水戸田グラウンド	市有	市民協働	S55	35	不要	45.98	RC
		18 榑田グラウンド	市有	市民協働	S55	35	不要	49.80	SRC
		19 浅井グラウンド	市有	市民協働	-	-	-	-	-
		20 太閤山グラウンド	市有	市民協働	-	-	-	-	-
		21 大江グラウンド	市有	市民協働	-	-	-	-	-
		22 防災広場	市有	市民協働	H14	13	不要	33.46	RC
		23 奈呉の江東公園グラウンド	市有	市直営	-	-	-	-	-
		24 奈呉の江西公園グラウンド	市有	市直営	-	-	-	-	-
		25 庄川左岸緑地多目的広場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		26 大島北野河川公園多目的広場グラウンド	市有	市民協働	-	-	-	-	-
		27 新湊テニスコート	市有	指定管理	S62	28	不要	51.60	RC
		28 下村テニスコート	市有	指定管理	-	-	-	-	-
		29 歌の森運動公園テニスコート	市有	市直営	-	-	-	-	-
		30 堀岡緑地テニスコート	市有	市直営	-	-	-	-	-
		31 歌の森運動公園野球場	市有	市直営	H08	19	不要	823.00	RC
		32 薬勝寺池南公園野球場	市有	市直営	H20	7	不要	56.19	S
		33 堀岡緑地野球場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		34 庄川左岸緑地野球場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		35 薬勝寺池南公園サッカー場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		36 グリーンパークだいもん相撲場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		37 太閤山公園相撲場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		38 大島弓道場	市有	指定管理	H05	22	不要	801.20	S
		39 海竜スポーツランド	市有	指定管理	H10	17	不要	3,397.27	RC
		40 パークゴルフ南郷	市有	指定管理	H18	9	不要	250.09	W
		41 下村パークゴルフ場	市有	指定管理	H11	16	不要	532.68	S
		42 中山公園パークゴルフ場	市有	市直営	H16	11	不要	19.84	軽量S
		43 万葉パークゴルフ場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		44 グリーンパークだいもん中央緑地広場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		45 下村馬事公園	市有	指定管理	H07	20	不要	593.39	W
小計								37,410.10	
レクリエーション施設 観光施設	4施設	1 いみず観光情報館	市有	市直営	H16	11	不要	167.67	S
		2 大島北野河川公園ピクニック広場パーベキュー草	市有	指定管理	-	-	-	-	-
		3 庄川水辺の楽校	市有	市直営	-	-	-	-	-
		4 串田新遺跡公園	市有	市直営	S55	35	不要	19.13	RC
小計								186.80	
合計								37,596.90	

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

海老江体育館は平成27年度末で廃止

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) スポーツ施設

施設の現状

スポーツ施設

体育館

建物状況

- ・体育館は 10 施設中（平成 27 年 4 月現在） 6 施設が築 30 年以上と老朽化し、うち 3 施設では耐震安全性が確保されていない状態です。
- ・主要体育館では、小杉体育館、大門総合体育館、下村体育館が、建築後 30 年以上経過しています。

利用・運営状況

- ・主要体育館 6 施設には、指定管理者制度を導入しています。
- ・利用については、アリーナ利用のほか、その他トレーニングや卓球、柔剣道の利用など、施設の設備に合わせた利用となっています。

コスト状況

- ・主要体育館における利用者 1 人当たりコストは、小杉体育館（0.39 千円）と下村体育館（0.90 千円）では 2 倍以上の差が生じています。また、1 m²当たりのコストについても、大門総合体育館（7.5 千円）と下村体育館（10.9 千円）では 3.4 千円の差が生じています。

グラウンド

建物状況

- ・サン・ビレッジ新湊には、トレーニング室を有する管理施設を有していますが、その他の施設は、器具庫やトイレ等の建物となっています。

利用・運営状況

- ・主要グラウンドにおいて、グラウンドとしての利用が最も多いのは歌の森運動公園多目的グラウンドとなっています。サン・ビレッジ新湊については、建物施設を有しているため、利用者 1 人当たりコストが最も高くなっており、施設のあり方を検討する必要があります。

コスト状況

- ・各グラウンドの状況に応じて、指定管理者制度の導入、市民協働事業による管理を進め、利用者の利便性の確保及びコストの削減に努めています。

パークゴルフ場

建物状況

- ・パークゴルフ場 4 施設のうち、パークゴルフ南郷、下村パークゴルフ場にはクラブハウス、中山公園には事務所の建物を有していますが、築 20 年以上を経過している施設はありません。

利用・運営状況

- ・パークゴルフ南郷と下村パークゴルフ場は指定管理者制度を導入し、中山公園パークゴルフ場と万葉パークゴルフ場については市直営として、施設管理を委託しています。

コスト状況

- ・パークゴルフ南郷と下村パークゴルフ場は有料施設となっていますが、中山公園パークゴルフ場と万葉パークゴルフ場は無料施設としています。

その他体育施設（大島弓道場、海竜スポーツランド、下村馬事公園）

建物状況

- ・大島弓道場は築 22 年、下村馬事公園施設は築 20 年が経過しています。

利用・運営状況

- ・3施設ともに指定管理者制度を導入しています。

コスト状況

- ・大島弓道場の利用者 1 人当たりコストは 0.53 千円、海竜スポーツランドは 0.97 千円、下村馬事公園は 1.31 千円となっています。

基本的な考え方

スポーツ施設	
将来のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none">・体育館は、使い勝手の良い拠点型施設に集約・統廃合され、施設機能の充実・強化が図られています。また、利用施設・利用機会は、学校開放やコミュニティセンター大集会室等の活用により確保され、スポーツ振興及び健康維持・増進に寄与しています。・グラウンドは、避難場所の機能を備えた施設が存続しています。また、主に地域住民のみが利用するグラウンドは地域に移管され、地域のスポーツ振興が図られています。
個別の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・主要体育館は、現在の利用状況、コスト面、市民ニーズを分析するとともに、施設利用方法の見直し、施設の機能集約の検討、利用者の分散方法などを整理し、目標年次までに使い勝手の良い、拠点型 2 館体制への移行を目指します。・「海老江体育館」については、施設は廃止し、射北中学校体育館の学校開放等に対応します。・グラウンドは、本来の目的を考慮しつつ、避難所となる施設以外は、原則として廃止又は移管を検討します。・「本江グラウンド」、「水戸田グラウンド」、「櫛田グラウンド」、「浅井グラウンド」については、平成 27 年度から管理を地域へ移管し、存続しています。・「旧大江グラウンド」については、北陸新幹線北側及び南側部分とともに売却を進めます。

- ・「太閤山公園相撲場」については、大規模改修必要時に廃止することとし、民間企業により新たに整備される同様の施設があれば、その有効利活用を図ります。
- ・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40年間)
スポーツ施設	37,410 m ²	15,000 m ² (40%程度)

2) レクリエーション・観光施設 施設の現状

レクリエーション・観光施設
<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション・観光施設の主となる施設は「いみず観光情報館」です。「いみず観光情報館」は平成27年2月に購入し、平成27年4月に市内観光情報発信拠点として設置した施設であるため、平成26年度のコストは減価償却費のみとなっており、施設運営に係るコストについては、今後把握していくこととなります。

基本的な考え方

レクリエーション・観光施設
将来のあるべき姿
<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設は、市内観光情報発信拠点として、効果的で充実した運営が行われています。
個別の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の利用状況、コスト面、求められている施設のあり方を分析し、目的に応じた施設規模の最適化を図ることを検討します。 ・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40年間)
レクリエーション・観光施設	186 m ²	0 m ² (0%)

4 産業系施設

(1) 施設の概要

本市の産業系施設は 11 施設あり、新湊地区に 4 施設、小杉地区に 3 施設、大島地区に 1 施設、下地区に 1 施設、大門地区に 2 施設立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積 (㎡)	代表建築物構造
産業系施設	11施設	1 新湊農村環境改善センター	市有	指定管理	H08	19	不要	951.53	RC
		2 大門農村環境改善センター	市有	指定管理	H01	26	不要	1,162.84	RC
		3 大島農村環境改善センター	市有	指定管理	H10	17	不要	1,038.52	SRC
		4 川の駅新湊	市有	指定管理	H20	7	不要	558.79	RC
		5 道の駅新湊	市有	指定管理	H10	17	不要	978.96	RC
		6 大門コミュニティセンター	市有	指定管理	S62 (H9改修)	28 (18)	不要	1,122.13	RC
		7 ふれあい農園	市有	指定管理	H11	16	不要	120.64	W
		8 第1高齢者ふれあい健康農園	市有	市直営	-	-	-	-	-
		9 第2高齢者ふれあい健康農園	市有	市直営	-	-	-	-	-
		10 庄川左岸緑地区分農園	市有	市直営	-	-	-	-	-
		11 稲積リバーサイドパーク揚水施設	市有	市直営	H03	24	不要	35.20	RC
		合計						5,968.61	

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 産業系施設

施設の現状

産業系施設	
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大門農村環境改善センター及び大門コミュニティセンターは、築 20 年以上が経過しています。
利用・運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・農村環境改善センターについては、陶芸室や軽運動が可能な多目的ホール、会議室、調理実習室等、他の区分の施設と重複する機能が複数見られます。 ・新湊農村環境改善センター、大島農村環境改善センター、川の駅新湊、道の駅新湊については、指定管理者制度を導入し、民間活力を生かした運営を行っており、大門農村環境改善センター・大門コミュニティセンター についても一括して平成 27 年度から指定管理者制度を導入しています。
コスト状況	<ul style="list-style-type: none"> ・フルコストに対して、収入の占める割合が新湊農村環境改善センター19.6%、大島農村環境改善センター29.7%、大門農村環境改善センター・コミュニティセンター 37.6%とばらつきがあるため、今後、施設を維持更新していく場合は、適切な受益者負担を検討する必要があります。

基本的な考え方

産業系施設	
将来のあるべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置意義が低下している施設及び本来の目的以外に利用されている施設は、市の施設としては廃止し、民間への売却や民間活用が図られ、民間の専門性やノウハウを活用することにより、多様なニーズに柔軟な対応が可能となっています。 	
個別の基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の利用状況、コスト面、市民ニーズを分析し、施設規模の最適化を図るほか、施設の設置意義が薄れている場合及び本来の目的以外に利用されている場合は廃止・転用を検討します。 ・ 存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。 ・ 受益と負担の適正化に努めます。 	

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
産業系施設	5,968 m ²	1,000 m ² (17%程度)

5 学校教育系施設

(1) 施設の概要

学校教育系施設は、学校とその他教育施設からなります。

本市の学校は 21 施設あり、市町村合併前の各地区に分散して立地しています。

また、その他教育施設は 2 施設あり、いずれも新湊地区に立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	施設名	所有 状況	管理 形態	代表建築 年度	経過 年数	耐震 補強	総延床面積 (㎡)	代表建築 物構造	
学校	21施設	小学校(15施設)							102,025.61	
		1	放生津小学校	市有	市直営	H01	26	不要	6,270.00	RC
		2	新湊小学校	市有	市直営	H03	24	不要	7,305.00	RC
		3	作道小学校	市有	市直営	S56 (H24改修)	34 (3)	済	5,412.00	RC
		4	片口小学校	市有	市直営	S59	31	不要	5,523.61	RC
		5	堀岡小学校	市有	市直営	H14	13	不要	4,968.00	RC
		6	東明小学校	市有	市直営	S47 (H19改修)	43 (8)	済	6,282.00	RC
		7	塚原小学校	市有	市直営	S55 (H24改修)	35 (3)	済	4,990.00	RC
		8	小杉小学校	市有	市直営	S45 (H21改修)	45 (6)	済	8,527.00	RC
		9	金山小学校	市有	市直営	S50 (H13改修)	40 (14)	済	3,101.00	RC
		10	歌の森小学校	市有	市直営	S57 (H7改修)	33 (20)	不要	5,960.00	RC
		11	太閤山小学校	市有	市直営	H17	10	不要	9,069.00	RC
		12	中太閤山小学校	市有	市直営	S52 (H18改修)	38 (9)	済	8,271.00	RC
		13	大門小学校	市有	市直営	H17	10	不要	11,148.00	RC
		14	下村小学校	市有	市直営	S45 (H23改修)	45 (4)	済	4,903.00	RC
		15	大島小学校	市有	市直営	S51 (H25改修)	39 (2)	済	10,296.00	RC
		中学校(6施設)							54,948.00	
		16	新湊中学校	市有	市直営	H26	1	不要	8,009.00	RC
		17	新湊南部中学校	市有	市直営	H20	7	不要	7,509.00	RC
		18	射北中学校	市有	市直営	S53 (H24改修)	37 (3)	済	8,148.00	RC
		19	小杉中学校	市有	市直営	S54 (H25改修)	36 (2)	済	11,696.00	RC
20	小杉南中学校	市有	市直営	S58	32	不要	8,946.00	RC		
21	大門中学校	市有	市直営	S47 (H8改修)	43 (19)	済	10,640.00	RC		
小 計								156,973.61		
その他 教育施設	2施設	1	学校給食センター	市有	市直営	H22	5	不要	2,180.53	S
		2	教育センター	市有	市直営	H09	18	不要	488.00	S
小 計								2,668.53		
合 計								159,642.14		

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 学校教育系施設

施設の現状

学校教育系施設
建物状況 <ul style="list-style-type: none">・全ての小中学校において、耐震安全性は確保されています。・小学校では、15校中10校が築30年以上と老朽化していますが、うち9校は大規模改修を行っています。大規模改修が未済の学校は1校となっています。また、2校が築20年以上（築20～29年）となっています。・中学校では、6校中4校が築30年以上と老朽化していますが、うち3校は大規模改修済、1校は大規模改修未済となっています。
利用・運営状況 <ul style="list-style-type: none">・小学校では15校中7校、中学校では6校中2校が小規模校となっています。・今後は施設の再編を検討しながら、既存の空き教室や余裕教室を有効活用していくことが課題です。
コスト状況 <ul style="list-style-type: none">・本市の公共施設全体延床面積の約4割を学校教育系施設で占めており、また、年間フルコストが約14億6,800円にのぼることから、教育環境を維持しつつも経費の抑制に努めていく必要があります。

基本的な考え方

学校教育系施設
将来のあるべき姿 <ul style="list-style-type: none">・小・中学校は、文部科学省が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を踏まえた適正な規模に集約され、児童生徒の教育環境が良好に保たれています。
個別の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none">・小・中学校は、「射水市学校等のあり方に関する提言書（平成22年12月）」を基本に、児童生徒数の将来見込等を踏まえ、子どもたちにとって望ましい適正規模・適正配置化を図ります。・その他教育系施設についても、小・中学校の今後のあり方に併せて、施設規模や配置の最適化を図ります。・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。・児童生徒が、安心して学習できるよう施設の管理水準の向上に努めます。・施設の更新に際しては、環境やバリアフリーに配慮した施設整備を進めます。

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
学校教育系施設	159,642 m ²	20,000 m ² (13%程度)

6 子育て支援施設

(1) 施設の概要

子育て支援施設は、保育園・幼稚園と幼児・児童施設からなります。

本市の市立保育園・幼稚園は16施設あり、新湊地区に8施設、小杉地区に4施設、大島地区に1施設、下地区に1施設、大門地区に2施設立地しています。

また、幼児・児童施設は10施設あり、新湊地区に4施設、小杉地区に3施設、大島地区に1施設、下地区に1施設、大門地区に1施設立地しています。

平成27年4月1日現在

施設分類	施設数	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積(m ²)	代表建築物構造			
保育園・幼稚園	16施設	保育園(13施設)							11,563.48			
		1	放生津保育園	市有	市直営	S57	33	不要	898.80	RC		
		2	八幡保育園	市有	市直営	S50	40	不要	794.40	SRC		
		3	新湊保育園	市有	市直営	S54	36	未	1,006.87	RC		
		4	新湊西部保育園	市有	市直営	S52	38	不要	586.16	RC		
		5	片口保育園	市有	市直営	S51	39	不要	1,512.52	RC		
		6	塚原保育園	市有	市直営	S51 (H19改修)	39 (8)	済	897.80	RC		
		7	金山保育園	市有	市直営	S59 (H17改修)	31 (10)	不要	457.95	RC		
		8	大江保育園	市有	市直営	S60 (H16改修)	30 (11)	不要	521.08	RC		
		9	千成保育園	市有	市直営	S48 (H15改修)	42 (12)	済	1,069.81	RC		
		10	池多保育園	市有	市直営	S52 (H15改修)	38 (12)	済	321.11	RC		
		11	大門きさら保育園	市有	市直営	H11	16	不要	2,079.61	W		
		12	大島南部保育園	市有	市直営	H08	19	不要	636.39	W		
		13	下村保育園	市有	市直営	H06	21	不要	780.98	W		
				幼稚園(3施設)							2,462.00	
				14	本江幼稚園	市有	市直営	S54	36	不要	457.00	RC
		15	七美幼稚園	市有	市直営	S54	36	不要	455.00	RC		
		16	大門わかば幼稚園	市有	市直営	H17	10	不要	1,550.00	RC		
		小計							14,025.48			
幼児・児童施設	10施設	児童館(6施設)							3,286.55			
		1	堀岡児童館	市有	市直営	S55	35	未	1,319.81	RC		
		2	海老江児童センター	市有	市直営	S55	35	不要	321.75	RC		
		3	太閤山児童館	市有	市直営	S58 (H14改修)	32 (13)	不要	195.75	RC		
		4	大門児童館	市有	市直営	S60 (H13改修)	30 (14)	不要	276.46	RC		
		5	大島児童館	市有	市直営	H03	24	不要	541.78	W		
		6	下村児童館	市有	市直営	H14	13	不要	631.00	W		
				放課後児童クラブ(4施設)							631.96	
				7	とねりこ学級(片口小学校放課後児童クラブ)	市有	市直営	H14	13	不要	236.96	S
				8	なでしこクラブ(堀岡小学校放課後児童クラブ)	市有	市直営	H25	2	不要	153.00	S
		9	ピノキオ学級B(歌の森小学校放課後児童クラブ)	市有	市直営	H26	1	不要	142.50	S		
		10	ひばり学級(小杉小学校放課後児童クラブ)	市有	市直営	H26	1	不要	99.50	S		
		小計							3,918.51			
		合計							17,943.99			

構造凡例 S: 鉄骨造, RC: 鉄筋コンクリート造, SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート造, W: 木造

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 保育園・幼稚園

施設の現状

保育園・幼稚園

保育園

建物状況

- ・ 13 施設中、10 施設が築 30 年以上と老朽化が進行しています。そのうち、5 施設で改修を行っています。また、1 施設が築 20 年以上(築 20~29 年)となっています。

利用・運営状況

- ・ 本市における年少人口は減少傾向にありますが、私立を含めた保育園の園児数は、乳児の利用希望が増加傾向にあることから、ここ数年は、ほぼ横ばいの状況となっています。
- ・ 施設の老朽化や少子化に伴う児童数の減少、今後想定される厳しい財政状況等を考えると、現状のまま改築や新築を行い、保育環境を維持していくことは困難な状況です。

コスト状況

- ・ 平成 26 年度の年間フルコストは 14 億 9,759 万円で、それに対する収入は 2 億 7,798 万円であり、約 18.6%となっています。

幼稚園

建物状況

- ・ 3 施設中、2 施設が築 30 年以上と老朽化が進行しています。

利用・運営状況

- ・ 市立幼稚園の園児数は、年々減少傾向にあります。

コスト状況

- ・ 平成 26 年度の年間フルコストは 1 億 5,118 万円であり、それに対する収入は約 1,331 万円であり、約 8.8%となっています。
- ・ 園児 1 人あたりに換算した場合、年間 80 万 4 千円のコストがかかっています。

基本的な考え方

保育園・幼稚園
将来のあるべき姿
<ul style="list-style-type: none">・ 保育園は、統廃合を含めた民営化が図られ、質の高い保育サービスが提供され、子育てしやすいまちとなっています。・ 幼稚園は、適正な規模に集約され、幼児教育が一層充実しています。
個別の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 保育園は、市民が安心して子育てでき、私立保育園を含めて今後の変化にも対応できる保育の機能と質を高めるとともに、公立保育園としてセーフティネットの役割を担う再配置に取り組み、施設数の削減を目指します。・ 幼稚園は、子ども・子育て支援新制度を踏まえて、少子化対策推進委員会幼稚園部会においてそのあり方を検討し、建替時等に統廃合や認定こども園化を図ります。・ 存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。・ 未耐震施設については、引き続き耐震化を推進します。・ 子どもたちが、安全に利用できるよう法令に定められた施設の管理水準を維持します。

2) 幼児・児童施設 施設の現状

幼児・児童施設
児童館
建物状況
<ul style="list-style-type: none">・ 6施設中4施設が30年以上経過し、老朽化が進んでいます。また、大島児童館は、経過年数24年で、木造構造の法定耐用年数22年を既に経過しています。
利用・運営状況
<ul style="list-style-type: none">・ 各施設に児童厚生員を配置し運営していますが、放課後児童クラブが下村小学校を除く各小学校区内に発足していることにより、児童館全体の利用者が年々減少傾向にあります。
コスト状況
<ul style="list-style-type: none">・ 平成26年度のフルコストでは、利用者一人当たり約1.4千円かかっています。
放課後児童クラブ
建物状況
<ul style="list-style-type: none">・ 市が整備した専用施設は4施設ありますが、その他の学級は小学校、コミュニティセンターなどの余裕スペースを活用した施設となっています。・ 専用施設は新しい施設であり、耐震安全性が確保されています。

利用・運営状況

- ・核家族化や共働き家庭の増加や治安環境の変化、対象児童年齢の拡大等により、利用者は年々増加傾向にあります。
- ・運営は、市の直営ではなく、社会福祉法人や地域振興会、放課後児童クラブを利用する保護者会等が主体となって運営しています。

コスト状況

- ・運営に必要となる費用については、市からの委託料と保護者負担により賄っています。
- ・市からの委託料のうち 2/3 は国・県からの補助（事業委託経費 国 1/3・県 1/3）であり、市の支出は全体の 1/3 となっています。

基本的な考え方

幼児・児童施設

将来のあるべき姿

- ・児童館は、コミュニティセンター内児童室としてその機能を確保し、地域に根差した児童の遊び場の提供、多世代交流の機会づくりといった、地域振興との相乗効果が生まれています。
- ・放課後児童クラブは、保護者・学校・地域と連携を深めながら、小学校の空きスペースを活用するなど、適正な規模で運営を行い、子どもの健全な育成を図り子育てしやすいまちとなっています。

個別の基本的な考え方

- ・児童館は、コミュニティセンター整備時に、児童室にその機能を位置づけ、当該地区の児童館は廃止することを原則とします。
- ・本市が専用施設として整備している放課後児童クラブ室は、利用者が増加傾向にあることから対応したのですが、大規模改修・更新時には小学校の空きスペースの活用を検討します。
- ・放課後児童クラブ室については、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
子育て支援施設	17,943 m ²	9,000 m ² (50%程度)

7 保健福祉施設

(1) 施設の概要

保健福祉施設は、高齢者福祉施設、保健施設、その他社会福祉施設からなります。

本市の高齢者福祉施設は7施設あり、新湊地区に2施設、小杉地区に3施設、大島地区に1施設、大門地区に1施設立地しています。また、保健施設は5施設あり、各地区に1施設あります。

その他社会福祉施設は4施設あり、新湊地区に2施設、小杉地区に2施設立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積 (㎡)	代表建築物構造	
高齢者福祉施設	7施設	ふれあいサロン(5施設)							566.24	
		1	新湊中央ふれあいサロン	市有	市直営	H03	24	不要	67.00	RC
		2	小杉中央ふれあいサロン	市有	市直営	H11	16	不要	163.00	W
		3	小杉南部ふれあいサロン	市有	市直営	S62	28	不要	101.25	S
		4	いきいきサロン大門	市有	市直営	S60 (H13改修)	30 (14)	不要	169.99	RC
		5	大島憩いのサロン	賃借	市直営	S55	35	不要	65.00	RC
		その他高齢者福祉施設(2施設)							2,332.63	
6	足洗老人福祉センター	市有	指定管理	S54 (H19改修)	36 (8)	済	1,405.83	RC		
7	小杉ふれあいセンター	市有	市直営	S62	28	不要	926.80	S		
		小計						2,898.87		
保健施設	5施設	1	新湊保健センター	市有	市直営	S55	35	不要	1,156.68	RC
		2	小杉保健センター	市有	市直営	S59	31	不要	719.25	RC
		3	大門保健センター	市有	市直営	H07	20	不要	1,045.43	RC
		4	大島保健センター	賃借	市直営	S55	35	不要	118.25	RC
		5	下村保健センター	市有	市直営	H09	18	不要	506.31	RC
		小計						3,545.92		
その他社会福祉施設	4施設	1	堀岡福祉センター	市有	市直営	S46	44	未	571.68	RC
		2	小杉社会福祉会館	市有	指定管理	S53	37	未	2,641.04	SRC
		3	新湊交流会館	市有	指定管理	H07	20	不要	736.80	RC
		4	子どもの権利支援センター	賃借	市直営	不明	不明	不明	157.58	W
		小計						4,107.10		
		合計						10,551.89		

構造凡例 S:鉄骨造,RC:鉄筋コンクリート造,SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造,W:木造

保健センターは、平成 28 年度から大門保健センターを「射水市保健センター」とし、他の保健センターを統合

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 高齢福祉施設

施設の現状

高齢福祉施設	
建物状況	<ul style="list-style-type: none">・いきいきサロン大門、足洗老人福祉センターが築30年以上となっていますが、それぞれ改修を行っています。・ふれあいサロン5施設中、小杉中央ふれあいサロンを除く4施設は施設内施設であり、うち大島憩いのサロンは賃借物件となっています。
利用・運営状況	<ul style="list-style-type: none">・ふれあいサロンについては、すべて専門的なノウハウを持つ社会福祉法人へ委託して運営していますが、年々利用者は減少傾向にあります。・足洗老人福祉センターは、指定管理者制度を導入し、民間活力を生かした運営を行っていますが、年々利用者は減少傾向にあります。・小杉ふれあいセンターは、市直営で運営していますが、年々利用者は微減傾向にあります。なお、平成26年度末で浴場施設は廃止しています。
コスト状況	<ul style="list-style-type: none">・ふれあいサロンについては、施設によって利用者数にばらつきがあり、利用者一人当たりのコストは0.35千円から0.91千円と3倍近い差があり、利用者増につなげる取組が課題です。(平成26年度末で廃止した新湊南部ふれあいサロン及び平成27年度から運営を開始した小杉南部ふれあいサロンを除く比較による。)・入浴施設を有する足洗老人福祉センターと小杉ふれあいセンターでは、利用者一人当たりコストがそれぞれ0.50円、1.40円と3倍近い差が見られました。

基本的な考え方

高齢福祉施設	
将来のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none">・高齢者福祉施設は、老年人口の動態を見据えた統廃合が進んでおり、民間の専門性やノウハウを活用し、多様な市民ニーズに沿った柔軟で効率的・効果的な運営が行われています。・また、新規の施設を整備することなく、コミュニティセンター等の既存施設を活用したソフト事業が充実し、地域に密着した福祉サービスが提供されています。
個別の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・高齢者福祉施設については、老年人口の動態を見据え、民間への売却、民間活用、複合化、ソフト事業の充実などにより、統廃合を進めます。・拠点型ふれあいサロン施設については、現行のふれあいサロン機能を見直し、介護予防施設への転用及び複合化等を検討します。・「小杉ふれあいセンター」については、施設内の一部について、介護予防施設への転用を検討します。

- ・「足洗老人福祉センター」については、平成 30 年度末までに、温泉施設の有効活用ができる民間への売却や民間活用を図ります。
- ・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

2) 保健施設 施設の現状

保健施設	
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新湊保健センター、小杉保健センターについては、築 30 年が経過していました。また、大島保健センターは賃借物件を活用していました。 ・平成 28 年度からは、5 地区にあった保健センターを大門保健センターに統合し、「射水市保健センター」として運営しています。

基本的な考え方

保健施設	
将来のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターは、安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるため、また健やかで、質の高い充実した生涯を送るため、市民の総合的な保健サービスを行う拠点として効率的な運営が行われています。
個別の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新湊、小杉、大島、下村の各保健センターは平成 27 年度末で廃止し、平成 28 年度から「射水市保健センター」として「大門保健センター」に統合（機能集約）し、人的資源の効率的な活用を図っています。 ・市保健センターは、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

3) その他社会福祉施設
施設の現状

その他社会福祉施設	
建物状況	・堀岡福祉センターは築 40 年以上経過し、小杉社会福祉会館は築 37 年が経過しており、ともに耐震安全性が確保されていない状態です。
利用・運営状況	・小杉社会福祉会館及び新湊交流会館は指定管理者制度を導入し、民間活力を生かした管理・運営を行っていますが、近年利用者は減少傾向にあります。 ・堀岡福祉センターは地元の連合自治会に施設の維持等を委託して運営しています。
コスト状況	・平成 26 年度の利用者一人当たりのフルコストでは、堀岡福祉センターは 1.27 千円、小杉社会福祉会館は 0.78 千円、新湊交流会館は 3.16 千円と大きなばらつきがあります。

基本的な考え方

その他社会福祉施設	
将来のあるべき姿	・その他社会福祉施設は、他の施設との複合化によって機能の充実及び利便性の向上が図られた上で、社会福祉の拠点としての運営が行われています。
個別の基本的な考え方	・その他社会福祉施設については、老年人口の動態を見据え、民間への売却、民間活用、複合化、ソフト事業の充実などにより、統廃合を進めます。 ・「小杉社会福祉会館」については、平成 32 年度までに福祉拠点施設として大規模改修を行い存続します。改修に当たっては、社会福祉協議会本所等の各種団体事務所の入所（移転）や市民交流機能、ボランティアセンター - 機能の整備を検討します。 ・「堀岡福祉センター」は、堀岡コミュニティセンター整備時に廃止します。 ・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。 ・未耐震施設については、引き続き耐震化を推進します。

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
保健福祉施設	10,551 m ²	6,000 m ² (57%程度)

8 医療施設

(1) 施設の概要

本市の医療施設は2施設あり、新湊地区に1施設、下地区に1施設立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	No.	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積 (㎡)	代表建築物構造
医療施設	2施設	1	下村はぎ診療所	市有	市直営	H09	18	不要	89.44	W
		2	健康管理センター	市有	市直営	S50	40	未	557.30	RC
合計									646.74	

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

下村はぎ診療所は平成 27 年度末で廃止

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 医療施設

施設の現状

医療施設
<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設は2施設ありますが、「下村はぎ診療所」は平成 27 年度末で廃止しているため、「健康管理センター」のみとなります。 ・「健康管理センター」は市民病院内施設として管理運営されており、コストは市民病院事業会計に含まれています。

基本的な考え方

医療施設
<p>将来のあるべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康管理センター」は、市民の健康に寄与する市民病院内施設として適正に管理運営されています。
<p>個別の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「下村はぎ診療所」は、下村保健センターの廃止に合わせ、平成 27 年度末で廃止しています。 ・「健康管理センター」は、平成 27 年度に整備した市民病院の新診療棟内にあり、今後、市民病院全体を含め、「予防保全型」の対策を講じ、ライフサイクルコストの削減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
医療施設	646 ㎡	260 ㎡ (40%程度)

9 行政系施設

(1) 施設の概要

行政系施設は、庁舎、消防施設、その他行政系施設からなります。

本市の庁舎は7施設あり、新湊地区に3施設、小杉地区に1施設、大島地区に1施設、下地区に1施設、大門地区に1施設立地しています。また、消防施設は30施設あり、市町村合併前の各地区に分散して立地しています。

その他行政系施設は6施設あり、新湊地区に2施設、小杉地区に3施設、下地区に1施設立地しています。

平成27年4月1日現在

施設分類	施設数	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積(m ²)	代表建築物構造	
庁舎	7施設	1 小杉庁舎	市有	市直営	S50	40	未	5,999.71	RC	
		2 新湊庁舎	市有	市直営	S40	50	未	7,163.00	SRC	
		3 大門庁舎	市有	市直営	S57	33	不要	4,689.07	RC	
		4 大島庁舎	市有	市直営	H01	26	不要	4,032.55	RC	
		5 下庁舎	市有	市直営	S56	34	未	1,420.85	RC	
		6 布目庁舎別館	市有	市直営	H09	18	不要	831.00	S	
		7 布目庁舎	市有	市直営	S55	35	済	4,999.43	S	
小計								29,135.61		
消防施設	30施設	消防署(4施設)							7,297.77	
		1 射水消防署	市有	市直営	H16	11	不要	3,459.59	S	
		2 新湊消防署	市有	市直営	H20	7	不要	2,675.42	S	
		3 射水消防署大門出張所	市有	市直営	H18	9	不要	575.74	S	
		4 新湊消防署東部出張所	市有	市直営	S54	36	不要	587.02	RC	
		消防分団屯所(26施設)							3,426.53	
		5 射水市消防団戸破分団屯所	市有	市直営	H02	25	不要	139.12	S	
		6 射水市消防団三ヶ分団屯所	市有	市直営	H05	22	不要	140.25	S	
		7 射水市消防団橋下条分団屯所	市有	市直営	H16	11	不要	140.25	S	
		8 射水市消防団金山分団屯所	市有	市直営	S62	28	不要	140.34	RC	
		9 射水市消防団大江分団屯所	市有	市直営	H18	9	不要	143.26	S	
		10 射水市消防団黒河分団屯所	市有	市直営	H10	17	不要	144.78	S	
		11 射水市消防団池多分団屯所	市有	市直営	S59	31	不要	97.20	S	
		12 射水市消防団太閤山分団屯所	市有	市直営	S51	39	未	129.60	S	
		13 射水市消防団中・南太閤山分団屯所	市有	市直営	H09	18	不要	139.12	S	
		14 射水市消防団大門分団屯所	市有	市直営	S59	31	不要	270.13	RC	
		15 射水市消防団樺田分団屯所	市有	市直営	H02	25	不要	112.60	S	
		16 射水市消防団浅井分団屯所	市有	市直営	H01	26	不要	124.80	S	
		17 射水市消防団水戸田分団屯所	市有	市直営	H03	24	不要	107.55	S	
		18 射水市消防団二口分団屯所	市有	市直営	S63	27	不要	130.64	S	
		19 射水市消防団大島分団屯所	市有	市直営	H01	26	不要	136.00	S	
		20 射水市消防団下分団屯所	市有	市直営	H06	21	不要	190.67	S	
		21 射水市消防団放生津分団屯所	市有	市直営	S48	42	未	97.20	SRC	
		22 射水市消防団新湊分団屯所	市有	市直営	S56	34	不要	105.90	RC	
		23 射水市消防団庄西分団屯所	市有	市直営	S54	36	未	82.80	RC	
		24 射水市消防団塚原分団屯所	市有	市直営	H21	6	不要	143.26	S	
		25 射水市消防団作道分団屯所	市有	市直営	S53	37	未	113.70	RC	
		26 射水市消防団片口分団屯所	市有	市直営	S52	38	不要	105.51	RC	
		27 射水市消防団七美分団屯所	市有	市直営	S54	36	不要	84.28	RC	
		28 射水市消防団堀岡分団屯所	市有	市直営	S55	35	不要	150.39	RC	
29 射水市消防団海老江分団屯所	市有	市直営	H24	3	不要	143.48	S			
30 射水市消防団本江分団屯所	市有	市直営	S53	37	未	113.70	RC			
小計								10,724.30		
その他行政系施設	6施設	1 コミュニティ防災センター	市有	市直営	S56	34	不要	240.37	S	
		2 交通倉庫	市有	市直営	H13	14	不要	19.44	S	
		3 堀岡大気汚染常時観測局	市有	市直営	S56	34	不要	4.00	S	
		4 水害対策センター	市有	市直営	S63	27	不要	266.60	S	
		5 加茂中部除雪車庫	市有	市直営	S57	33	不要	51.84	S	
		6 埋蔵文化財収蔵庫除雪機器格納庫	市有	市直営	H03	24	不要	33.64	S	
小計								615.89		
合計								40,475.80		

構造凡例 S:鉄骨造,RC:鉄筋コンクリート造,SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造,W:木造

堀岡大気汚染常時観測局は平成27年度末で廃止

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 庁舎

施設の現状

庁舎
建物状況 <ul style="list-style-type: none">・ 7 施設中、3 施設の耐震安全性が確保されていない状態です。・ 耐震性能不足である新湊庁舎、小杉庁舎、下庁舎については、各庁舎建物及び跡地の利活用の方向性に基づき取り壊す予定です。・ 耐震性能が確保されている大門庁舎については、子ども子育て総合支援施設として、その他の庁舎は引き続き庁舎として活用していきます。
利用・運営状況 <ul style="list-style-type: none">・ これまでは、各庁舎に本庁機能を司る部門等を振り分ける分庁舎方式を採用するとともに、窓口サービスを提供する行政センターを置いていました。
コスト状況 <ul style="list-style-type: none">・ 新庁舎運用開始後の維持管理費の実績は今後明確になりますが、引き続き活用する庁舎を含め、管理コストの抑制に努めていく必要があります。

基本的な考え方

庁舎
将来のあるべき姿 <ul style="list-style-type: none">・ 災害対策拠点機能を有する新庁舎を維持しているとともに、その他庁舎については「各庁舎建物及び跡地の利活用の方向性」に基づき、民間活力を導入し適切に利活用されています。
個別の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none">・ 市役所・地区窓口については、これまで採用してきた分庁舎方式の廃止により、大きく変化することになりますが、新庁舎における窓口では手続きや相談を同一窓口で済ませることのできるワンストップサービスを導入し市民サービスの向上を図ります。・ 地区窓口については、現庁舎の近隣の既存公共施設に設置するという基本的考えのもと、旧小杉保健センターの転用をはじめ、大門庁舎転用後の「子ども子育て総合支援施設」及び下村交流センターとの複合化並びに新湊消防署 1 階の暫定利用等を検討します。・ 窓口業務は、取扱い件数等を考慮し、トータルコスト削減のため、事務の効率化や業務の一部委託、職員の適正配置等を含めた総合的な見直しを行います。・ 既存の大島庁舎、布目庁舎及び新庁舎は、「予防保全型」による対策を実施しライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

2) 消防施設
施設の現状

消防施設														
<p>建物状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防署については、新湊消防署東部出張所が30年以上経過しており、大規模改修工事が必要な時期にきていますが、その他の署所は建替えしてからの経過年数は浅い状況です。 消防屯所は、11屯所が築30年以上（うち2屯所新築中）、9屯所が築20年以上（築20～29年）経過しています。 <p>利用・運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防署所は、火災・救急・救助等の災害に対し、被害を最小限にとどめるため迅速的確に対応し、市民の大切な身体・生命・財産を守るためにバランスよく配置されていることから、この状況を継続していく必要があります。 <p>（参考）平成25年 救急出場時の現場到着所要時間及び病院収容所要時間（平均）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【H25】</th> <th>現場到着所要時間</th> <th>病院収容所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>射水市平均</td> <td>6.4分</td> <td>29.7分</td> </tr> <tr> <td>富山県平均</td> <td>6.9分</td> <td>29.9分</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>8.5分</td> <td>39.3分</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 消防分団は中・南太閤山分団を除いて各地域振興会と同様の単位で組織されており、災害時の消火・救急・救助活動の拠点としての屯所は、現行保有数を維持していく必要があります。 <p>コスト状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防署所は、24時間常時稼働していることから、引き続き経費節減に向けての取組を継続していくことが必要です。 			【H25】	現場到着所要時間	病院収容所要時間	射水市平均	6.4分	29.7分	富山県平均	6.9分	29.9分	全国平均	8.5分	39.3分
【H25】	現場到着所要時間	病院収容所要時間												
射水市平均	6.4分	29.7分												
富山県平均	6.9分	29.9分												
全国平均	8.5分	39.3分												

基本的な考え方

消防施設	
将来のあるべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> 現在の体制を維持することで、安定した消防力で市民の生命・身体・財産の安全を守ることができています。 	
個別の基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 消防署、分団屯所は市民の生命・身体・財産の保護に直結した施設であるため、現在の体制を維持します。 円滑に消防・防災活動が実施できるよう施設の劣化や不具合の早期発見に努めるとともに、「予防保全型」により、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。 未耐震施設については、引き続き耐震化を推進します。 	

- ・消防施設の更新にあたっては、市民の生命と財産を守るため、災害や火災の発生時に即応できるよう、人口分布や周辺環境の変化も勘案しながら、設置場所などを検討します。

3) その他行政系施設 施設の現状

その他行政系施設
・その他行政系施設には、コミュニティ防災センターのほか、除雪車車庫など6施設があります。

基本的な考え方

その他行政系施設
将来のあるべき姿
・真に必要な施設のみを所有することとし、その用途に応じて適正に管理運営されています。
個別の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティ防災センター」については、廃止し、跡地は駐車場へ転用します。また、災害用備蓄品及び資機材の保管場所については、災害時に迅速な使用が可能となるよう適切な配置を検討します。 ・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40年間)
行政系施設	40,475 m ²	10,000 m ² (25%程度)

10 公営住宅

(1) 施設の概要

本市の公営住宅は 16 施設あり、新湊地区に 9 施設、小杉地区に 1 施設、大島地区に 2 施設、下地区に 2 施設、大門地区に 2 施設立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	施設名	所有 状況	管理 形態	代表建築 年度	経過 年数	耐震 補強	総延床面積 (㎡)	代表建築 物構造
公営住宅	16施設	1 庄川本町市営住宅	市有		S58	32	不要	1,302.12	RC
		2 港町市営住宅	市有	指定管理	S48	42	不要	1,038.01	RC
		3 八幡市営住宅	市有	指定管理	S46	44	不要	7,315.85	RC
		4 庄西市営住宅	市有	指定管理	S61	29	不要	3,744.05	RC
		5 殿村市営住宅	市有	指定管理	H04	23	不要	3,440.80	RC
		6 本江市営住宅	市有	指定管理	H07	20	不要	4,788.38	RC
		7 海王町市営住宅	市有	指定管理	H09	18	不要	6,564.90	RC
		8 大門市営住宅	市有	指定管理	H16	11	不要	751.88	W
		9 中村市営住宅	市有	指定管理	H10	17	不要	431.72	W
		10 赤井市営住宅	市有	指定管理	H14	13	不要	1,307.10	RC
		11 ずずほ市営住宅	市有	指定管理	H14	13	不要	97.80	W
		12 戸破市営住宅	市有	指定管理	S21	69	未	182.90	W
		13 立町特定公共賃貸住宅	市有	指定管理	H09	18	不要	1,684.10	RC
		14 赤井特定公共賃貸住宅	市有	指定管理	H14	13	不要	1,775.04	RC
		15 ずずほ特定公共賃貸住宅	市有	指定管理	H14	13	不要	589.62	W
		16 リアン放生津	賃借	市直営	H25	2	不要	980.68	RC
		合計						35,994.95	

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

戸破市営住宅は平成 27 年度中に廃止

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 公営住宅

施設の現状

公営住宅	
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅 15 施設中 4 施設が築 30 年以上経過し、老朽化が進んでいます。また、築 20 年以上（築 20～29 年）経過している施設が 3 施設あります。
利用・運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者による施設管理としています。 ・市営住宅の全体入居率は平成 27 年 1 月の段階で 92.5%ですが、老朽化が進んでいる施設の入居率が低い傾向にあります。 ・また、特定公共賃貸住宅の全体入居率は 74.0%となっており、すずほ特定公共賃貸住宅を除き、入居率が低い状況にあります。
コスト状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅はもともと低所得者向け等の住宅のため、コストの回収が目的ではありませんが、入居率が下がっている状況や今後の人口動態予測から入居対象者数も減少することが予想されます。そのため、特定公共賃貸住宅も含め施設量を大幅に削減することによって、家賃を上げることなく市の負担を軽減していくことが課題です。

基本的な考え方

公営住宅	
将来のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ P P P ・ P F I の導入や民間施設の借上げ等の民間活用が行われているとともに、必要最小限の管理戸数となっています。
個別の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「射水市住まい・まちづくり計画」を改定し、民間活用を図りながら施設数を削減します。 ・「戸破市営住宅」は、平成 27 年 6 月に廃止しています。 ・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
公営住宅	35,994 m ²	7,200 m ² (20%程度)

1 1 公園

(1) 施設の概要

本市の公園は 147 施設あり、市町村合併前の各地区に分散して立地しています。
 なお、建物としては公園内トイレ 41 か所、公園内倉庫・物置 2 か所があり、その総延床面積は 815.21 m²となります。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数		施設名	所有 状況	管理 形態	代表建築 年度	経過 年数	耐震 補強	総延床面積 (m ²)	代表建築 物構造
公園	147施設	-	公園(一括計上)	市有	市直営	-	-	-	815.21	-

構造凡例 S: 鉄骨造, RC: 鉄筋コンクリート造, SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート造, W: 木造

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 公園

施設の現状

公園	
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> 公園、緑地にはトイレが 41 か所、公園内倉庫、物置が 2 か所あります。また、建物ではありませんが、83 か所の公園に遊具が設置されており、その遊具数は 260 基となっています。
利用・運営状況	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な利用者数は把握していませんが、市民アンケートの結果では、他の施設に比べ利用頻度が高いことがわかります。
コスト状況	<ul style="list-style-type: none"> 市民が憩い、または遊びを楽しむ公園を適正に管理するには多額の維持管理費が必要になっていることから、将来にわたって適正管理が可能な遊具、トイレ等の施設規模・配置とするための配置基準を設けることが必要となっています。

基本的な考え方

公 園	
将来のあるべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・公園内施設を含めた統廃合が進み、将来にわたって適正管理が可能な施設規模、配置及び管理方法となっており、市民の憩いの場の形成、都市環境の向上に寄与しています。 	
個別の基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度までに公園規模に応じた標準的な公園施設（遊具、トイレ等）の配置基準を策定し、協議が整った箇所から公園施設の統廃合を行うとともに、コミュニティガ - デン（公園の菜園化）や指定管理者制度の導入を検討します。 ・都市公園法に基づかない公園（児童遊園等）についても、統廃合を検討します。 ・公園施設の劣化や不具合の早期発見に努めるとともに、「予防保全型」の対策を講じて、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。 	

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40 年間)
公園	815 m ²	160 m ² (20%程度)

1 2 供給処理施設

(1) 施設の概要

本市の供給処理施設は5施設あり、新湊地区に1施設、小杉地区に4施設立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積 (㎡)	代表建築物構造
供給処理施設	5施設	1 クリーンピア射水	市有		H14	13	不要	9,221.24	S
		2 ミライクル館	市有	市直営	S55	35	不要	3,598.97	S
		3 野手埋立処分所	市有	長期包括	H21	6	不要	873.16	S
		4 衛生センター	市有	市直営	S62	28	不要	3,698.00	RC
		5 クリーンピア射水温泉施設	市有	長期包括	H14	13	不要	210.62	S
		合計						17,601.99	

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 供給処理施設

施設の現状

供給処理施設	
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンピア射水は、全連続燃焼式流動床炉 3 炉、プラズマ溶融炉 1 炉を有した施設で、平成 15 年に稼働を開始しました。 ・ミライクル館のプラザ棟は、各種研修・講演・会議などに利用できる研修室、リサイクル体験のできる体験工房室、パソコンによる環境学習コーナー等があり、処理棟は、金属缶や紙製容器包装、ペットボトル、プラ製容器包装などの精選や圧縮・梱包・保管ができる施設になっています。 ・野手埋立処分所は、平成 19 年から 21 年の 3 カ年で抜本的再整備工事を実施し、現行の耐震基準を満たした貯留構造物の補強、埋立地の拡幅整備、逆浸透膜 (RO) 処理による浸出水処理設備、降雨量を調整するための調整槽 (4,000 t) の新設など施設を拡充しています。 ・衛生センターは、昭和 62 年 9 月に処理能力 1 日 116KL のし尿処理施設として、更新されましたが、老朽化が進んでいます。
コスト状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理・運営について、運転管理から薬品・燃料等の調達や設備の補修まで包括的に複数年継続契約することで、民間事業者の創意工夫の余地を広げ、専門性やノウハウを生かした効率的で安定した運營業務の遂行ができる委託形式である長期包括運營業務委託を、クリーンピア射水は平成 20 年度から、野手埋立処分所は平成 26 年度から導入しています。

基本的な考え方

供給処理施設	
将来のあるべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域を超えた広域化や民間活力の導入など運営のあり方を含めた検討が行われ、その検討結果に基づいて運営されており、快適な市民生活を維持しています。 	
個別の基本的な考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活に直結した施設ですが、将来人口の減少による処理量の減少を踏まえ、長期的には市域を超えた広域化や民間活力の導入など運営のあり方を含め検討します。 ・ 存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。 	

	現在保有面積 (H27.4.1 現在)	削減想定面積 (40年間)
供給処理施設	17,601 m ²	400 m ² (2%程度)

1 3 その他施設

(1) 施設の概要

その他施設には、駐車場、駐輪場、斎場、墓苑などがあります。

本市の駐車場は7施設あり、駐輪場は4施設、斎場は1施設、墓苑は3施設、その他施設は9施設あります。

駐車場・駐輪場は、小杉地区に7施設、大島地区に3施設、大門地区に1施設立地しています。

斎場・墓苑は、新湊地区に1施設、小杉地区に1施設、大島地区に1施設、大門地区に1施設立地しています。

その他施設は、新湊地区に4施設、小杉地区に2施設、大門地区に2施設、大島地区に1施設立地しています。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	施設名	所有状況	管理形態	代表建築年度	経過年数	耐震補強	総延床面積 (㎡)	代表建築物構造
駐車場・駐輪場	11施設	1 小杉駅前広場駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		2 小杉駅東駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		3 太閤山10丁目駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		4 太閤山5・6丁目駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		5 大門中町駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		6 越中大門駅前広場駐車場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		7 大島駐輪場	市有	市直営	-	-	-	-	-
		8 小杉駅前自転車駐車場	市有	市直営	S57	33	不要	280.50	S
		9 小杉駅前西自転車駐車場	市有	市直営	S63	27	不要	482.78	S
		10 小杉駅南自転車駐車場	市有	市直営	S58	32	不要	643.70	S
		11 越中大門駅前自転車駐車場	市有	市直営	H23	4	不要	375.00	その他
		小計					1,781.98		
斎場・墓苑	4施設	1 斎場	市有	市直営	S41	49	不明	288.00	RC
		2 太閤山公園墓苑	市有	市直営	H19	8	不要	24.89	RC
		3 南郷霊園	市有	市直営	H16	11	不要	62.00	W
		4 大島墓地	市有	市直営	-	-	-	-	-
		小計					374.89		
その他施設	9施設	1 サービスセンター	市有	市直営	H08	19	不要	269.63	SRC
		2 錦町バス待合所	市有	市直営	H05	22	不要	46.32	RC
		3 二口バス待合所	市有	市民協働	H08	19	不要	18.00	W
		4 越中大門駅多目的トイレ	市有	市直営	H24	3	不要	9.10	W
		5 八幡宮境内公衆便所	市有	無償貸与	H04	23	不要	45.00	W
		6 内川奈呉トイレ	市有	市直営	H26	1	不要	13.92	W
		7 新湊庁舎駅前トイレ	市有	市直営	H03	24	不要	38.00	RC
		8 駅南広場公共トイレ	市有	市直営	H04	23	不要	57.00	RC
		9 あゆの風センター307号室	市有	市直営	H09	18	不要	82.14	RC
		小計					579.11		
		合計					2,735.98		

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) その他の施設

施設の現状

その他の施設	
建物状況	<ul style="list-style-type: none">・小杉駅前の駐輪場は老朽化が進んでいますが、通勤通学者等にとって必要な施設であると考えられます。
コスト状況	<ul style="list-style-type: none">・駐輪場については、道路交通の円滑化を図る上でも、引き続き適正な維持管理を行っていくことが必要であり、そのための経費削減、施設の長寿命化等を行っていく必要があります。・墓苑は、新たな施設の整備は行わないことを前提に、現状の施設を維持することとして取り組んでいく必要があります。・斎場については、老朽化が進んでおり50年の経過年数を迎えることから、更新が必要な時期にきています。将来の本市の規模に見合った施設規模として管理運営していくことが必要となっています。

基本的な考え方

その他の施設	
将来のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none">・駐車場・駐輪場は、公共交通政策推進の観点から必要な施設が維持され、地域公共交通の活性化につながっています。また、転用・売却が困難な未利用地についても、収益確保の観点から有効活用が図られています。・墓苑は、現状の施設が適正に維持されています。
個別の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・駐車場・駐輪場は、公共交通政策推進の観点から必要な施設を維持し、必要性の薄い施設については廃止します。・墓苑は、現状の施設を維持することとし、新たな整備は行わないものとします。・存続施設は、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

1 4 病院施設（市民病院事業会計）

（1）施設の概要

本市の病院施設は射水市民病院の1施設であり、新湊地区に立地しています。
コストについては、市民病院事業会計において、公立病院改革プランに基づき、健全経営に取り組んでいます。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数		施設名	所有 状況	管理 形態	代表建築 年度	経過 年数	耐震 補強	総延床面積 (㎡)	代表建築 物構造
病院施設	1施設	1	射水市民病院	市有	市直営	S50	40	不要	13,804.40	RC
合 計									13,804.40	

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

総延床面積は、健康管理センター分（557.30㎡）を除いています。

（2）施設の現状と個別の基本的な考え方

1）病院施設（市民病院事業会計）

施設の現状

病院施設（市民病院事業会計）
建物状況 ・射水市民病院は、昭和 50 年度に現在地で新築移転して以降、平成 9 年度に病棟を建替えするとともに平成 10 年度に診療棟の大規模改修を行っています。平成 25 年度から新診療棟への建替えを進め、平成 27 年 12 月に供用開始しています。

基本的な考え方

病院施設（市民病院事業会計）
将来のあるべき姿 ・地域医療の中核病院として、県が策定する地域医療構想に基づいた、二次救急医療及び高齢化にも対応した医療体制が充実しており、質の高い医療が提供されています。
個別の基本的な考え方 ・射水市民病院については、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

15 普通財産

(1) 施設の概要

市が所有している財産は、その使用目的によって、「行政財産」と「普通財産」とに分類されます。「行政財産」は、地方自治体が行政目的で用いる財産のことで、庁舎、支所等の公用財産、学校、公民館、道路、公園等、住民が一般的に利用する公共用財産が該当します。

「普通財産」は、行政財産以外の公有財産のことで、行政財産とは異なり、特定の用途又は目的を持たないため、貸付、交換、売却、譲与や私権を設定することができ、本市には、24施設あります。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数	施設名	所有 状況	管理 形態	代表建築 年度	経過 年数	耐震 補強	総延床面積 (㎡)	代表建築 物構造
普通財産	24施設	1 旧中伏木小学校	市有	-	S61	29	不要	2,883.00	RC
		2 旧新湊西部中学校	市有	-	S62	28	不要	5,873.00	RC
		3 旧堀岡小学校体育館	市有	-	S59	31	不要	1,128.00	S
		4 立町地区再開発事務所	市有	-	S45	45	不明	86.07	W
		5 摺出寺コミュニティセンター	市有	-	H16	11	不要	173.07	W
		6 小杉コミュニティセンター	市有	-	H10	17	不要	137.70	W
		7 白石コミュニティー施設	市有	-	H07	20	不要	281.00	W
		8 加茂コミュニティー施設	市有	-	H07	20	不要	274.00	W
		9 下村三箇公民館	市有	-	H08	19	不要	196.29	W
		10 旧片口コミュニティセンター	市有	-	S54	36	未	366.30	RC
		11 旧堀岡保育園	市有	-	H11	16	不要	870.75	RC
		12 旧水戸田保育園	市有	-	H21	6	不要	36.00	S
		13 旧小杉幼稚園	市有	-	S40	50	不明	458.00	S
		14 地域生活支援・交流ハウスふらっと	市有	-	S40	50	不明	187.78	W
		15 射水万葉苑デイサービスセンター	市有	-	S63	27	不要	433.11	RC
		16 七美ことぶき苑デイサービスセンター	市有	-	H04	23	不要	430.00	RC
		17 下村デイサービスセンター	市有	-	H08	19	不要	661.14	RC
		18 新湊シルバーワークプラザ	市有	-	H06	21	不要	330.00	S
		19 小杉シルバーワークプラザ	市有	-	H07	20	不要	669.00	S
		20 埋蔵文化財収蔵庫	市有	-	S53	37	不明	637.00	RC
		21 旧大江グラウンド	市有	市直営	H11	16	不要	12.00	W
		22 時の館	市有	-	H05	22	不要	48.60	S
		23 旧小杉邸	市有	-	S26	64	不明	112.65	W
		24 旧キャッシュディスペンサー施設	市有	-	H08	19	不要	7.00	S
		合計					16,291.46		

構造凡例 S：鉄骨造,RC：鉄筋コンクリート造,SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造

(2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

1) 普通財産

施設の現状

普通財産	
コスト状況	
	・ 特定の目的を有しない保有財産であることから、本市の公共施設等全体の維持管理費の低減に向けて、今後、譲渡、売却、除却などを含めた検討が必要となります。

基本的な考え方

普通財産	
個別の基本的な考え方	
	・ 市が所有する普通財産で長期的に見ても市として利活用する可能性のないものについては、譲渡を検討します。

16 インフラ資産

(1) 道路の基本的な考え方

道 路
個別の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・重要幹線道路については、予防保全による長寿命化を進め、それ以外の道路については、道路の重要性、交通量等によって耐用年数、整備水準を変えるとともに、破損箇所、劣化状況に応じて、事後保全、観察保全等を組み合わせることで、効果的、効率的な維持管理を行います。・安全・円滑な道路交通に資するため、日常的なパトロールや、定期的な点検・診断調査を継続的に実施し、施設の劣化や不具合の早期発見に努めます。・道路維持補修については、幹線道路と生活道路や交通量・重要度等に応じて、耐用年数、整備水準等を変えて対応することで、更新費用の縮減と投資の平準化を図ります。・道路台帳や点検結果、補修履歴等を継続的に蓄積し、維持管理業務の効率化を図ります。・災害発生時には周辺自治体や関係機関と連携・協力し、迅速な復旧・復興に取り組めます。

(2) 消雪施設の基本的な考え方

消雪施設
個別の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・消雪施設の水源を維持するため、定期的な点検・診断調査を継続的に実施し、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による計画的な対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。

(3) 橋りょうの基本的な考え方

橋りょう
個別の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・「射水市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、日常的なパトロール・清掃、定期的な点検・診断調査を継続して実施します。・橋りょうの劣化や損傷などの早期発見に努め、「予防保全」「事後保全」「観察保全」の組み合わせによる対策を実施するとともに、橋りょうごとの健全度や優先度に応じた対策を実施することで、人命に繋がる事故の発生を未然に防止します。・点検・診断調査結果などに基づく劣化予測から、計画的な維持管理、修繕に努め、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。・災害発生時には周辺自治体や関係機関と連携・協力し、迅速な復旧・復興に取り組めます。

(4) 上水道の基本的な考え方

上水道
個別の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・市民の日常的な生活に欠かせない施設として、定期的な点検・診断調査を継続的に実施し、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による計画的な対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの低減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。・未耐震施設については、重要度の高い順に耐震化を検討します。・災害発生時には市民の生命に係るライフラインとして、周辺自治体や関係機関と連携・協力して迅速な復旧・復興に取り組みます。・将来の需要実態及び更新費用を踏まえた水道料金の適正化を図り、管路及び設備等の計画的な更新を推進します。

(5) 下水道の基本的な考え方

下水道
個別の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・市民の衛生的な生活に欠かせない施設として、定期的な点検・診断調査を継続的に実施し、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、「予防保全型」による計画的な対策を実施するとともに、ライフサイクルコストの最小化を図りながら、施設の長寿命化を図ります。・将来の需要実態及び更新費用を踏まえた下水道使用料の適正化を図り、管渠及び施設等の計画的な更新を推進します。

第5章 公共施設マネジメントに向けた目標設定

これからは、加速する少子高齢化・人口減少社会に伴う市民ニーズの変化や地域特性に対応した適切な公共サービスの提供の場として、真に必要な公共施設を適正に管理・活用していく必要があります。

また、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産においても、ライフラインを担うものであり、常に安全で安心な施設である必要があります。

しかしながら、公共施設等の維持管理・更新費用そのものが将来の財政を逼迫・硬直させることは「射水市総合計画」に掲げる魅力あるまちづくり政策にも大きな影響を及ぼすこととなります。

公共施設等の適正管理・運営と安定した財政運営を両立させるためには、建設・整備の計画段階から維持管理、運営、修繕、除却までの事業全体のライフサイクルコストを意識した経営的視点を持って進めていく必要があります。

この考え方に立って、公共施設、インフラ資産のマネジメントに向けた目標を以下のとおり掲げることとします。

1 公共施設の目標

中長期財政計画期間以降の長期的な財政予測の面からも、現在保有している公共施設（建物）を将来にわたって現状のまま更新していくことが困難なことは第2章6で検証したとおりです。

このため、第3章に示した公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた具体的な取組を進めていくことが重要となります。

第4章1から13までの施設類型ごとの建物延床面積の保有総量は、390,846 m²となります。また、それぞれに示した「将来のあるべき姿」を目指して今後40年間取り組んだ場合の削減想定面積は、77,820 m²であり、全体の約20%に相当することが明らかになりました。

こうしたことから、真に必要とされる公共施設については長寿命化を図りながら、40年間の建物延床面積の削減目標を、20%として取り組んでいきます。

現在保有延床面積 (普通会計・行政財産) (H27.4.1 現在)	削減目標 (40年間)
390,846 m ²	77,820 m ² (20%)

2 インフラ資産の目標

道路、橋りょうなどのインフラ資産は、安全で快適な日常生活を営む上で必要不可欠な施設であることから、現在保有している総量を削減するのではなく、予防保全の考え方に立ち、長寿命化を図ることを基本とし、更新費用の抑制を図りながら将来にわたって適切に維持していきます。

参考資料 今後の公共施設マネジメントに向けた取組事例

今後、本計画を基にして、限られた財源の中で充実した行政サービスを提供していくためには、これまで整備した公共施設等を適切に維持するとともに、必要性の低い施設等については総量を抑制、修繕・更新等に掛かる費用を低減することが必要となってきます。

公共施設等管理を適切に実施するにあたっては、本計画で定めた基本目標及び方針、それに基づいた取組を総合的に推進していくことが重要となります。

本計画では、公共施設（建物）に関して、適切な維持管理と合わせて、統合や廃止、機能転用、多機能化を推進していくとともに、機能の維持、サービスの向上に努め、民間活力を活用していくこととしています。

ここでは、公共施設（建物）の今後の管理に際しての参考として、他都市での具体的な先進事例を紹介します。

改築に伴う施設の複合化、民間運営

石川県かほく市 ～ 学校の体育館を、市立体育館として活用 ～

- ❖ かほく市立宇ノ気中学校の体育館を設けず、社会体育館として市立体育館を整備しています。
- ❖ 体育館は、学校の授業や部活動での使用を優先し、それ以外では地域に開放しています。
- ❖ 市立体育館の運営は、民間事業者が指定管理しており、通常の学校施設とは違い、ダンス教室などの自主事業を展開し、地域のスポーツ振興に寄与しています。



宇ノ気体育館

写真出典：かほく市役所ホームページ

建替えの際の合築（複合化・PPP）

岩手県紫波町 ～ オガール紫波 官民共同利用の複合施設整備 ～

- ❖ 町所有の遊休地の解消を目的に、公共施設のみならず民間施設との複合化を行って整備されました。
- ❖ 整備に先立っては、官民が共同して出資し、第3セクターであるオガール紫波株式会社を設立しています。
- ❖ 施設は公共施設（図書館・地域交流センター・子育て支援センター）と民間施設（カフェ・眼科・産直販売所・学習塾・事務所等）が、エントランスを共用して整備されており、人が集まるとともに地域振興にも役立つ施設となっています。



子育て応援センターしわっせ



紫波町情報交流館



紫波町図書館



飲食店



紫波マルシェ



眼科クリニック

オガール紫波 写真

写真出典：オガール紫波ホームページ

公立図書館の指定管理（複合化、民間活力活用）

東京都千代田区 ～千代田区立日比谷図書文化館～

- ❖ 公立図書館の運営に民間事業者を指定管理として選定した事例で、集客力の高い図書館をより有効活用するため、民間事業者のノウハウを活かした運営を行っています。
- ❖ また、コンベンションホールなどの施設も設置すると同時に、集客力の高いカフェやレストランなど、民間の施設も取り入れています。



館内

写真出典：日比谷図書文化館ホームページ

廃校の活用（転用、民間活力活用）

兵庫県養父市 ～旧西谷小学校～

- ❖ 廃校となった学校の校舎等を活用する民間企業を募集し、地域産業である醸造企業が進出しています。
- ❖ 校舎は、現所在地元産業の振興に寄与しています。



体育館内



研究室

改装後の校舎、体育館館内

写真出典：兵庫県ホームページ

公共施設のダウンサイジング（改修、減築）

神奈川県 青少年センター

- ❖ 老朽化、機能低下した施設の建替えを行わず、耐震化・長寿命化工事の際に延床面積を削減しています。
- ❖ 耐震化の際に、5階の天文台とプラネタリウム、そして4階の床を撤去することにより建物重量の軽減を図っています。



写真出典：神奈川県ホームページ

用語解説

	用語	解説
ア行	一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）	地域における民間能力の活用、民間部門の支援のため、都道府県、政令指定都市の出捐により発足した財団法人民間能力を活用した地域の振興、地方公共団体が実施する長期資金の融資業務の支援等を行っている。
	射水市学校等のあり方に関する提言書	平成 22 年 12 月、射水市学校等のあり方検討委員会が、学校の適正規模・適正配置の基準、中長期的な学校の適正配置の方向性について取りまとめた提言書。
	インフラ資産	インフラとはインフラストラクチャー（infrastructure）の略で、産業や生活の基盤として整備された施設資産のこと。本計画においては、道路、消雪施設、橋りょう、上水道、下水道を指す。
カ行	各庁舎建物及び跡地の利活用の方向性	平成 28 年度の新庁舎開庁に伴う、各庁舎の建物や跡地の利活用の基本的な考え方や庁舎ごとの方向性をまとめたもの。
	可住地面積	総土地面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いた面積のこと。
	合併算定替	「平成の大合併」により誕生した合併市に対する財政支援措置 合併後 10 年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が交付されるが、11 年目以降、段階的に縮減され、16 年目以降は市の本来の規模で算定した交付税のみが交付される。
	合併特例事業債	合併した市が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、必要と認められる事業に対する財源として、借り入れることができる市債のこと。 合併年度に続く 15 か年に限り適用される特例措置であり、事業費の 95% まで借り入れることができ、元利償還金（元金と利子を合わせて返済する支出）の 70% が後年度の普通交付税に算入されるため、一般の地方債と比べ市の実質負担が少ない有利な市債
	観察保全	構造物や建築物が一定の機能低下が生じた状況を観察しながら適切な時期に対策を行うこと。
	逆浸透膜（RO）処理	水を通し、イオンや塩類など水以外の不純物は透過しない性質を持つ膜によって処理すること。

	用語	解説
カ行	行財政改革大綱・行財政改革集中改革プラン	本市の最上位計画である「射水市総合計画」を支える計画の一つであり、本市の規模に見合った健全で持続可能な行財政基盤の確立を目標とし、経営的な視点に立った「量」の改革と「質」の改革の両立を進めるもので、行財政改革集中改革プランは、その実施計画である。
	橋梁長寿命化修繕計画	今後、維持補修に係る費用の増大が見込まれる橋りょうを計画的に補修し、長寿命化を図るために策定した計画
	国・県支出金	国や県から市町村へ交付される負担金、補助金、交付金、委託金等のこと。
	繰入金 繰出金	一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に運用される資金のこと。 その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計などからその会計に資金が移される場合を「繰入」という。
	下水道ビジョン	下水道事業における現状と将来の見通しを把握・分析し、今後取り組むべき課題や方向性を示す指針。
	減価償却費	建物や機械設備など、長期間にわたって利用する資産の購入価額をいったん資産として計上した後、その金額を資産の耐用年数にわたって定期的に費用として配分される金額のこと。
	公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有する公共施設について、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。
	合計特殊出生率	1人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値のことで、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。
	公債費	市が借り入れた市債の償還や利子の支払いに要する経費のこと。
	更新	既存の施設などを新しいものに置き換えること。公共施設等の建替えや再整備のこと。
	交付金	国や県に納付された自動車取得税、ゴルフ場利用税、地方消費税、利子割に相当する税等のうち、市町村に交付されている一部分の金銭の総称
公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き	文部科学省が策定したもので、市町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会が、これらの事柄について域内の市町村教育委員会に指導・助言・援助を行う際に、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた手引き。	

	用語	解説
カ行	公立病院改革プラン	病院事業経営の改革に総合的に取り組むため、公立病院として果たすべき役割や、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等についての計画を記載したもの。平成 28 年度には、新たに地域医療構想を踏まえた役割の明確化についての記載を加えた「新公立病院改革プラン」を策定する予定としている。
	国立社会保障・人口問題研究所	平成 8 年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した、厚生労働省に所属する国立の研究機関。将来人口推計をはじめとした人口や世帯の動向、社会保障政策や制度についての研究を行う。
	固定資産台帳	固定資産を取得から除却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的にまとめているもの。
	子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこと。
サ行	歳出	国や地方公共団体の一会計年度における一切の支出のこと。
	再生可能エネルギー	再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使えるエネルギー資源。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが該当する。
	財政予測	本計画期間である 40 年間の歳入歳出額を公共施設等の更新費用の見通しを踏まえ、総合調整をしつつ便宜的かつ比較的簡易な方法で予測したもの。なお、本予測は、将来の財政運営の指針を示すものではない。
	歳入	国や地方公共団体の一会計年度における一切の収入のこと。
	市債（地方債）	地方公共団体が外部から資金を調達することによって負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われる借入れのこと。
	事後保全	構造物や建築物の損傷が顕在化した後、機能不全に陥る前に対策を行うこと。
	市指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、その危険から逃れるため緊急的・一時的に避難する場所。
	市指定避難所	被災した方が、災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在、または災害により家に戻れなくなった被災者が一時的に滞在する施設。
	市税	地方公共団体である市が賦課・徴収する税金のこと。

	用語	解説
サ行	実質公債費比率	地方公共団体の財政規模に対する公債費割合であり、比率が18%を超えると市債発行に対して許可が必要となり、25%を超えると市債発行が一部制限される。
	指定管理者制度	従来、自治体や外郭団体に制限されていた公共施設の管理運営を、株式会社やNPO、財団法人等の民間団体（指定管理者）に代行させることができるようにした制度。
	市民協働事業	市だけでなく、NPO法人やボランティア団体等の各種団体が、ともに公共サービスの担い手となり、協働で事業を実施すること。
	集約	同種のサービスを提供する施設を統合し、一体の施設として整備すること。
	受益者負担	特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者が経費の一部を負担すること。
	小規模校	学級数が、小学校においては6～11学級、中学校においては3～11学級の学校。
	少子化対策推進委員会幼稚園部会	保育の質の充実に向け公立幼稚園のあり方について検討する部会。
	将来負担比率	財政規模の額に対する、将来負担しなければならない実質的な負債総額の比率のこと。
	人件費	給料・手当など、労働の対価や報酬として支払われる経費のこと。
	人口ビジョン	本市の人口の減少と将来の姿を示し、人口減少問題に関する認識を市民と共有するとともに、今後の市の目指すべき方向性を示すためのもの。
	水道ビジョン	水道事業における現状と将来の見通しを把握・分析し、今後取り組むべき課題や方向性を示す指針。
	住まい・まちづくり計画	市民が安心して住み続けられる住環境の創造への寄与を目的に、住宅等の供給や住まい・住環境に関する整備目標と具体的施策をまとめた計画。
	生産年齢人口	15歳から64歳までの人口のこと。年齢別人口のうち、労働力の中核をなす年齢の人口層。
	夕行	セーフティネット
全連続燃焼式流動床炉		本市では、炉の下部で高温の砂を空気で激しく動かし、その中でごみを短時間で完全に焼却する炉のこと。
送水管		浄水場から配水池へ水を送る管のこと。
大規模改修		経年劣化に伴う修繕と建築当初の機能・性能を上回る機能向上を伴う改修工事のこと。

	用語	解説
夕行	耐震化	強い地震でも構造物や建築物が倒壊、損壊しないように補強あるいは、そのような構造に造りかえること。
	耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市内の建築物の耐震化促進を図るための計画。
	耐震基準	構造物や建築物に対して、それらが最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のこと。 「旧耐震基準」とは昭和56年6月1日の建築基準法改正前の基準であり、「新耐震基準」とはそれ以降の基準である。「新耐震基準」では、大規模な地震でも倒壊、損壊しないことが求められている。
	耐用年数	構造物や建築物が利用に耐える年数のこと。
	地方譲与税	国税として徴収し、一定の基準により国から地方公共団体に譲与する税のこと。
	地域医療構想	医療介護総合確保推進法に基づき、都道府県が策定するもので、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービスの体制を築くことを目的とし、将来の医療需要と病床の必要量を推計し、地域の実情に応じた方向性を定める。
	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が一定の行政サービスを行うことができるよう、必要な財源を保障するための制度 普通交付税と、災害等特別の事業に応じて交付される特別交付税がある。
	中長期財政計画	歳入や総合計画実施計画等に基づく歳出の見通しを中長期的に示し、実施計画の実効性を財政面から裏付け、引き続き健全財政を堅持できるよう、今後の財政運営における指針とするもの。計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間としている。
	長期包括運営業務委託	施設の運営・管理について、包括的に複数年度継続契約することにより、民間の専門性やノウハウを生かし、効率的かつ最適で安定した業務を遂行する委託形式のこと。
	長寿命化	計画的な点検や修繕・改修を実施し、施設の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことによって、施設の耐久性を高め、建替えの周期を伸ばす取組のこと。
	データベース	複数の主体で共有や利用などがしやすいように、整理された情報の集まりのこと。
	投資及び出資金	一般会計から公営企業会計へ支出される出資金などの経費のこと。

	用語	解説
タ行	投資的経費	公共施設のような、社会資本として将来に残るものを整備するための経費のこと。
	導水管	水道原水を取水地から浄水場に運ぶ管のこと。
	統廃合	複数の施設や施設機能を1つの施設にまとめ、統合前の施設や施設機能を廃止すること。
	特定公共賃貸住宅	中堅所得者世帯に対し、優良な賃貸住宅を供給するため、地方公共団体が直接建設を行い、賃貸している住宅のこと。
	(仮称)『とやま呉西圏域』都市圏ビジョン	富山県西部6市(射水市、高岡市、南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市)が、広域での連携に向け、圏域の中長期的な将来像や具体的な取組等を定めた都市圏ビジョンのこと。
ナ行	二次救急医療	日本における救急医療体制は、都道府県が作成する医療計画に基づき、「重症度」に応じて初期(第一次)、第二次、第三次救急医療の3段階体制となっている。二次救急医療は、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療のこと。
	認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供などを行う施設で、幼稚園や保育所などのうち一定の基準を満たす施設を、都道府県知事が認定する。
	年少人口	0歳から14歳以下の人口のこと。
ハ行	配水管	配水池から各家庭へ給水するために街路に埋設し、水を送る管のこと。
	バリアフリー	障がい者や高齢者が生活していく際の障害を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備すること。
	PPP・PFI手法	PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が連携して公共サービスの提供を行う仕組み。PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの代表的な手法の一つで、民間の資金・ノウハウを活用した公共サービスの提供を民間主導で行い、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。
	フォローアップ	計画を徹底させるために、効果を確認しながら進捗状況など継続的に調査を行うこと。
	複合化	異なるサービスを行う施設を統合し、複数の機能を持つ施設として整備すること。 (例)図書館、集会施設、文化施設それぞれの機能を併せ持つ1つの施設を整備
	複合施設	複合化されている施設
	扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに支給する費用や、国や地方公共団体が行う各種扶助に要する経費のこと。

	用語	解説
八行	普通会計	統計上の会計区分で、本市の場合、一般会計及び墓苑事業特別会計を合算し、重複額を控除したもの。 他団体との比較に用いる。
	普通交付税	行政サービスに極端な差が出ないように、財政力が乏しい地方公共団体に対し、国が毎年配分する地方交付税のこと。
	普通財産	行政財産以外の公有財産。特定の行政サービスを行っていない土地・建物のこと。 行政財産...市が行政サービスを行うことを目的として保有している公有財産（土地・建物）のこと。
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の、地方公共団体が支出する消費的な性質を持つ経費の総称。賃金、需用費、委託料など
	プラズマ溶融炉	電気エネルギーにより発生させた高温のプラズマによって、ごみの焼却により生じた不燃物、飛灰などを溶かす炉のこと。 本市では、ボイラー・減温塔及びろ過式集じん器で捕集した飛灰を電力を使ったプラズマの熱で溶かして、ガラス状のスラグにする炉を有している。
	フルコスト	本計画においては、維持管理費、事業運営費に加え、人件費及び減価償却費などを含めた経費の合計のこと。
	プレストレスト・コンクリート（PC）	あらかじめ応力を与えられたコンクリート材のことで、PC（ピーシー）とも略される。PCの技術を用いて、圧縮力に強く引張力に弱いというコンクリートの特性を克服することができる。
	分担金・負担金	市の行う事業により利益を受ける者から、その受益を限度として徴収する金銭のこと。
	平準化	事業量や支出などを特定の期間だけに集中させず、中長期的に負担を均一化すること。
	包括管理委託	一つの施設に係る維持管理業務全般を一括で委託すること。
補助費等	各種団体に対する助成金や他団体への負担金、報償費などに係る経費のこと。	
マ行	まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少の克服と地域の活性化に取り組み、将来にわたって、活力に満ち、市民が夢と希望を持てる射水市を創るために策定された計画。
ヤ行	UIJターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。 Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地に近い地方中核都市などに移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

	用語	解説
ヤ行	ユニバーサルデザイン	性別、年齢差、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいように環境などをデザインすること。
	予防保全	構造物や建築物の損傷が顕在化する前に、予防的に対策を行う管理手法のこと。
ラ行	ライフサイクルコスト	企画・設計から維持・管理・除却に至る過程で必要な費用の総額のこと。
	ライフライン	市民生活の基盤となる電気、ガス、上下水道、交通、電話、通信などのこと。
	レファレンスサービス	図書館利用者が必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報や資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。
	老年人口	65歳以上の人口のこと。
ワ行	ワンストップサービス	一つの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと。